

平成18年度

包括外部監査結果報告書

「和歌山県の信用保証制度に係る財務事務の執行について」

和歌山県包括外部監査人

包括外部監査報告書 目次

第1章 包括外部監査の概要	1
I. 監査の種類	1
II. 選定した特定の事件	1
1. 包括外部監査対象	1
2. 包括外部監査対象期間	1
III. 事件を選定した理由	1
IV. 包括外部監査の方法	2
1. 監査の要点	2
2. 主な監査手続	2
V. 包括外部監査人の補助者の資格及び人数	2
VI. 包括外部監査の実施期間	2
第2章 和歌山県の信用補完制度	3
I. 和歌山県の信用補完制度の概要	3
1. 信用補完制度の概要	3
2. 和歌山県信用保証協会	3
(1) 信用保証制度の概要	3
(2) 信用保険制度の概要	5
(3) 制度融資の損失補償	7
3. 和歌山県漁業信用基金協会	7
(1) 信用保証制度の概要	7
(2) 信用保険制度の概要	8
II. 和歌山県信用保証協会	10
1. 組織の概要	10
(1) 設立目的	10
(2) 設立年月日	10
(3) 設立根拠法令	10
(4) 沿革	10
(5) 人員	10
(6) 組織図	11
(7) 事業活動	12
2. 業務の概要	12
3. 制度の概要	13
(1) 主要な保証制度	13

(2) 中小企業金融安定化特別保証制度	14
4. 財務状況	16
(1) 収支計算書	16
(2) 貸借対照表	17
(3) 県信用保証協会の財政状況の全国比較	18
5. 保証状況	20
6. 和歌山県との関係	23
(1) 出捐金について	23
(2) 損失補償について	23
(3) 保証料の政策的引き下げの伴う引き下げ分の補填	24
(4) 制度融資の原資としての預託金部分についての県信用保証協会への貸付け	24
7. 今後予定されている制度の変容と和歌山県での取り組み	25
(1) 利便性の向上	25
(2) 再生支援の強化	25
(3) 保証料率の弾力化	25
(4) 回収の効率化	26
(5) 金融機関との適切な責任分担	27
III. 和歌山県漁業信用基金協会	28
1. 組織の概要	28
(1) 設立目的	28
(2) 設立年月日	28
(3) 設立根拠法令	28
(4) 沿革	28
(5) 人員	28
(6) 組織図	29
(7) 事業活動	29
2. 業務の概要	30
3. 財務状況	30
(1) 損益計算書	30
(2) 貸借対照表	32
(3) 県漁業信用基金協会の財政状況の全国比較	34
4. 保証状況	37
5. 和歌山県との関係	40
(1) 出資金について	40
(2) 貸付	40
(3) 運営費補助	41

(4) 利子補給補助金	43
(5) 人的関係	44
6. 今後予定されている制度の変容	44
(1) 中小漁業者の再生支援	44
(2) 金融機関との適切な責任分担	44
(3) 繰入金の取り崩しについて	45
第3章 包括外部監査の結果と意見	47
I. 和歌山県信用保証協会	47
1. 制度	47
(1) 保証制度別の利用実績	47
(2) 担保の徴求	51
(3) 保証料	51
(4) 保証枠	52
2. 保証の調査・審査事務	54
(1) 概要	54
(2) 保証申込の手続	54
(3) 資金使途	56
(4) 資金計画	56
(5) スコアリング	57
(6) 審査委員会	59
3. 管理体制	59
(1) 概要	59
(2) 代位弁済の状況	63
(3) 有担保融資保証	63
4. 回収体制	65
(1) 概要	65
(2) 求償権の分類	66
(3) 回収見込みの評価	68
(4) 回収の効率化	68
5. 金融安定化制度	70
6. 会計処理	71
(1) 保証債務	71
(2) 求償権	73
(3) 制度改革促進基金	76
(4) 責任準備金	77

(5) 信用保険料	78
(6) 保証料	79
(7) 長期借入金	79
(8) 特別会計	80
(9) 収支構造の分析	81
7. 役員の状況	86
8. まとめ	87
(1) 金融機関との関係	87
(2) 料率の弾力化	88
(3) 和歌山県の財政負担	89
II. 和歌山県漁業信用基金協会	94
1. 制度	94
(1) 年度別の保証状況（新規案件）	94
(2) 保証の対象となる資金の種類	96
(3) 保証料	98
(4) 保証の最高限度	98
2. 保証の調査・審査事務	99
(1) 概要	99
(2) 保証申込の手続	99
(3) 資金計画	103
(4) 個別事例	103
3. 管理体制	104
(1) 概要	104
(2) 代位弁済の状況	105
(3) 有担保融資保証	106
4. 回収体制	109
(1) 概要	109
(2) 回収見込みの評価	109
(3) 求償権の償却	109
(4) 個別事例	111
5. 会計処理	132
(1) 保証債務	132
(2) 求償権	132
(3) 保証責任準備金	134
(4) 保険料	135
(5) 保証料	136

(6) 長期借入金	136
(7) 収支構造の分析	137
(8) 修正貸借対照表の検討.....	140
6. 役員 の 状 況	140
7. ま と め (今 後 の 方 向 性) (意 見)	142
(1) 自主独立採算制による経営へ.....	142
(2) 事業の譲渡・合併の方向性も視野に入れて.....	143
(3) 県漁業信用基金協会の見直しについて.....	144
(4) 県漁業信用基金協会の事業譲渡や合併までの改善事項.....	149
第4章 利害関係	150

(本報告書の各表に表示されている合計数値は、端数処理の関係上、その内訳の単純合計と一致しない場合があります。)

第1章 包括外部監査の概要

I. 監査の種類

地方自治法（以下「法」という。）第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

II. 選定した特定の事件

1. 包括外部監査対象

和歌山県の信用保証制度に係る財務事務の執行について

- (1) 和歌山県信用保証協会（以下「県信用保証協会」という。）の財務内容及び執行状況と、当該団体に関係する和歌山県の事業に関する事項
- (2) 和歌山県漁業信用基金協会（以下「県漁業信用基金協会」という。）の財務内容及び執行状況と、当該団体に関係する和歌山県の事業に関する事項

2. 包括外部監査対象期間

平成17年度（自平成17年4月1日 至平成18年3月31日）

ただし、必要に応じて過年度及び平成18年度分の一部についても監査対象とした。

III. 事件を選定した理由

中小企業者に対する金融の円滑化のために、信用保証制度が果たしてきた役割は大きいですが、近年の不良債権処理の進展、自己資本の強化等の多様化、新たな金融主体の登場など金融をめぐる環境の変化が大きく見られる。

県信用保証協会では、県下の中小企業者が金融機関から事業資金の融資を受けるときに、その借入金債務を保証しており、平成17年度末の保証債務残高は約2,900億円に達している。信用保証制度では、中小企業者が借入金を返済できない場合、県信用保証協会は中小企業者に代わって金融機関に返済（代位弁済）を行っている。また、県信用保証協会は中小企業金融公庫（以下「中小公庫」とする。）と保険契約を締結し、代位弁済した場合、約70%の保険金を受け取る仕組みとなっている。さらに、県の制度融資に関する代位弁済で、保険金で補填されない部分について、基本的に県が損失補償する。これらの関係を明らかにし、制度の趣旨及び課題等について県民に説明することが重要と考えた。

また、水産業でも同様に、漁業者・水産加工業者の金融機関からの借入金に対して、県漁業信用基金協会が保証しており、平成17年度末の保証債務残高は約22億円となっている。しかしながら、水産業を取り巻く環境は資源の減少、魚価安、燃料の高騰等により、漁業経営が悪化傾向にあり、平成17年度末の求償権（代位弁済後の未回収債権）が約58億円となっており、中小企業融資保証制度と併せて、制度の趣旨及び課題等について県民に説明することが重要と考えた。

そこで、和歌山県信用保証制度に係る財務事務の執行を監査の対象とした。

IV. 包括外部監査の方法

1. 監査の要点

- (1) 法令等に対する合规性について
- (2) 財務手続等の合理性について
- (3) 対象の歳入歳出状況について
- (4) 対象の管理運営の効率性について

2. 主な監査手続

- (1) 関係書類の閲覧
- (2) 関係者からの状況聴取

V. 包括外部監査人の補助者の資格及び人数

公認会計士	5名
会計士補	1名
弁護士	1名

VI. 包括外部監査の実施期間

自平成18年8月9日 至平成19年3月20日

第2章 和歌山県の信用補完制度

I. 和歌山県の信用補完制度の概要

1. 信用補完制度の概要

信用補完制度とは資金の調達に際し、担保や保証人等の物的及び人的な担保の確保が困難な資金需要者の信用力を補完し、資金調達の円滑化を図るための制度である。

信用補完制度とは十分な信用力を有さない資金需要者が金融機関からの事業資金等を借り入れる際、公益的性格を有する機関が当該資金需要者の債務を保証することにより、資金繰りを円滑にする「信用保証制度」と政府が全額出資した法人が公益的性格を有する機関の保証に対して再保険的機能を果たすことによって保証債務の履行リスクを有する保証機関を資金的に支援し、信用保証制度のバックアップを図る「信用保険制度」を統括した制度であり、我が国固有の資金需要者に対する金融の円滑化を図る制度である。

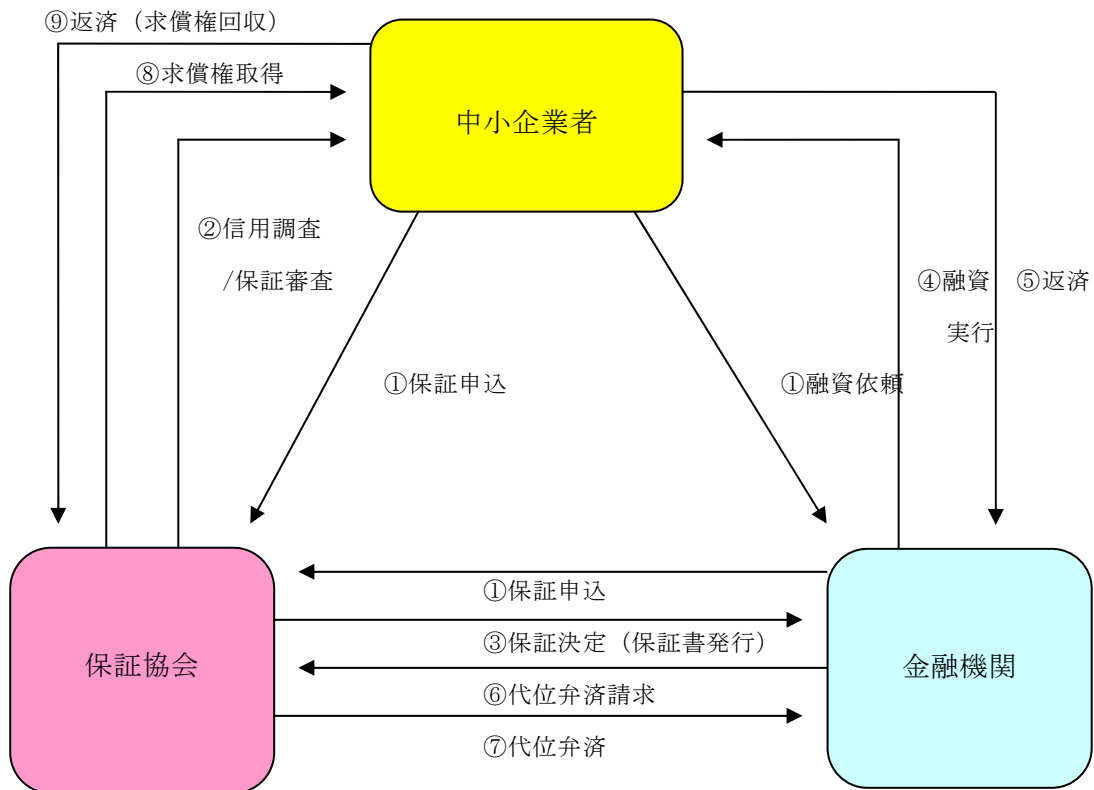
和歌山県の信用補完制度のうち中小企業者向けの信用補完制度の中心的役割を果たすのが県信用保証協会であり、漁業者・漁協向けの信用補完制度の中心的役割を果たすのが和歌山県漁業信用基金協会である。

そこで、以下、協会ごとに信用保証制度と信用保険制度を説明する。

2. 和歌山県信用保証協会

(1) 信用保証制度の概要

信用保証制度は、中小企業者が金融機関から事業資金等を借り入れる際、県信用保証協会がその債務を保証することにより、中小企業者の信用力を補完し、間接金融に依存せざる得ない中小企業者の資金調達を容易にし、中小企業者の資金繰りを円滑にすることを目的としている（信用保証協会法第1条）。県信用保証協会は債務の保証に基づいて金融機関を通じて中小企業者から信用保証料を受け取る。その一方で融資の返済について事故が生じた場合についてはその融資額について保証債務の履行（代位弁済）を行うこととなる。代位弁済後は県信用保証協会が求償権を取得し、中小企業者から回収する仕組みとなっている。



■信用保証制度のしくみ（図）の説明

- ① 中小企業者は、保証協会へ直接又は金融機関を通じて保証を申込する。
- ② 保証協会は、中小企業者の申込を受けて、信用調査/保証審査を行う。
- ③ 保証が適当と認められた場合は、保証協会は金融機関に対して信用保証書を発行する。
- ④ 金融機関は、信用保証書に基づき中小企業者に対して融資を実行する。
- ⑤ 中小企業者は、融資条件に従い金融機関に対して返済を行う。完済に至ればここで手続は終了する。
- ⑥ 事故が発生した場合には金融機関は、中小企業者の返済不履行により保証協会に対して代位弁済を請求する。
- ⑦ 保証協会は、金融機関の請求に基づき中小企業者に代わって借入金を代位弁済する。
- ⑧ 保証協会は、代位弁済の実行により中小企業者に対して求償権を取得する。
- ⑨ 中小企業者は、保証協会に対して求償権を返済する。

(2) 信用保険制度の概要

信用保険制度は、保証協会の保証承諾により金融機関が融資を実行すると、その保証承諾は中小公庫の信用保険に再保険されることにより金融機関に対し融資額の100%を保証する県信用保証協会のリスクの一部について政府が全額出資する中小公庫が負担することにより県信用保証協会を財政的に支援する仕組みである。

具体的には県信用保証協会が保証承諾した融資先が返済の延滞、倒産等の事故が生じた場合に金融機関に対して代位弁済を実行する。この代位弁済の事実を県信用保証協会は中小公庫に報告し保険金の支払を請求する。中小公庫は審査の上、再保険契約に基づき融資額の一定率（70～80%）の保険金を支払う仕組みになっている。県信用保証協会では保険金の受領後、中小企業者から回収の都度、保険填補率に応じて中小公庫へ回収金を納付する。

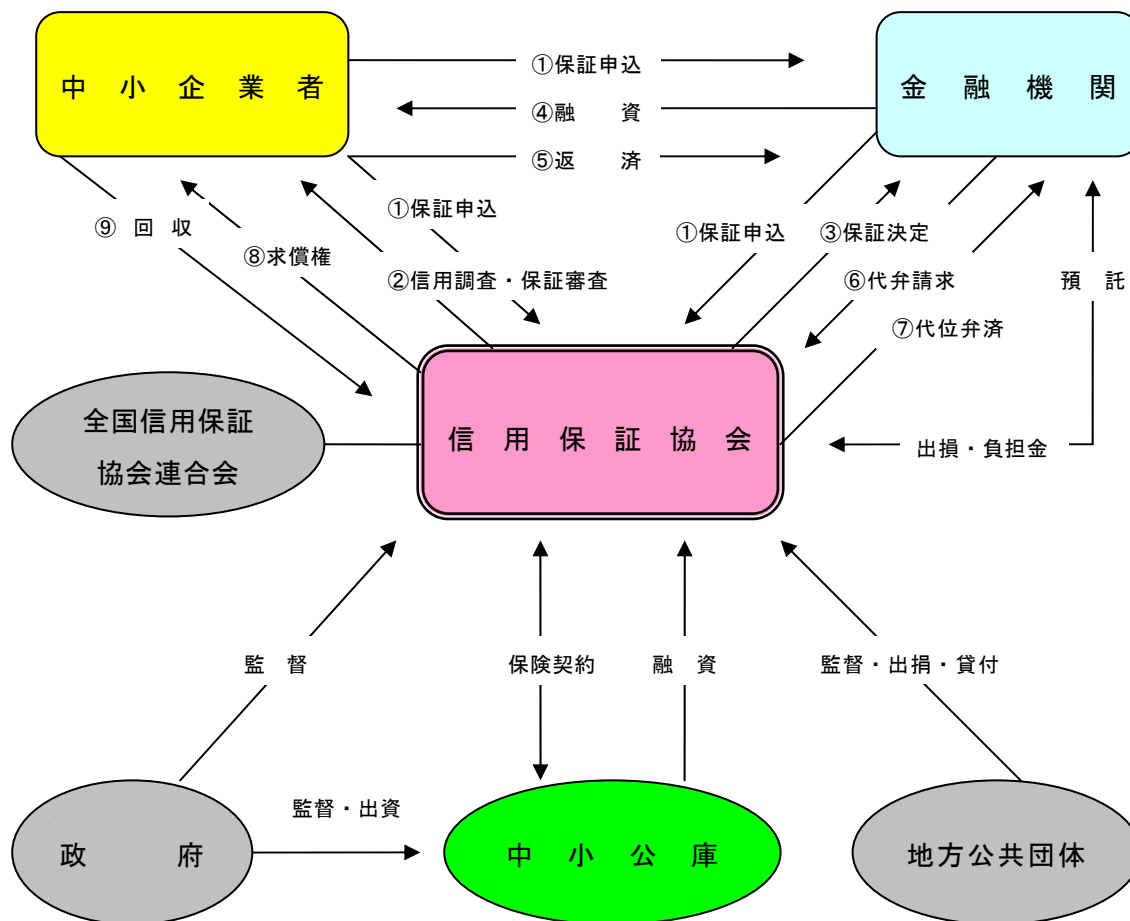


■信用保険制度のしくみ（図）の説明

- ① 中小公庫と保証協会は信用保険契約を締結し、この保険契約に基づき中小公庫は保証協会に対して信用保険を引受ける。
- ② 保証協会は、中小公庫に対して一保証毎に信用保険料を支払う。
- ③ 代位弁済（保険事故）が発生した場合には中小公庫に対して保険金の請求を行う。
- ④ 中小公庫は、査定の結果、保険種別による支払割合に応じて、保険金を支払う。
- ⑤ 保証協会は、中小企業者からの求償権回収金を保険金の受領割合に応じて中小公庫に納付する。

以上で県信用保証協会の信用保証制度と信用保険制度につき説明したが信用補完制度全体を1つの表にまとめると以下のようなになる。

「信用保証制度」と「信用保険制度」の総称が「信用補完制度」である。



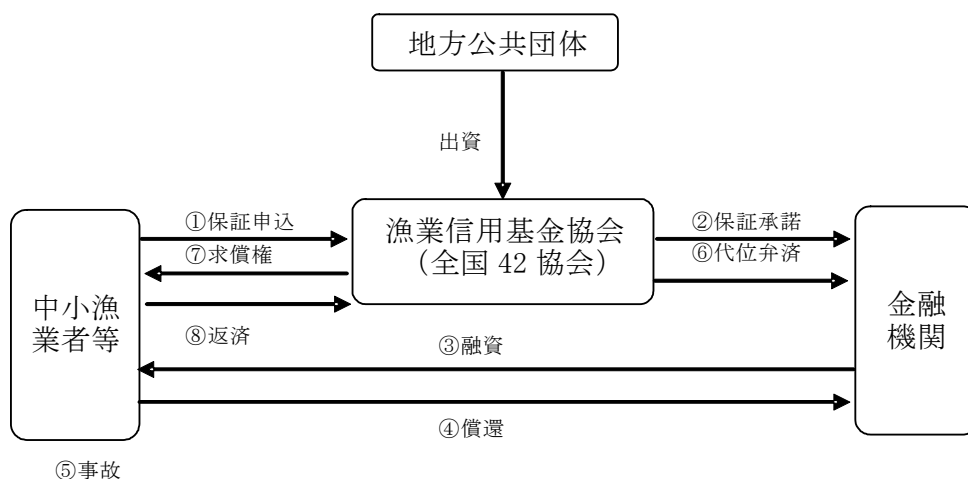
(3) 制度融資の損失補償

損失補償とは県信用保証協会が代位弁済をした場合において中小公庫からの保険金で補填されない部分について、県が一定割合で損失補償金を支払う仕組みである。この損失補償も県信用保証協会のリスクを分散する機能を有しており、中小公庫の保険と同様に信用補完機能の一端を担っている。損失補償についての具体的な内容は後述の和歌山県との関係で述べることとする。

3. 和歌山県漁業信用基金協会

(1) 信用保証制度の概要

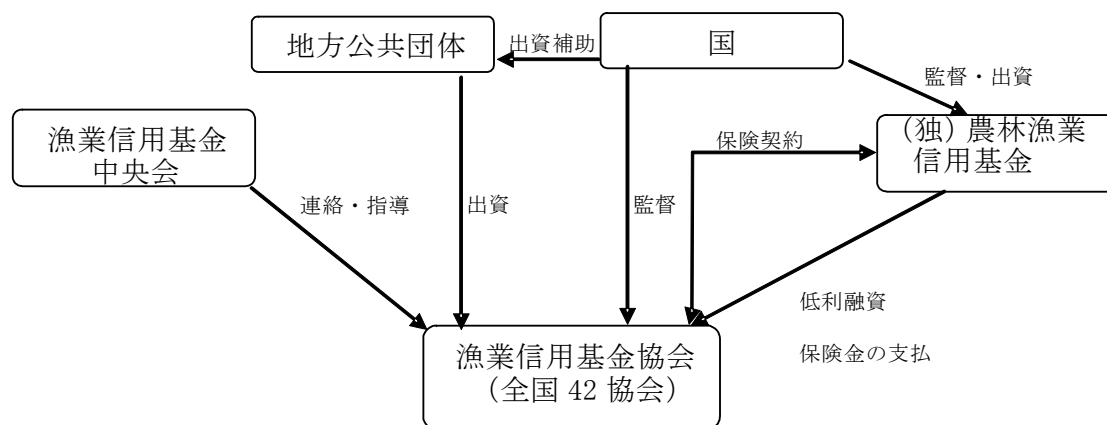
信用保証制度は、中小漁業者が金融機関から事業資金等を借り入れる際、県漁業信用基金協会が公的な保証人になることにより、中小漁業者の資金繰りを円滑にすることを目的としている（中小漁業融資保証法第1条）。その際、県漁業信用基金協会は金融機関を通じて中小漁業者から信用保証料を得る。一方、融資の返済について事故が生じた場合についてはその融資額について保証債務の履行（代位弁済）を行うことになる。代位弁済後は県漁業信用基金協会が求償権を取得し、中小漁業者から回収する仕組みとなっている。これを図示すると以下のようなになる。



(2) 信用保険制度の概要

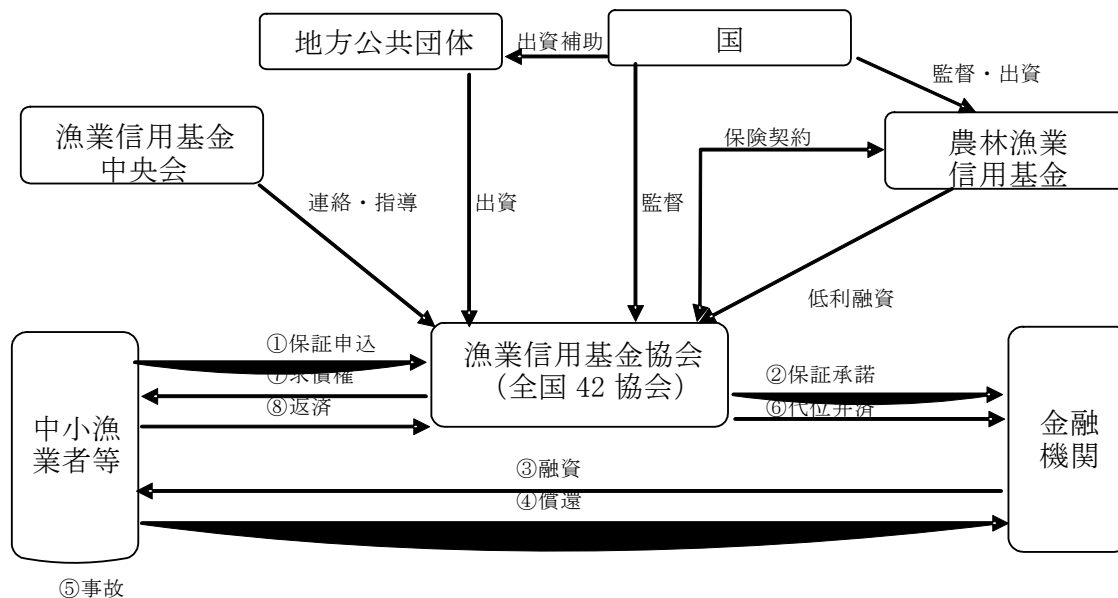
信用保険制度は、県漁業信用基金協会の保証承諾により金融機関が融資を実行すると、その保証債務は独立行政法人農林漁業信用基金（以下（独）農林漁業信用基金という。）の信用保険に再保険されることにより金融機関に対し融資額の 100%を保証する県漁業信用基金協会のリスクの一部について政府等が全額出資する（独）農林漁業信用基金が負担することにより県漁業信用基金協会を財政的に支援する仕組みである。

具体的には県漁業信用基金協会が保証承諾した融資先が返済の延滞、倒産等の事故が生じた場合に金融機関に対して代位弁済を実行する。この代位弁済の事実を県漁業信用基金協会は（独）農林漁業信用基金に報告し保険金の支払を請求する。（独）農林漁業信用基金は審査の上、再保険契約に基づき融資額の一定率（70～80%）の保険金を支払う仕組みになっている。県漁業信用基金協会では保険金の受領後、中小漁業者から回収の都度、保険補填率に応じて（独）農林漁業信用基金へ回収金を納付する。これを図示すると以下ようになる。



以上で県漁業信用基金協会の信用保証制度と信用保険制度につき説明したが信用補完制度全体を1つの表にまとめると以下のようなになる。

「信用保証制度」と「信用保険制度」の総称が「信用補完制度」である。



II. 和歌山県信用保証協会

1. 組織の概要

(1) 設立目的

県信用保証協会は信用保証協会法に基づき、内閣総理大臣と経済産業大臣から設立の認可を受け設立された法人であり、中小企業者等が銀行その他から貸付等を受ける際にその債務につき保証を実施することにより中小企業者等の金融の円滑化を図りその健全な発展に寄与することを目的としている。

(2) 設立年月日

昭和23年12月27日

(3) 設立根拠法令

信用保証協会法

(4) 沿革

県信用保証協会の前身である社団法人和歌山県信用保証協会は昭和23年12月に設立され、保証業務を開始した。昭和28年8月に信用保証協会法が公布・施行されたことに伴い、昭和29年7月に社団法人から信用保証協会法に基づく認可法人に組織変更を行ない、現在に至っている。

(5) 人員

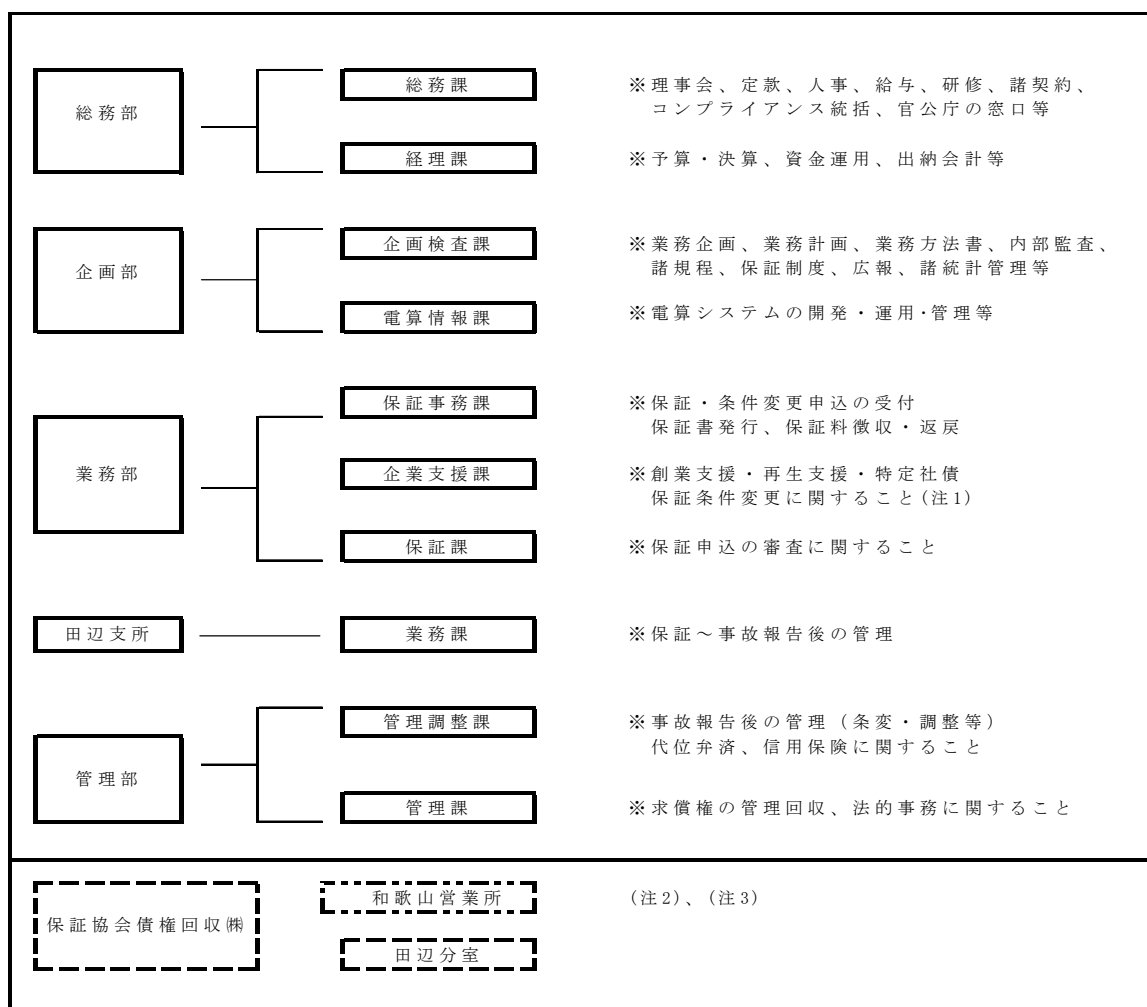
(平成18年4月1日現在)

	役員	職員	合計
常勤	4人	74人	78人
非常勤	16人	—————	16人

※ 職員74人の内、嘱託2人含む。

(6) 組織図

(平成 18 年 4 月 1 日現在)



(注1) 企業支援課は平成 18 年 4 月 1 日に新設された課である。

(注2) 保証協会債権回収㈱とは、主として保証協会の無担保求償権を回収するため全国の信用保証協会が共同出資し設立した株式会社である。

(注3) 田辺支所については平成 18 年 4 月 1 日より保証協会債権回収㈱和歌山営業所の田辺分室に求償権の回収業務を委託している。

(7) 事業活動

1) 間接金融の保証

中小企業者等が銀行その他金融機関から資金の貸付、手形の割引又は給付を受ける等により金融機関に対し負担する債務の保証

2) 直接金融の保証

中小企業者等が発行する社債（当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限り、社債等の振替に関する法律の第66条第1項第1号に規定する短期社債を除く）のうち銀行その他金融機関が引き受けるものに係る債務の保証

3) その他

その他上記の業務に付随し、信用保証協会の目的を達するために必要な業務

2. 業務の概要

県信用保証協会の主要業務は次の3つに区分される。

第一に保証受付から調査・審査を実施し、保証実行までに行う業務（保証・審査業務）

第二に保証から完済又は代位弁済に至るまでの業務（期中管理業務）

第三に代位弁済を実施した案件につき求償権の回収・管理業務（求償権回収業務）

以上3つの主要業務と総務・経理等の間接業務で県信用保証協会の業務は構成されている。

各主要業務については第3章で詳細を述べることとする。

3. 制度の概要

(1) 主要な保証制度

県信用保証協会では取り扱っている保証制度としては、一般制度、別枠制度、県制度・市制度に大別することができる。

1) 保証制度の種類

①一般制度

一般制度とは、中小企業信用保険法における普通保険(保険限度額2億円〔組合は4億円〕)、無担保保険(保証限度額8千万円)及び特別小口保険(保証限度額1,250万円)を適用する保証のうち中小企業信用保険法の特例措置に基づき制定された特別保証を除く制度の総称を指す。金融機関と県信用保証協会が提携して開発した保証制度(金融機関提携商品)もこの一般制度のカテゴリーに含まれる。

②全国統一保証制度

全国統一保証制度と呼ばれる制度があり、これは全国の信用保証協会において統一の資格要件等に基づき取り扱う保証制度である。当座貸越根保証、事業者カードローン根保証、長期経営資金保証、売掛債権担保融資保証、事業再生保証、資金繰り円滑化借換保証等がある。これらは金融環境の変化に伴い、金融機関における中小企業者への融資手法の多様化に合わせて新たに設けられた保証制度である。

③別枠制度(特別保証)

別枠制度とは、一般保証における普通保証、無担保保証、特別小口保険を適用する保証以外の制度(具体的には売掛債権担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、特定社債保険を適用する保証制度)と中小企業信用保険の特例措置等に基づき、各種の政策目的により創設された特別保証が含まれる。一般制度における融資・保証では対応しきれないような特殊事情が中小企業者に発生した場合に、一般制度とは別枠で(一般制度の枠を超えて)保証をつける目的で創設された制度である。保証を受ける際に一定の要件が求められているという点で一般制度とは異なる。

・主な別枠制度

経営安定関連保証(セーフティネット保証)

中小企業特定社債保証

売掛債権担保融資保証

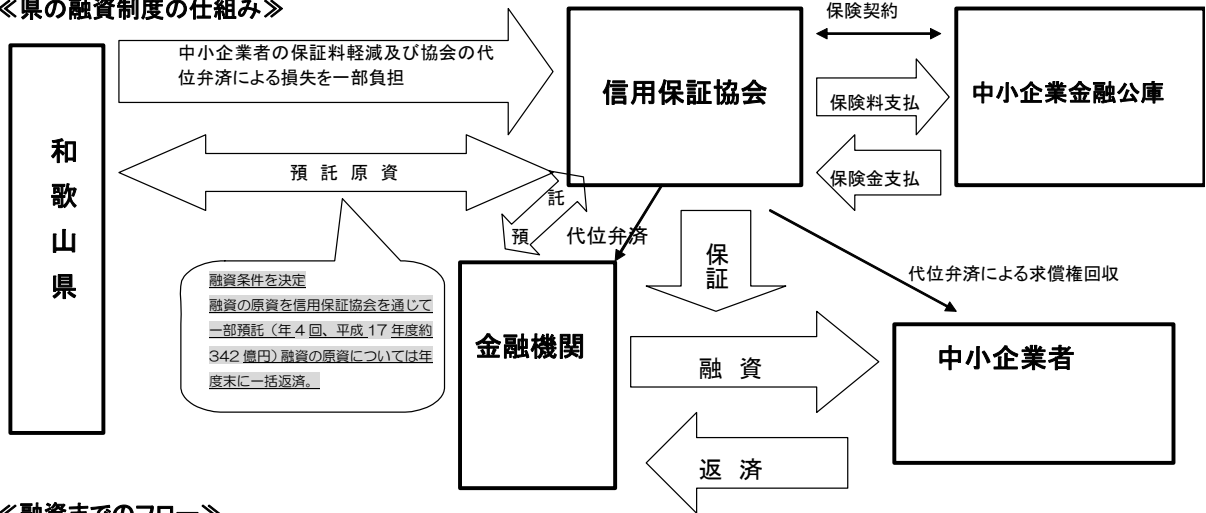
資金繰り円滑化借換保証

④ 県制度・市制度

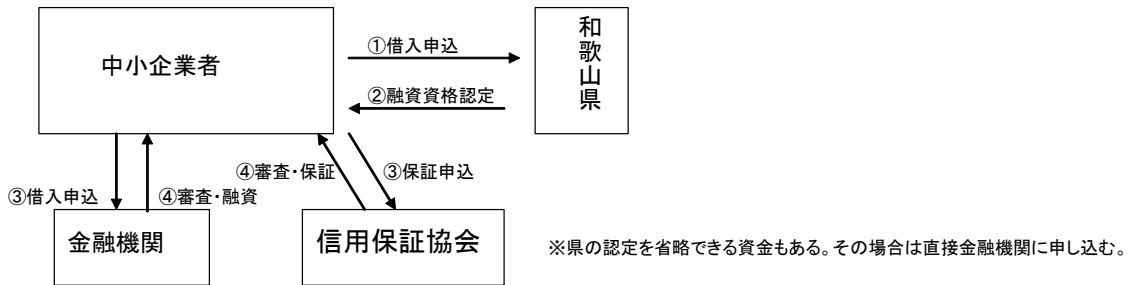
県制度・市制度とは、和歌山県や和歌山市等の自治体が独自に設けている制度融資に対する保証である。和歌山県等の自治体が政策的観点から設けている融資制度であるため、金融機関への代位弁済が発生した場合に損失額の一定割合につき和歌山県等の損失補償を受けることができる。（※但し、振興対策資金を除く）

～和歌山県による制度融資の仕組み～

《県の融資制度の仕組み》



《融資までのフロー》



(2) 中小企業金融安定化特別保証制度

国は平成10年に、我が国の経済の厳しい状況を踏まえ、「中小企業貸し渋り対策大綱」を決定し、信用補完制度の拡充、政府系金融機関の融資制度の拡充、政府系金融機関の金利減免措置の延長を柱とした対策を行った。全国の信用保証協会は、この大綱に基づき創設された保証規模20兆円の「中小企業金融安定化特別保証制度」（以下、金融安定化制度という）の取扱を平成10年10月から開始した。

当該制度の目的は、金融環境の変化による金融機関の信用収縮を防ぐ緊急対策として、必要事業資金の円滑な調達に支障をきたしている中小企業者に対し、信用保証協会保証付融資によりその事業資金を迅速に供給し、もって中小企業者の事業発展に資することである。そして、保証は国の施策により、法的整理手続中や県信用保証協会に求償権債務が残っていない

いなどの要件（ネガティブリスト）に合致さえしていなければ、原則として保証承諾がなされるものであった。

県保証協会においても同様に、平成 10 年から金融安定化制度の取り扱いを開始し、会計上は中小企業金融安定化特別会計として区分経理している。

4. 財務状況

県信用保証協会が作成している事業報告書によれば、平成17年度の収支計算書及び貸借対照表は次の通りである。

(1) 収支計算書

(自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)

(単位:千円)

科 目	全体	うち金融安定化
経 常 収 入		
保 証 料	2,785,465	43,212
預 け 金 利 息	6,310	-
有価証券利息・配当金	188,017	-
延 滞 保 証 料	26,127	1,068
損 害 金	32,456	2,035
事 務 補 助 金	322,443	-
雑 収 入	33,329	6,425
合 計	3,394,147	52,740
経 常 支 出		
業 務 費	989,807	86,959
借 入 金 利 息	610	-
信 用 保 険 料	1,291,015	16,480
合 計	2,281,432	103,439
経常収支差額	1,112,715	△ 50,699
経 常 外 収 入		
償却求償権回収金	267,591	54,190
責 任 準 備 金 戻 入	1,773,572	51,495
求償権償却準備金戻入	1,596,255	279,968
求償権補填金戻入	4,910,796	1,035,542
保 険 金	4,545,602	1,035,542
損失補償補填金	365,194	-
合 計	8,548,214	1,421,195
経 常 外 支 出		
求 償 権 償 却	6,807,728	1,671,518
有 価 証 券 償 却	16,100	-
雑 勘 定 償 却	10,308	-
退 職 金	21,700	-
責 任 準 備 金 繰 入	1,750,451	34,673
求償権償却準備金繰入	689,396	68,845
そ の 他 支 出	45,932	-
合 計	9,341,615	1,775,036
経常外収支差額	△ 793,401	△ 353,841
金融安定化基金取崩額	-	-
制度改革促進基金取崩額	-	-
当期収支差額	319,314	△ 404,540

(2) 貸借対照表

(平成 18 年 3 月 31 日現在)

(単位:千円)

借 方		貸 方	
科 目	金額	科 目	金額
現 金	46	基 本 財 産	14,623,418
現 金	46	基 金	7,229,050
預 け 金	17,288,920	金融安定化特別基金	-
普 通 預 金	1,021,674	基 金 準 備 金	7,394,368
定 期 預 金	16,257,180	制度改革促進基金	107,270
郵 便 貯 金	10,066	収支差額変動準備金	2,323,899
有 価 証 券	13,809,658	責 任 準 備 金	1,750,451
国 債	1,676,100	求償権償却準備金	689,396
地 方 債	501,085	退職給与引当金	881,436
社 債	11,531,473	損 失 補 償 金	18,294,276
株 式	1,000	保 証 債 務	289,985,768
受 益 証 券	100,000	借 入 金	6,799,000
動 産・不 動 産	557,861	長 期 借 入 金	6,799,000
事 業 用 不 動 産	481,704	(うち中小公庫分)	6,799,000
事 業 用 動 産	76,157	雑 勘 定	7,268,118
損失補償金見返	18,294,276	仮 受 金	8,800
保証債務見返	289,985,768	保 険 納 付 金	332,762
求 償 権	1,859,153	損 失 補 償 納 付 金	43,471
雑 勘 定	927,350	未 経 過 保 証 料	6,872,218
仮 払 金	51,235	未 払 保 険 料	1,725
厚 生 基 金	196,200	未 払 費 用	9,142
連 合 会 出 資 金	12,710		
連 合 会 勘 定	1,032		
未 収 利 息	19,384		
未 経 過 保 険 料	646,789		
合 計	342,723,032	合 計	342,723,032

中小企業金融安定化特別保証制度に係る出捐金の累計額 1,621,000 千円

中小企業金融安定化特別会計に係る当期収支差額の累計額 △2,503,271 千円

(3) 県信用保証協会の財政状況の全国比較

ここでは県信用保証協会の財政状況と全国の信用保証協会の財政状況の比較分析を行なう。

平成 17 年度末における県信用保証協会の財政状況と全国の信用保証協会の財政状況は以下の表のようになっている。

基本財産の状況

(単位：百万円)

区分	基本財産	基本財産			金融安定化制度に係る出捐金の累計額	金融安定化特別会計に係る当期収支差額の累計額	金融安定化制度に係る出捐金と当期収支差額の差額
		基金	金融安定化特別基金	基金準備金			
全保証協会合計	1,363,743	431,799	56,066	875,878	290,000	△ 248,945	41,055
割合	100.00%	31.66%	4.11%	64.23%	-	-	-
和歌山県信用保証協会	14,623	7,229	0	7,394	1,621	△ 2,503	△ 882
割合	100.00%	49.43%	0.00%	50.57%	-	-	-

区分	保証債務	求償権	求償権償却準備金	保証債務 基本財産	求償権-求償権 償却準備金 基本財産
全保証協会合計	28,796,430	357,352	181,426	21.1倍	12.90%
和歌山県信用保証協会	289,985	1,859	689	19.8倍	8.00%

収支項目の状況

(単位：百万円)

区分	保証料	経常収入	経常支出	経費	人件費	物件費	保証債務 平均残高
全保証協会合計	311,468	346,472	232,075	85,359	55,640	29,719	28,928,962
和歌山県保証信用協会	2,785	3,394	2,281	989	710	279	287,857

区分	保証平均料率		経常収支比率		経費率		
	保証料	保証債務平残	経常支出	経常収入	経費	人件費	物件費
					保証債務平残	保証債務平残	保証債務平残
全保証協会合計 (%)	1.08		66.98		0.30	0.19	0.10
和歌山県信用保証協会 (%)	0.97		67.22		0.34	0.25	0.10

上記の表の各種指標につき比較分析の結果、県信用保証協会は以下のような状況にあると考えられる。

基本財産の構成については、全保証協会合計では、収支差額の剰余の積立額である基金準備金が基本財産の 64.23% を占めているのに対して、県信用保証協会は 50.57% を占めているにすぎず全国的に見ると剰余金の水準は低い状況にあるといえる。

金融安定化制度については出捐金については 41,055 百万円の残があるといえる状況である。これに対して県信用保証協会は 882 百万円について金融安定化制度に係る出捐金で賄いきれない状況、つまり金融安定化制度によって県信用保証協会に 882 百万円の負担が生じている状況にあり、金融安定化制度という観点からの県信用保証協会の状況は全国に比して悪い状況にあると考えられる。

基本財産の何倍を保証しているかをみると全保証協会では 21.1 倍なのに対して県信用保

証協会は 19.8 倍であり基本財産に対する保証額は全国よりやや小さいといえる。

求償権についてはその償却に備えるために求償権償却準備金が設定されている。このため求償権から求償権償却準備金を控除した額が基本財産の何%を占めるかは県信用保証協会の財務的健全性を測る重要な指標となる。この値については全保証協会の合計が 12.9%であるのに対して県信用保証協会は 8.00%となっており全国的に見れば比較的健全であるということが出来る。

収入項目でみると保証協会の主たる収入たる保証料については保証平均料率で比較すると全保証協会の合計は 1.08 であるのに対して県信用保証協会は 0.97 となっており全国合計を 0.11 ポイント下回っている。

支出項目でみると人件費率が全協会合計より 0.06 ポイント高く、経費率が全保証協会合計を上回る原因となっている。

5. 保証状況

県信用保証協会の近年の保証状況について過去10年間の推移は次の表の通りである。

保証の状況

(単位：百万円)

事業年度	保証申込		保証承諾		承諾割合(注1)		1件当たり 保証承諾額 (注2)	保証債務残高		代位弁済		代位弁済 率 (注3)	求償権帳 残高	求償権償 却額	回収率 (注4)
	件数	金額	件数	金額	件数	金額		件数	金額	件数	金額				
平成8年度	13,280	125,684	12,773	116,988	96%	93%	9	30,842	230,093	305	2,762	1.2%	1,962	2,088	8%
平成9年度	12,240	120,807	11,802	114,285	96%	95%	10	31,330	232,568	333	3,427	1.5%	2,145	2,663	11%
平成10年度	17,408	233,049	16,823	215,481	97%	92%	13	34,783	323,094	384	3,331	1.3%	2,079	2,836	10%
平成11年度	14,469	177,829	13,827	162,642	96%	91%	12	37,610	344,573	473	5,127	1.5%	2,784	3,656	11%
平成12年度	15,558	213,664	14,571	190,467	94%	89%	13	38,246	352,621	742	8,505	2.5%	3,363	7,161	7%
平成13年度	12,569	130,099	12,067	122,584	96%	94%	10	38,139	329,470	958	11,350	3.3%	4,169	9,742	5%
平成14年度	13,040	143,052	12,398	129,423	95%	90%	10	38,564	310,763	1,010	10,491	3.3%	4,756	8,388	10%
平成15年度	13,626	159,235	13,120	149,848	96%	94%	11	35,178	300,298	899	8,498	2.8%	4,248	7,662	10%
平成16年度	10,577	116,511	10,316	112,385	98%	96%	11	34,126	293,683	758	7,800	2.6%	3,201	7,558	11%
平成17年度	9,624	116,611	9,181	109,749	95%	94%	12	32,986	289,986	661	6,501	2.3%	1,859	6,808	11%

$$(注1) \quad \text{保証承諾割合} = \frac{\text{保証承諾金額 (件数)}}{\text{保証申込金額 (件数)}}$$

$$(注2) \quad \text{一件当たり保証承諾額} = \frac{\text{保証承諾額}}{\text{保証承諾件数}}$$

$$(注3) \quad \text{代位弁済率} = \frac{\text{代位弁済額 (元利)}}{\text{保証債務平均残高}}$$

$$(注4) \quad \text{回収率} = \frac{\text{回収 (償却求償権を除く)}}{\text{期首求償権 + 期中代位弁済}}$$

県信用保証協会の業務規模を示す保証の申込の金額及び件数であるが、ピークを迎えた平成10年以降、年度によって多少の変動はあるものの保証の申込の金額及び件数は減少傾向にあり、平成10年度と平成17年度を比較すると、平成10年度の233,049百万円(17,408件)から平成17年度は116,611百万円(9,624件)にまで減少してきており、下落率は金額ベースで50.0%、件数ベース44.7%となっている。このことから保証規模は縮小傾向にあることが伺える。

保証承諾については承諾割合の推移を見てみると90%台で推移している。承諾割合が高い水準で推移しているのは県信用保証協会の基本方針は金融面から中小企業者の支援をでき得る限り行なうことにあるためであると考えられる。このため保証の承諾については平成8年度から平成17年度の間では大きな状況の変化はなかったと考えられる。

一件当たり保証承諾額についても9百万円から13百万円で推移しており、平成8年度から

平成 17 年度の間では大きな状況の変化はなかったと考えられる。

保証債務残高については過去からの累計数値であり、保証期間についても案件により様々であるので保証申込ほど顕著には現れていないが、平成 12 年度の 352,621 百万円（38,246 件）をピークに減少の傾向にあり、平成 17 年度は 289,986 百万円（32,986 件）となっている。下落率は金額ベースで 17.8%、件数ベースで 13.8%である。保証申込・承諾の規模が減少傾向にあることを考えると妥当な変化であるといえる。

代位弁済に関する数値（金額・件数・代位弁済率）については平成 13 年度及び平成 14 年度に、金融安定化制度に基づいて保証した案件の代位弁済が集中して生じたので、他の年度に比して高い水準にある。平成 15 年度以降については金融安定化制度に係る案件の減少及び県信用保証協会の経営努力（審査機能の強化等）により、代位弁済に係る数値の水準は低下傾向にある。

求償権残高については求償権が代位弁済後に県信用保証協会が被保証者（中小企業者）に対して得る債権であるため、基本的には各年の増加額の推移については代位弁済の数値と同様の動きを示す。一方、求償権の減少額は回収及び償却により減少するため、この部分につき代位弁済の数値の推移とは差異が生じる。回収率については金融安定化制度の影響がある平成 13 年度及び平成 14 年度を除いては 10%～11%で推移しており、求償権残高の減少の一番の要因は県信用保証協会が平成 15 年度以降、求償権の償却に注力しており、その結果が数値に反映されていると考えられる。

ここまでは保証状況について上記の表にある指標につき県信用保証協会の業務の観点から分析してきたが、視点を変え保証と利用者数との関係について分析を行なう。保証と利用者数の関係については以下の表で示す。

(単位：件、百万円)

	中小企業 者数(注1)	保証利用 企業者数(注2)	保証債務残高		一企業者あたりの 保証債務残高	
			件数	金額	件数	金額
平成8年度	62,232	19,851	30,842	230,063	1.6	12
平成9年度	60,288	19,723	31,330	232,568	1.6	12
平成10年度	60,288	19,734	34,783	323,094	1.8	16
平成11年度	60,288	20,016	37,610	344,573	1.9	17
平成12年度	60,466	19,990	38,246	352,621	1.9	18
平成13年度	60,466	19,449	38,139	329,470	2.0	17
平成14年度	56,369	18,882	38,564	310,763	2.0	16
平成15年度	46,438	18,599	35,178	300,298	1.9	16
平成16年度	46,438	17,184	34,126	293,683	2.0	17
平成17年度	43,211	16,206	32,986	289,986	2.0	18

(注1)「中小企業者数」とは、県内の中小企業事業所数を指し、総務省「事業所・企業統計調査」を再編加工したもの(中小企業白書の統計資料)を引用する。

なお、「中小企業者」の定義は、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項の規定に基づく「中小企業者」を指す。

また、同条第5項の規定に基づく「小規模企業者」を含める。

(注2)「保証利用企業者」の定義は、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項1~7、並びに第2項1~6の規定に基づく企業を指す。

保証利用企業者数については平成14年度以降減少傾向にある。県内の中小企業者数が減少傾向にあることを鑑みればそれほど特異な動きとは考えられず、妥当な推移と考えられる。保証債務残高は前掲の保証の状況の表と同じである。

保証債務残高について件数で分析したところ一件あたりの保証額については分析上大きな変化がなかったが、1企業者あたりの保証債務残高という観点から分析すると、平成8年度には12百万円であったものが平成17年度には18百万円にまで増加している。さらに1企業あたりの保証債務件数をみると、平成8年度には1.6件であったものが平成17年度には2.0件にまで増加している。これらを踏まえて県信用保証協会の利用者数の観点からの保証状況を分析すると、1企業者あたりの保証額及び保証件数について増加傾向にあるということは保証した債務につき事故が発生した場合において、県信用保証協会が被る損失額が大きくなっていることを意味し、県信用保証協会の負担すべきリスクは高くなってきていると考えられる。なお1企業者あたりの保証額及び保証件数について増加傾向となっている原因については「第3章 1.8.(1) 金融機関との関係」で詳述するが、端的には金融機関が保証協会の保証つき融資を用いてリスク分散を図っていることが原因といえる。

6. 和歌山県との関係

県信用保証協会と和歌山県の関係は出捐、損失補償、保証料の政策的引き下げの伴う引き下げ分の補填、制度融資について金融機関の融資の原資としての預託金部分についての県信用保証協会への貸付けの4つが挙げられる。

(1) 出捐金について

県からの出捐金は総額で4,883,090千円である。このうち国庫からの県を通じて出捐された金額は2,065,383千円である。したがって県独自の出捐金は2,817,707千円である。

(2) 損失補償について

損失補償は、県内の中小企業者の経営安定等のために必要な資金の調達を円滑化するために政策的に実施される県の制度融資のうち、事故率が高いと思われる融資について県信用保証協会が代位弁済した金額の一部を県信用保証協会に補償するものである。

和歌山県と県信用保証協会は和歌山県中小企業融資制度に係る損失補償契約について毎年度、年度当初に制度融資ごとの融資目標額を設定し、その目標額を前提に算定した損失補償限度額を定め、年度末には制度融資の実績値に基づき損失補償限度額を再度算定し、その年度の損失補償限度額を確定する(契約の変更を実施)。その限度額の範囲で県信用保証協会に対して損失補償を実施する。

実際、和歌山県が県信用保証協会に対して行なう損失補償額の算定は損失補償契約に含まれる制度融資について事故が発生し、県信用保証協会が金融機関に対して代位弁済を実施し

た金額のうち中小公庫の保険によってカバーされない部分及び利息の合計額の 50%を原則的な損失補償額として算定し、1 年間で発生した個々の代位弁済額に対する損失補償額を合計した金額を県信用保証協会は契約に基づき請求し、県はその請求に応じて損失補償限度額の範囲で損失補償を行っている。平成 17 年度における損失補償の金額は 217,785 千円、過去 20 年間の累計額は 1,498,417 千円である。

(3) 保証料の政策的引き下げの伴う引き下げ分の補填

和歌山県はより多くの中小企業者が制度融資を利用できるようにするために県信用保証協会に対して制度融資の信用保証料の引き下げを求めた。しかし信用保証料は県信用保証協会の運営の根幹を構成する収入源であり、その引き下げは県信用保証協会の存続に影響をしかねない行為であった。そこで和歌山県は制度融資（一部対象外の制度もある）につき、中小企業者が支払う信用保証料の引き下げを行なうとともに、当該引き下げにより生じる県信用保証協会の信用保証料の減収部分については補助金を交付し、減収を補填する政策を実施した。当該補助金の平成 17 年度の交付額は 305,743 千円で平成 8 年からの累計額（平成 7 年以前は出捐金として処理されており金額の把握は困難とのこと）は 2,063,304 千円である。

(4) 制度融資の原資としての預託金部分についての県信用保証協会への貸付け

和歌山県は制度融資について実行性を担保するために、融資の原資を金融機関に提供することを目的に当該原資金額について県信用保証協会との間で無利息の金銭消費貸借契約を結び、県信用保証協会はその金額を各金融機関に無利息で預託するという取引形態を採用している。この結果、中小企業者の金利負担は軽減され、多くの中小企業者が制度融資を利用できるような環境が整うので中小企業者金融の円滑化を図ることが出来ている。

預託金額については 4 月、7 月、10 月、12 月の年 4 回に分けて県信用保証協会に貸付、県信用保証協会はその都度、各金融機関に預託しており、3 月末には和歌山県の収支計算の関係上、県信用保証協会から一括で返済を受け、4 月に再び貸付けている。この結果、県信用保証協会の貸借対照表には当該借入金は見えてこない。預託金額は貸付月以降 3 ヶ月分について和歌山県が過去 3 年の新規融資実績から当期の新規融資額を見積った金額である。したがって毎年 4 月は過去の貸付額（融資水準に応じた形で調整を実施している）に 3 か月分の新規融資額の見積額を貸付けることになるので 4 月の貸付額が大きくなる。平成 17 年度の期末貸付金額は 34,280,000 千円である。

7. 今後予定されている制度の変容と和歌山県での取り組み

平成 17 年 6 月に国の中小企業政策審議会基本政策部会が作成した「信用補完制度のあり方に関する取りまとめ」において様々な提言がなされている。提言のうち主要なものについての内容と和歌山県での実施状況を以下で述べることとする。

(1) 利便性の向上

近年、金融機関の融資手法の多様化や無担保無保証制度の拡大等により、信用補完制度の利用を前提とし、都道府県や市町村が保証協会と協議しつつ地方自治体ごとに設けている「制度融資」の種類は増加の一途をたどっていた。これは和歌山県においても例外ではなく中小企業者のニーズに応じて制度融資の数を増やし、平成 16 年度には 26 の制度が存在していた。しかし中小企業者の視点に立つと、制度の乱立により、制度の内容の把握や自らのニーズに応じた制度の選択を困難にする状況が生まれていた。そこで和歌山県は平成 17 年度から 26 の制度を 9 の制度に整理・統合することで中小企業者にとって利便性の高い制度への変革を実施している。

(2) 再生支援の強化

中小企業者の再生は、重要な政策課題となっている。このため地域金融機関が再生支援体制を強化している。保証協会においても返済条件の変更や借換保証制度等により中小企業者の再生に積極的に協力しているが中小企業再生の社会的意義の増大や再生環境の整備に伴い中小企業の再生支援の強化が求められている。なお現状の運用では代位弁済を行なう時点ではすでに再生可能性がないことが多いことから保証協会が早期に主体的かつ積極的に再生支援を行なうことも求められている。この点において県信用保証協会は平成 18 年 4 月 1 日に業務部の中に新しく企業支援課を設けることで中小企業の再生支援の強化の実施を開始し始めたという状況にある。

(3) 保証料率の弾力化

信用補完制度における保証料率の体系は提言作成時においては中小企業者の経営状況にかかわらず一律であった。本来からすれば保証料率は保証協会の保証のリスクに応じて決定すべきものであるといえる。この状況について中小企業者の側からは経営状況のよい企業が経営状態のよくない企業の保証料を肩代わりしているという不公平な状況にあるといえる。保証協会のリスクヘッジと制度を利用する中小企業者の間での不公平感をなくすために保証料率の弾力化を図る必要がある。具体的な保証料率の体系の指針としては全体の平均保証料率

は弾力化以前と大きく変わらないように設計するとともに全保証協会が活用している CRD モデル(中間法人 CRD 協会の信用リスクモデル)を基本として設計することが求められている。この点における県信用保証協会の対応は平成 18 年度の新規保証承諾案件から中小企業者の経営状況を考慮した保証料体系（リスク考慮型保証料率体系）を導入している。

具体的には以下の通りである。

<18 年度以前>

標準保証料率

無担保：年 1.35%

有担保：年 1.25%

県の補助として全制度融資につき保証料率を一律 0.3%軽減している。

<18 年度以降>

保証料率体系

区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
標準保証料率 %	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
軽減率(県の補助) %	0.70	0.55	0.40	0.25	0.10	-	-	-	-
適用保証料率 %	1.50	1.45	1.40	1.35	1.25	1.10	0.90	0.70	0.50

※県の補助について

和歌山県は経営基盤が脆弱な小規模企業の割合が 90.9%と全国一高い（総務省「事業所・企業統計調査 2001 年」）なか、中小企業者の経営状況を考慮した保証料体系（リスク考慮型保証料率体系）を導入すると保証承諾額ベースで約 8 割の案件が現行の保証料率（無担保軽減後：1.05%）を大幅に上回る保証料区分になると推定されることから小規模企業の資金調達を円滑にすべく上昇幅の大きい保証料区分には高めの軽減率を適用する傾斜配分方式を採用している。

(4) 回収の効率化

信用補完制度が中小企業者の資金調達の円滑化に果たす役割が大きくなり、また、金融安定化制度の実施、デフレ不況の影響による代位弁済率の上昇、金融機関の貸し出し姿勢の変化等の様々な影響を受け、県信用保証協会の有する求償権残高は高水準にある。この状況に対して県信用保証協会は県信用保証協会自身の回収体制を強化するとともに全国 52 の信用保証協会の共同出資により設立した保証協会債権回収株式会社（以下「サービサー」という）に求償権回収に係る業務の一部を委託するなどにより、回収業務の効果的かつ効率的な実施

を図っている。サービサーを利用することの具体的なメリットは金融機関 OB 等の回収ノウハウや面談交渉能力を持った人材を比較的低コストで利用できることやサービサー職員の労働形態を柔軟化することで夜間・休日といった債務者たる中小企業者の都合に合わせた時間帯に訪問・面談することにより中小企業者の企業活動への影響を最小限に留め、中小企業者の実情に応じた形の回収業務が実施できることにある。

和歌山県においては平成 13 年度からサービサーの利用を開始しており、平成 18 年度から田辺支所の求償権についてもサービサー田辺分室に回収業務を委託している。

(5) 金融機関との適切な責任分担

中小企業金融の円滑化のためには、金融機関が借り手である中小企業者の経営状況や財務状況を的確に把握し、定量的要因と定性的要因の両面から適切に判断した上で安定的かつ長期的視点にたつて金融を行なっていくことが望まれる。また信用保証制度においては信用保証協会と金融機関が適切に分担し、金融機関が貸し手として責任ある融資を行い、返済状況等を適切に管理し、両者が連携して中小企業者の事業意欲を継続的に把握し、融資実行及び融資後における経営支援や再生支援といった中小企業者に対する支援を行なうことが必要である。現状では信用保証協会が保証した債務について、金融機関は全くリスクを負担していない状況であり、融資の際に中小企業者の経営状況や財務状況を的確に把握し、返済状況等を適切に管理するインセンティブが働きにくい状況にある。このような状況にあるということは結果的に信用保証協会の負担招くこととなる。したがって適切なリスク分担を実施することにより金融機関は当該リスクを回避するために貸し手として適切な対応を行なうことが期待できるとともに、信用保証協会としても負担すべきリスクが適正水準となることが期待できる。

和歌山県においては平成 19 年 10 月から本格的に県信用保証協会と金融機関との間の責任分担を実施する予定であるが、これに先立ち平成 17 年度に新たに新設された無担保・無保証の制度融資「元気わかやま資金」については責任分担が導入されている。具体的には保証債務のうち中小公庫の保険によってカバーされない部分について県信用保証協会、和歌山県（損失補償という形で負担）、融資を実行した金融機関が3分の1ずつ負担することとなっている。金融機関が県信用保証協会と同等のリスクを負担する点で責任分担のモデルケースとなる制度融資であると考えられる。

Ⅲ. 和歌山県漁業信用基金協会

1. 組織の概要

(1) 設立目的

県漁業信用基金協会は、和歌山県を区域として、金融機関の中小漁業者等に対する貸付等についてその債務を保証し、もって中小漁業者等が必要とする資金の融通を円滑にし、中小漁業の振興を図ることを目的としている。

(2) 設立年月日

昭和 28 年 7 月 8 日

(3) 設立根拠法令

中小漁業融資保証法（昭和 27 年法律第 346 号）

(4) 沿革

昭和 27 年 12 月、中小漁業融資保証法及び中小漁業融資保証保険特別会計法が成立し、翌昭和 28 年より各地に漁業信用基金協会が順次設立され、和歌山県においても県漁業信用基金協会が設立された。

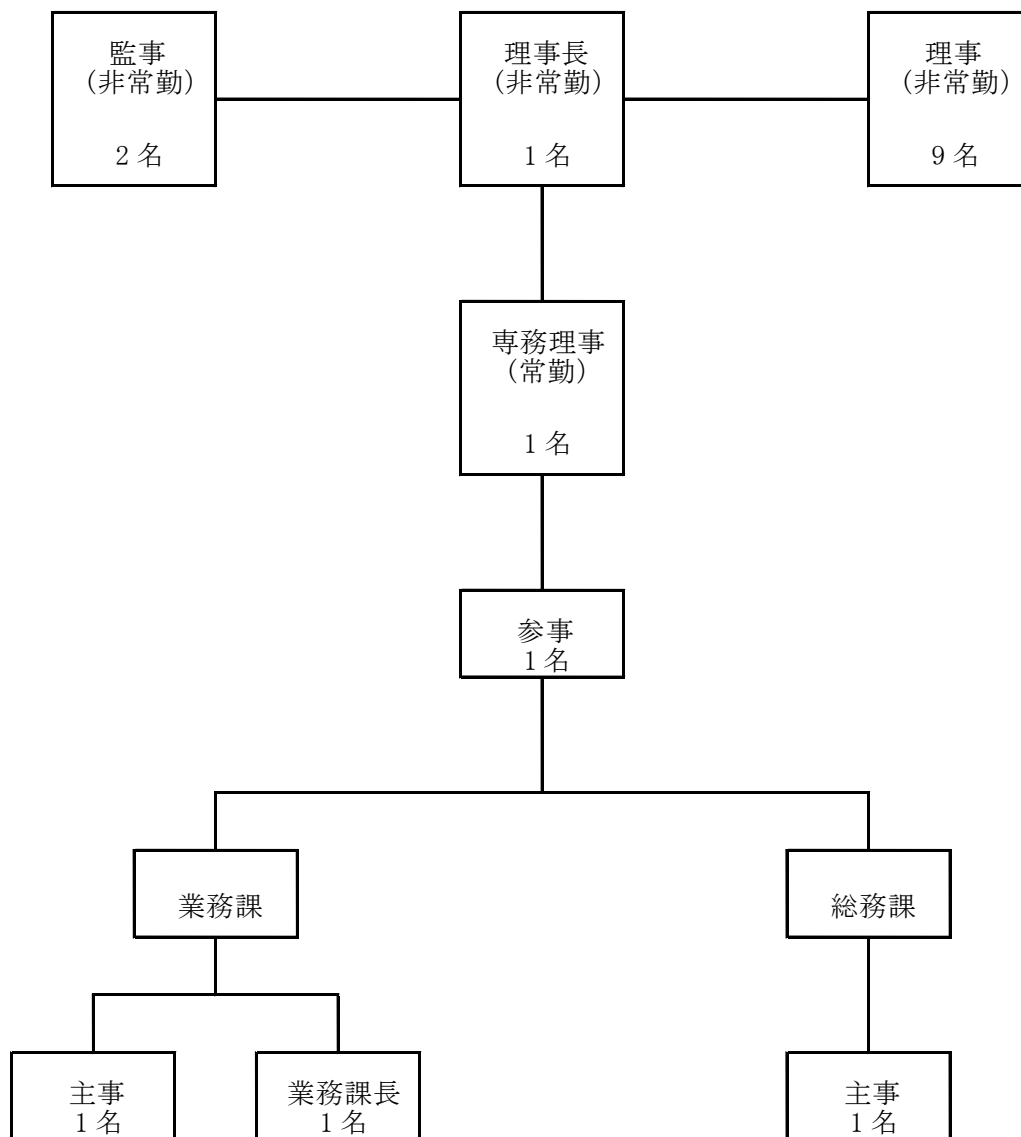
そして、昭和 49 年に漁業近代化資金助成法の一部改正とともに、県漁業信用基金協会の保証対象資金に生活資金が加えられ、業務範囲の拡大の法律改正が行われた。同時に、漁業法人、水産加工法人への会員資格を与えるなど県漁業信用基金協会の会員資格の拡大が図られた。その後も保証保険収支の改善を図るために保証保険料率が引き上げられ、漁業経営改善促進資金などの新しい資金も加わって現在に至っている。

(5) 人員

(平成 18 年 4 月 1 日現在)

	役員	職員	合計
常勤	1 人	4 人	5 人
非常勤	12 人	—	12 人

(6) 組織図



(7) 事業活動

1) 保証業務

会員たる中小漁業者等が、漁業近代化資金、また中小漁業者等の事業又は生活に必要な資金の借り入れをすることにより金融機関に対して負担する債務の保証

2) 副保証業務

水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第11条第1項第3号及び第4号の事業を行う漁業協同組合又は信用漁業協同組合連合会が農林漁業金融公庫の委託を受けて中小漁業者

等に対する貸付を行った場合であって、当該漁業協同組合又は信用漁業協同組合連合会が農林漁業金融金庫に対して負担する保証債務の保証

3) 促進業務

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和 51 年法律第 43 号）第 4 条第 1 項に基づく改善計画に従って漁業経営の改善のための措置を行う中小漁業者等に対しその経営の改善に必要な資金の貸付を行う金融機関に対する当該貸付に必要な資金の供給

4) その他

その他上記の業務に付帯する業務

2. 業務の概要

県漁業信用基金協会の主要業務は次の 3 つに区分される。

第一に保証受付から調査・審査を実施し、保証実行までの行なう業務（保証・審査業務）

第二に保証から完済又は代位弁済に至るまでの業務（期中管理業務）

第三に代位弁済を実施した案件につき求償債権の回収・管理業務（求償権回収業務）

以上 3 つの主要業務と総務・経理等の間接業務で県漁業信用基金協会の業務は構成されている。

各主要業務については第 3 章で詳細を述べることとする。

3. 財務状況

県漁業信用基金協会が作成している事業報告書によれば、平成 13～17 年度の損益計算書及び貸借対照表は次のとおりである。

(1) 損益計算書

(単位：千円)

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
収益の部					
I 事業収入					
1. 保証料	17,985	17,755	17,186	17,749	13,785
2. 戻り保険料	977	782	770	767	209
3. 延滞保証料	6,137	829	—	5	89
4. 違約金	113	193	66	15	5
5. 預金利息	17,939	17,457	16,571	16,630	16,398
6. 有価証券利息	16,052	15,210	(注 2) 73,118	33,328	35,481
7. 受入奨励金	2,210	1,187	814	2,143	748
8. 受入配当金	72	72	77	86	86
(事業収入合計)	61,488	53,487	108,603	70,726	66,803
II その他収益					
1. 求償権償却引当金戻入(注 1)	1,487,047	1,650,687	2,188,117	2,163,116	2,070,210
2. 保証責任準備金戻入	20,227	16,626	16,157	16,672	20,265

3. その他引当金戻入	—	—	—	—	—
4. 受入助成金	3,000	(注 3)39,476	3,000	3,000	3,000
5. 償却求償権取立益	—	—	—	—	—
6. 雑収入	34,202	45,167	531	565	455
(その他収益合計)	1,544,478	1,751,957	2,207,806	2,183,354	2,093,932
合計	1,605,966	1,805,444	2,316,409	2,254,080	2,160,736
費用の部					
I 直接事業費					
1. 保険料	8,952	8,796	8,711	9,058	6,805
2. 戻し保証料	1,513	1,405	1,361	1,396	326
3. 無事故奨励金	—	—	—	—	—
4. 業務委託費	—	—	—	—	—
5. 支払手数料	—	—	—	—	—
6. 信用調査費	256	192	111	206	212
7. 債権管理費	843	827	804	1,057	799
8. 支払利息	1,311	693	547	528	507
(事業直接費合計)	12,876	11,915	11,536	12,248	8,650
II 事業管理費					
1. 人件費	31,978	31,612	32,623	35,174	34,294
2. 旅費交通費	2,279	2,166	2,516	2,174	2,071
3. 事務費	1,410	1,068	1,053	890	942
4. 業務費	191	161	146	284	247
5. 諸税負担金	2,915	3,063	3,106	2,787	2,581
6. 施設費	1,499	1,535	1,586	1,780	3,162
7. 減価償却費	128	162	177	257	287
8. 雑費	3	26	10	9	5
(事業管理費合計)	40,408	39,796	41,221	43,360	43,592
III その他費用					
1. 求償権償却費	—	—	—	(注 4)73,135	(注 4)165,274
2. 求償権償却引当金繰入(注 1)	1,650,687	2,188,117	2,163,116	2,070,210	1,903,694
3. 保証責任準備金繰入	16,626	16,157	16,672	20,265	24,810
4. その他引当金繰入	—	—	—	—	—
5. 支払助成金	—	—	—	—	—
6. 繰延資産償却費	49	49	49	—	—
7. 特別損失	—	48	(注 5)12,537	—	—
8. 雑費用	—	—	14	—	—
(その他費用合計)	1,667,363	2,204,372	2,192,390	2,163,612	2,093,778
合計	1,720,648	2,256,083	2,245,147	2,219,221	2,146,022
当期利益金	△114,681	△450,639	71,261	34,859	14,713
費用及び当期利益金合計	1,605,966	1,805,444	2,316,409	2,254,080	2,160,736

注 1) 毎期、求償権の償却に備えて、求償権償却引当金を洗替処理している。

注 2) 平成 15 年度の有価証券利息の金額が多いのは、平成 16 年 3 月 16 日付けで事務ガイドラインの一部改正により債券の売却益を従来の雑収入から有価証券利息に変更し、かつ当該年度の債券の売却益が多かったためである。

注 3) 平成 14 年度の受入助成金の金額が多いのは、「経営改善計画」に基づき、各漁業協同組合の出資金の減資に伴う助成金を受けたからである。

注 4) 平成 16 年度、平成 17 年度の求償権償却費の金額が多いのは、従来は求償権の償却がほとんど行われていなかったが、水産庁の指導により、計画的に償却をするように改めたためである。

注 5) 平成 15 年度の特別損失の金額が多いのは、農林漁業信用基金の独立行政法人化に伴う減資があったためである。

(2) 貸借対照表

(単位：千円)

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
資産の部					
I 流動資産					
1. 現金	17	6	7	34	1
2. 預金	1,262,814	1,293,042	1,320,885	1,330,010	1,120,820
3. 金銭信託	—	—	—	—	—
4. 有価証券	1,416,873	1,420,036	(注4)2,120,022	2,150,000	2,299,476
5. 保証債務見返(注1)	2,492,599	2,394,036	2,383,010	2,287,060	2,272,073
6. 保証保険債権	2,492,599	2,394,036	2,383,010	2,287,060	2,272,073
近代化資金	1,043,114	902,256	871,007	770,826	706,864
一般資金	1,449,485	1,491,780	1,512,003	1,516,234	1,565,208
(金融公庫)	(2,970)	(—)	(—)	(—)	(—)
(一般緊急)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(借換緊急)	(6,600)	(5,600)	(5,600)	(5,600)	(5,600)
(その他一般)	(1,439,915)	(1,486,180)	(1,506,403)	(1,510,634)	(1,559,608)
7. 求償権(注2)	6,698,883	6,734,649	6,599,976	6,354,739	5,820,597
近代化資金	183,176	175,369	172,685	151,486	150,941
一般資金	6,515,707	6,559,279	6,427,290	6,203,252	5,669,656
(金融公庫)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(一般緊急)	(116,934)	(115,440)	(114,105)	(112,179)	(106,143)
(借換緊急)	(1,223,153)	(1,222,252)	(1,220,338)	(1,205,706)	(1,035,029)
(その他一般)	(5,175,619)	(5,221,585)	(5,092,847)	(4,885,367)	(4,528,483)
8. 未収保険金	—	—	—	—	—
9. 未収金	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
10. 未収収益	9,879	6,744	13,227	13,596	13,335
11. 前払費用	5,952	5,976	4,147	3,771	5,817
12. 立替金	—	—	—	—	—
13. 仮払金	2,503	2,712	1,347	2,879	2,931
14. 厚生資金	—	—	833	433	6,960
流動資産合計	14,385,124	14,254,241	14,829,468	14,432,585	13,817,086
II 固定資産					
1. 有形固定資産	8,622	8,929	9,775	9,775	10,070
減価償却累計額	△8,089	△8,252	△8,429	△8,686	△8,974
2. 無形固定資産	—	—	—	—	—
3. 外部出資	53,440	54,880	42,342	42,342	42,342
4. 差入保証金	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
5. 繰延資産	98	49	—	—	—
固定資産合計	55,371	56,906	44,988	44,731	44,738
資産合計	14,440,496	14,311,147	14,874,456	14,477,316	13,861,825

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
負債・資本の部					
I 流動負債					
1. 借入金	1,830,415	1,809,622	2,439,300	2,425,200	2,332,200
2. 保証債務(注1)	2,492,599	2,394,036	2,383,010	2,287,060	2,272,073
近代化資金	1,043,114	902,256	871,007	770,826	706,864
一般資金	1,449,485	1,491,780	1,512,003	1,516,234	1,565,208
(金融公庫)	(2,970)	(—)	(—)	(—)	(—)
(一般緊急)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(借換緊急)	(6,600)	(5,600)	(5,600)	(5,600)	(5,600)
(その他一般)	(1,439,915)	(1,486,180)	(1,506,403)	(1,510,634)	(1,559,608)
3. 保証保険債権見返	2,492,599	2,394,036	2,383,010	2,287,060	2,272,073
4. 納付準備金(注3)	4,495,413	4,522,969	4,430,797	4,278,023	3,911,328
近代化資金	123,438	118,231	116,379	103,568	103,191
一般資金	4,371,975	4,404,738	4,314,417	4,174,455	3,808,136
(金融公庫)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(一般緊急)	(82,343)	(81,279)	(80,333)	(79,594)	(75,052)
(借換緊急)	(949,347)	(948,640)	(947,198)	(935,587)	(799,950)

(その他一般)	(3,340,284)	(3,374,817)	(3,286,885)	(3,159,274)	(2,933,133)
5.未払回収納付金	—	—	—	—	—
6.未払金	13	37	814	16	17
7.未払費用	4,101	4,268	2,268	1,721	3,713
8.前受収益	11,878	11,641	8,194	7,387	10,756
9.仮受金	12,412	20,299	5,257	6,957	1,874
10.預り金	2,400	1,200	—	—	—
流動負債合計	11,341,835	11,158,110	11,652,653	11,293,426	10,804,036
II 固定負債					
1.求償権償却引当金	1,650,687	2,188,117	2,163,116	2,070,210	1,903,694
近代化資金	44,798	57,138	56,305	44,542	46,070
一般資金	1,605,889	2,130,978	2,106,810	2,025,668	1,857,623
(金融公庫)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(一般緊急)	(26,289)	(34,160)	(33,771)	(32,584)	(31,090)
(借換緊急)	(208,092)	(273,611)	(273,139)	(270,118)	(235,078)
(その他一般)	(1,371,507)	(1,823,206)	(1,799,899)	(1,722,964)	(1,591,454)
2.保証責任準備金	16,626	16,157	16,672	20,265	24,810
近代化資金	6,935	6,428	6,680	6,594	5,786
一般資金	9,690	9,729	9,991	13,670	19,023
(金融公庫)	(17)	(—)	(—)	(—)	(—)
(一般緊急)	—	(—)	(—)	(—)	(—)
(借換緊急)	(660)	(560)	(560)	(560)	(560)
(その他一般)	(9,013)	(9,169)	(9,431)	(13,110)	(18,463)
3.退職給与引当金	58,297	61,815	64,689	68,960	72,179
4.その他引当金	—	—	—	—	—
固定負債合計	1,725,611	2,266,090	2,244,478	2,159,437	2,000,683

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
III 資本					
1.出資金	2,062,950	1,986,400	1,610,500	1,618,100	1,631,150
近代化資金	206,750	206,050	207,350	208,450	207,600
一般資金	1,856,200	1,780,350	1,403,150	1,409,650	1,423,550
(金融公庫)	(2,650)	(2,650)	(2,650)	(2,650)	(2,650)
(一般緊急)	(39,700)	(39,350)	(39,200)	(39,200)	(39,200)
(借換緊急)	(290,700)	(290,550)	(290,200)	(290,200)	(290,200)
(その他一般)	(1,523,150)	(1,447,800)	(1,071,100)	(1,077,600)	(1,091,500)
2.交付金	11,064	15,071	19,078	23,085	27,092
近代化資金	—	—	—	—	—
一般資金	11,064	15,071	19,078	23,085	27,092
(金融公庫)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(一般緊急)	(1,450)	(1,450)	(1,450)	(1,450)	(1,450)
(借換緊急)	(1,600)	(1,600)	(1,600)	(1,600)	(1,600)
(その他一般)	(8,014)	(12,021)	(16,028)	(—)	(24,042)
3.繰入金	513,299	513,299	513,299	513,299	513,299
近代化資金	104,542	104,542	104,542	104,542	104,542
一般資金	408,757	408,757	408,757	408,757	408,757
(金融公庫)	(49)	(49)	(49)	(49)	(49)
(一般緊急)	(3,984)	(3,984)	(3,984)	(3,984)	(3,984)
(借換緊急)	(19,648)	(19,648)	(19,648)	(19,648)	(19,648)
(その他一般)	(385,073)	(385,073)	(385,073)	(385,073)	(385,073)
4.繰越欠損金	△1,099,582	△1,177,185	△1,236,814	△1,164,892	△1,129,149
近代化資金	△11,758	△11,099	△10,876	—	—
一般資金	△1,087,823	△1,166,085	△1,225,937	△1,164,892	△1,129,149
(金融公庫)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
(一般緊急)	(△10,870)	(△10,752)	(△10,668)	(△10,143)	△7,682
(借換緊急)	(△94,270)	(△94,219)	(△104,953)	(△99,784)	(△89,390)
(その他一般)	(△982,683)	(△1,061,113)	(△1,110,315)	(△1,054,964)	(△1,032,076)
5.当期利益金	△114,681	△450,639	71,261	34,859	14,713
近代化資金	20,904	47,446	62,206	35,881	38,535
一般資金	△135,585	△498,085	8,655	△1,021	(△23,822)
(金融公庫)	(382)	(710)	(752)	(473)	(477)
(一般緊急)	(△1,008)	(△5,073)	(3,410)	(2,249)	(2,342)

(借換緊急)	(△14,602)	(△54,012)	(185)	(8,311)	(8,030)
(その他一般)	(△120,356)	(△439,710)	(4,306)	(△12,056)	(△34,673)
資本合計	1,373,049	886,946	977,325	1,024,452	1,057,105
負債・資本合計	14,440,496	14,311,147	14,874,456	14,477,316	13,861,825

注1) 保証債務見返は、保証債務の対照勘定として計上している。

注2) 求償権は、代位弁済により取得した求償権の額を計上している。

注3) 納付準備金は、受領した保険金相当額のうち、求償権が回収されれば、農林漁業信用基金に返金すべき額を計上している。

注4) 平成15年度に有価証券が700百万円増加するのは、県からの借入金700百万円を債券の購入に充てたためである。

(3) 県漁業信用基金協会の財政状況の全国比較

ここでは県漁業信用基金協会の財政状況と全国の都道府県漁業信用基金協会の財政状況の比較分析を行なう。

平成16年度末における県漁業信用基金協会の財政状況と全国の都道府県漁業信用基金協会の財政状況は以下の表のようになっている。

基金等の状況（平成 17 年 3 月 31 日現在）

（単位：千円）

		和歌山県漁業信用基金協会	都道府県漁業信用基金協会の平均 (注 1)
出資金	近代化	208,450	470,184
	一般資金等	1,409,650	718,285
	計	1,618,100	1,188,470
交付金	近代化	—	932
	一般資金等	23,085	23,292
	計	23,085	24,225
繰入金	近代化	104,542	112,099
	一般資金等	408,757	269,991
	計	513,299	382,091
信用基金借入金	近代化	5,700	17,602
	一般資金等	5,800	7,840
	計	11,500	25,442
計 (A)	近代化	318,692	600,819
	一般資金等	1,847,292	1,019,410
	計	2,165,984	1,620,230
代位弁済額 (B)	近代化	303,585	689,987
	一般資金等	9,265,939	2,625,339
	計	9,569,525	3,077,231
受領保険金 (C)	近代化	199,036	303,493
	一般資金等	6,161,665	1,845,428
	計	6,360,702	2,148,921
回収金のうち県漁業信用基金協会の取得分 (D)	近代化	43,438	76,993
	一般資金等	1,014,495	356,977
	計	1,057,933	433,970
基金等現在高 (A-B+C+D)	近代化	257,582	529,413
	一般資金等	△242,487	596,477
	計	15,095	1,125,890
繰越欠損金 (注 2)	近代化	—	△17,443
	一般資金等	△1,130,032	△93,911
	計	△1,130,032	△111,354
求償権償却引当金	近代化	44,542	58,702
	一般資金等	2,025,668	329,478
	計	2,070,210	388,180
求償権償却費	近代化	13,191	9,330
	一般資金等	60,982	88,600
	計	74,173	97,930

(注1) 全国遠洋沖合協会と日本遠洋底曳網協会を除いている。

(注2) 繰越欠損金のある都道府県漁業信用基金協会だけの平均である。

上記の表の比較分析の結果、県漁業信用基金協会は以下のような状況にあると考えられる。

出資金、交付金、繰入金及び信用基金借入金を合計した 計 (A) は 2,165,984 千円と全国平均の 1,620,230 千円を上回っており、全国平均よりやや規模が大きいといえる。一方、繰越欠損金は△1,130,032 千円と全国にある都道府県の漁業信用基金協会の中で最高額となっている。都道府県漁業信用基金協会の平均が、繰越欠損金△111,354 千円であることと比べると全国平均を大きく上回る結果となっており、財政状態は相当良くないと考えられる。

このように県漁業信用基金協会の繰越欠損金が多い原因は過去の代位弁済の実施状況に起因している。

県漁業信用基金協会の代位弁済額については、全国平均を大きく上回っている。これは過年度に特定の漁業協同組合等に対し、巨額の代位弁済が実施されたことがあるからである。詳細については第3章以下で検討した。

4. 保証状況

県漁業信用基金協会の近年の保証状況について過去 30 年間の推移は次の表のとおりである。

(単位：百万円)

事業年度	保証申込		保証承諾		承諾割合 (注1)		1件当たり 保証承諾額 (注2)	保証債務残高		代位弁済		代位弁済率 (注3)	求償権根 簿残高	求償権償 却額	回収率 (注4)
	件数	金額	件数	金額	件数	金額		金額	件数	金額	件数				
昭和51年度	224	2,819	224	2,819	100.0%	100.0%	13	356	4,189	2	34	0.8%	103	0	12.5%
昭和52年度	215	2,614	214	2,607	99.5%	99.7%	12	399	4,931	1	1	0.0%	86	0	17.3%
昭和53年度	170	2,603	169	2,597	99.4%	99.8%	15	390	5,423	1	3	0.1%	87	0	2.2%
昭和54年度	226	3,387	226	3,387	100.0%	100.0%	15	470	6,354	0	0	0.0%	42	0	50.0%
昭和55年度	293	5,051	293	5,051	100.0%	100.0%	17	591	8,252	5	58	0.7%	98	0	4.0%
昭和56年度	331	5,290	331	5,290	100.0%	100.0%	16	717	9,451	17	481	5.0%	552	0	6.0%
昭和57年度	325	6,936	325	6,936	100.0%	100.0%	21	807	10,918	6	48	0.5%	558	0	7.5%
昭和58年度	326	7,255	326	7,255	100.0%	100.0%	22	837	11,339	22	215	1.8%	757	2	4.4%
昭和59年度	267	7,075	267	7,075	100.0%	100.0%	26	782	12,536	2	13	0.1%	688	0	10.9%
昭和60年度	220	6,038	220	6,038	100.0%	100.0%	27	719	12,227	7	156	1.3%	807	0	7.2%
昭和61年度	151	4,363	151	4,363	100.0%	100.0%	29	663	12,080	14	130	1.1%	892	0	6.1%
昭和62年度	125	2,403	125	2,403	100.0%	100.0%	19	612	10,553	36	647	5.9%	1,537	0	5.3%
昭和63年度	105	1,719	105	1,719	100.0%	100.0%	16	529	9,829	31	563	5.9%	1,929	0	11.0%
平成元年度	100	1,813	100	1,813	100.0%	100.0%	18	444	8,666	36	744	9.3%	2,700	0	3.0%
平成2年度	93	1,566	93	1,566	100.0%	100.0%	17	362	6,173	45	1,739	24.7%	4,293	0	3.3%
平成3年度	78	1,194	78	1,194	100.0%	100.0%	15	319	5,410	15	220	3.9%	4,531	0	5.7%
平成4年度	72	1,137	72	1,137	100.0%	100.0%	16	281	5,011	14	199	4.8%	4,590	1	3.1%
平成5年度	56	1,071	56	1,071	100.0%	100.0%	19	244	2,838	14	2,010	52.0%	6,778	0	1.0%
平成6年度	67	1,051	67	1,051	100.0%	100.0%	16	243	2,718	5	68	2.6%	6,714	0	2.0%
平成7年度	57	1,047	57	1,047	100.0%	100.0%	18	219	2,455	9	161	11.8%	6,738	0	2.2%
平成8年度	61	1,001	61	1,001	100.0%	100.0%	16	205	2,313	16	95	4.0%	6,639	0	3.0%
平成9年度	55	962	55	962	100.0%	100.0%	17	180	1,963	16	258	12.1%	6,784	0	2.2%
平成10年度	73	1,369	73	1,369	100.0%	100.0%	18	180	2,154	16	171	8.3%	6,774	0	2.7%
平成11年度	56	1,383	56	1,383	100.0%	100.0%	24	171	2,613	5	44	1.8%	6,683	0	2.0%
平成12年度	56	1,599	56	1,599	100.0%	100.0%	28	163	2,402	7	244	9.7%	6,751	0	2.5%
平成13年度	45	1,634	45	1,634	100.0%	100.0%	36	157	2,492	4	43	1.8%	6,698	0	1.4%
平成14年度	38	1,447	38	1,447	100.0%	100.0%	38	141	2,394	3	97	4.0%	6,734	0	0.9%
平成15年度	37	908	36	905	97.3%	99.7%	25	139	2,383	3	21	1.0%	6,599	0	2.3%
平成16年度	38	1,328	38	1,328	100.0%	100.0%	34	131	2,287	2	24	1.0%	6,354	208	1.0%
平成17年度	58	1,406	58	1,406	100.0%	100.0%	24	139	2,272	4	17	0.7%	5,820	736	0.4%

$$(注1) \quad \text{承諾割合} = \frac{\text{保証承諾金額 (件数)}}{\text{保証申込金額 (件数)}}$$

$$(注2) \quad \text{一件当たり保証承諾額} = \frac{\text{保証承諾額}}{\text{保証承諾件数}}$$

$$(注3) \quad \text{代位弁済率} = \frac{\text{代位弁済額}}{\text{代位弁済額} + \text{弁済額}}$$

$$(注4) \quad \text{回収率} = \frac{\text{回収 (償却求償権を除く)}}{\text{期首求償権} + \text{期中代位弁済}}$$

県漁業信用基金協会の業務規模を示す保証金額及び件数は、国の制度資金である緊急資金の保証が多かった昭和 50 年代後半にピークを迎えた。保証金額でピークを迎えた昭和 58 年度、件数でピークを迎えた昭和 56 年度以降、年度によって多少の変動はあるものの保証金額及び件数は減少傾向にある。保証金額及び件数のそれぞれのピーク時と平成 17 年度を比較すると、保証金額は昭和 58 年度の 7,255 百万円から平成 17 年度の 1,406 百万円に、また、件数は昭和 56 年度の 331 件から平成 17 年度の 58 件にまで減少してきており、下落率は金額ベースで 80.6%、件数ベースで 82.5%となっている。このことから保証規模は昭和 56 年度から昭和 58 年度に比べてかなり縮小傾向にあることが伺える。このことは、保証債務残高が昭和 59 年度末に 12,536 百万円の最高額に達した後、平成 17 年度末の 2,272 百万円を記録するまで減少傾向にあることから伺える。保証債務残高ベースでも下落率は、81.9%となっている。

保証承諾については、承諾割合がほぼ 100%であるが、実際は保証受付までに、事務局で融資機関からの問い合わせ段階で、また受付段階で断っているとのことである。

一件当たり保証承諾額については、昭和 56 年度までは 20 百万円未満で推移していたが、昭和 57 年度以降昭和 61 年度の 5 年間は一件当たりの保証承諾額が連続して 20 百万円を超えており、一件当たりの保証額が大型化していたことがうかがえる。これは、特定の中小漁業者に巨額の保証を実施した時期と符合する（詳細は後述する）。その後、一件当たり保証承諾額は 10 百万円台に下落するが、平成 11 年度以降、20 百万円を超えて再び増加している。これは漁業協同組合に対する運転資金融資に係る保証が増加したためと考えられる。

代位弁済に関する数値（金額・件数・代位弁済率）については、代位弁済率が当初昭和 55 年度を除き、0～1%台で推移していたが、昭和 62 年度以降は 5%を超える年度が連続し、平成 2 年度の 24.7%、平成 5 年度 52%と異常な代位弁済率の年度も見受けられる。これらは国の制度資金を活用した遠洋マグロ漁業者を中心に大型の代位弁済が相次いだためである。その後も数年毎に 5%を超える代位弁済が実施された年度が散見され、中小漁業者の経営が厳しい状況で長期化しているものと推察される。

求償権残高については求償権が代位弁済後に県漁業信用基金協会が被保証者（中小漁業者）に対して得る債権であるため、基本的には各年の増加額の推移については代位弁済の数値と同様の動きを示す。一方、求償権の減少額は回収及び償却により減少するため、この部分につき代位弁済の数値の推移とは差異が生じる。回収率については昭和 50 年代の前半までは 10%を超える水準で推移していたが、遠洋マグロ漁業者を中心に大型の代位弁済が相次ぎ、代位弁済額が巨額になるに連れて低下し、5%を下回る状態が継続しており、思うように回収が行われていない様子が見えらる。

ここまでは保証状況について上記の表にある指標につき県漁業信用基金協会の業務の観点から分析してきたが、視点を換え保証と利用者数との関係について分析を行なう。保証と利用者数の関係については以下の表で示す。

(単位：件、百万円)

	漁業者数 (注)	県漁業信用基金 協会会員数 (出資者数)	保証債務残高		比率 (%)	
			件数	金額	件数/漁 業者数	件数/県漁 業信用基 金協会会 員数
平成3年度	7,708	305	319	5,410	4.1	104.6
平成4年度	7,278	285	281	5,011	3.9	98.6
平成5年度	7,278	271	244	2,838	3.7	90.0
平成6年度	7,045	263	243	2,718	3.4	92.3
平成7年度	6,789	252	219	2,455	3.2	86.9
平成8年度	6,766	249	205	2,313	3.0	82.3
平成9年度	6,461	243	180	1,963	2.7	74.0
平成10年度	6,480	245	180	2,154	2.7	73.4
平成11年度	6,299	243	171	2,613	2.7	70.3
平成12年度	6,141	244	163	2,402	2.6	66.8
平成13年度	5,943	242	157	2,492	2.6	64.8
平成14年度	5,734	243	141	2,394	2.4	58.0
平成15年度	5,472	243	139	2,383	2.5	57.2
平成16年度	5,283	245	131	2,287	2.5	53.4
平成17年度	5,057	249	139	2,272	2.7	55.8

注) 各漁協の正組合員の人数の合計である。

平成3年度と平成17年度を比べると県漁業信用基金協会の利用度合いの目安になる漁業者数に占める保証件数の割合は4.1%から2.7%、また、会員数に占める保証件数の割合は104.6%から55.8%に低下している。

保証なしで融資を受けることができる方がよいので、県漁業信用基金協会の保証利用が単純に増えることが、漁業者にとってプラスではない。しかしながら、昨今の中小漁業者を取り巻く漁業経営の厳しい状況からすると保証無しで融資を受けることのできるケースが増加

しているとも考え難いので、この15年間の推移を見る限り漁業者の県漁業信用基金協会の利用度合いは低下傾向にある。

5. 和歌山県との関係

県漁業信用基金協会と和歌山県の関係は出資、貸付、運営費補助、利子補給補助金、人的関係の5つが挙げられる。

(1) 出資金について

県からの出資は昭和28年に10,000千円が行われ、平成18年3月31日現在で6,211口、310,550千円である。その内訳は、近代化資金116,200千円と一般資金194,350千円である。県漁業信用基金協会の出資金総額に占める地方公共団体の出資割合が四分の一を下回ると(独)農林漁業信用基金からの保険金の受領割合が大幅に低下するため、地方公共団体の出資金総額で四分の一以上の出資を維持している。

最近11年間の県からの出資金の増減状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

年度	加入		放棄		年度末残高	
	口数	金額	口数	金額	口数	金額
平成7年度	240	12,000			13,566	678,300
平成8年度					13,566	678,300
平成9年度					13,566	678,300
平成10年度	40	2,000			13,606	680,300
平成11年度	230	11,500			13,836	691,800
平成12年度					13,836	691,800
平成13年度	115	5,750			13,951	697,550
平成14年度					13,951	697,550
平成15年度			7,740	387,000	6,211	310,550
平成16年度					6,211	310,550
平成17年度					6,211	310,550

平成15年度に7,740口、387,000千円と放棄が生じているのは、経営改善計画(平成13年4月1日～平成28年3月31日)に沿って出資口数の減少及び出資金払戻請求権の放棄が行われたためである。

(2) 貸付

県は、県漁業信用基金協会の経営の健全化を図るとともに保証基盤の強化を図り、もって県内の中小漁業者の信用保証機関としての信頼性を維持することを目的として、市中金利よ

りも低利で貸付を実施している。低利とは、具体的には「日本銀行の預金種類別店頭表示金利の平均年利率等」にある預入金額が300万円以上1,000万円未満の定期預金の1週間の預入期間別平均年利率の預入期間1年の年利率の二分の一の利率である。平成17年度の場合、0.0155%であり市中金利の百分の一程度の利率ということである。

そして県漁業信用基金協会は、低利で借り入れた資金を金融機関に預け入れるか、又は国債等で運用することによって市中金利で利息を受け取るため、県への利息の支払を差し引いた後で、利ざやが残ることになる。当該措置も、経営改善計画にそったものであり、平成13年度から実施されている。平成17年度の試算では、10,780千円の利息の受取りに対し、利息の支払は僅か146千円（県以外への利息の支払38千円を含む）に過ぎず、差引で10,634千円の利ざやが残る結果となった（第3章 II. 5. (7) 参照）。

3月末には和歌山県の収支計算の関係上、県漁業信用基金協会から一括で返済を受け、4月に再び貸付けている。この結果、県漁業信用基金協会の貸借対照表には当該借入金はあらわれてこない。

平成13年度以降の実施状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

年度	貸付金額
平成13年度	300,000
平成14年度	300,000
平成15年度	700,000
平成16年度	700,000
平成17年度	700,000
平成18年度	700,000

(3) 運営費補助

県は信用事業整備強化対策事業として、県漁業信用基金協会の財務基盤を強化し、経営改善を図るために、その運営に要する経費の一部を予算の範囲内で補助している（県漁業信用基金協会運営補助金交付要綱第2条、第3条）。

当該措置も経営改善計画にそったものであり、最近までの補助金額の推移は以下のとおりである。

(単位：千円)

年度	補助金額
平成10年度	3,000

平成 11 年度	3,500
平成 12 年度	6,083
平成 13 年度	3,000
平成 14 年度	3,000
平成 15 年度	3,000
平成 16 年度	3,000
平成 17 年度	3,000
合計	27,583

(4) 利子補給補助金

県漁業信用基金協会が代位弁済の必要資金の一部を低利で和歌山県信用漁業協同組合連合会から借り入れるようにすることに伴い、県漁業信用基金協会の負担を軽減するために県が利子補給を行ったものである。補助金の支出先は、県漁業信用基金協会ではなく、和歌山県信用漁業協同組合連合会であり、県が間接的に経済支援したものと見える。当該事業は平成15年度で終了している。

過年度の実施状況は以下のとおりである。

(単位：千円)

年度	利子補給補助金
平成元年度	711
平成2年度	5,884
平成3年度	22,662
平成4年度	21,719
平成5年度	11,592
平成6年度	20,278
平成7年度	15,248
平成8年度	12,735
平成9年度	9,702
平成10年度	6,153
平成11年度	5,018
平成12年度	4,262
平成13年度	3,002
平成14年度	1,557
平成15年度	401
平成16年度	—
平成17年度	—
平成18年度	—
合計	140,932

(5) 人的関係

県漁業信用基金協会の設立時は県知事が理事長を務めていた。現在も理事を出している。

6. 今後予定されている制度の変容

平成18年5月に(社)漁業信用基金中央会が作成した「融資保証に係る組織等問題検討会中間取りまとめ」において様々な提言がなされている。提言のうち主要なものについての内容を以下で述べることとする。

(1) 中小漁業者の再生支援

県漁業信用基金協会は、返済条件の変更や借替緊急資金等により、漁業者の再生に積極的に協力しているが、漁業者の再生支援について、さらなる取組が強く求められている。

財政状態が悪化し、再生が必要な中小漁業者に対しては、債権放棄や債権譲渡が最も効果的である。但し、県漁業信用基金協会が安易な債権放棄に応じた場合、漁業経営の緊張感が薄れ、再生につながらない可能性があるのみならず、懸命に経営に取り組む他の漁業者にとって不公平になることから、中小漁業者らの経営責任を問うなど、厳格な規律が必要である。その上で、地域に与える効果など再生のメリットが明確であれば、債権放棄も有効な手段として考えられる。

しかし、現状の制度では、県漁業信用基金協会は、求償権の放棄が出来ないため、県漁業信用基金協会の求償権を含め複数の債務を有している中小漁業者に対して、金融機関のみが債権放棄を行っても、十分な財務リストラが実行できず、実効性のある再生計画の策定を阻害する可能性がある。

したがって、経営責任を問う厳格な規律の下において、求償権放棄が可能となるような制度への移行が提言されている。

(2) 金融機関との適切な責任分担

水産金融が円滑に機能するためには、金融機関と県漁業信用基金協会がパートナーとして連携することが重要である。金融機関は、借り手である中小漁業者の経営状況や財務状況を的確に把握し、安定的かつ長期的視点に立って責任ある融資を行う必要がある。また、県漁業信用基金協会と金融機関とが審査情報や期中管理面での協調関係を強化し、効率的かつ効果的な与信判断を行う体制を抜本的に強化するとともに、的確な期中管理に基づく中小漁業者等の経営支援体制を構築することが求められる。

しかし、現状では県漁業信用基金協会が保証した債務について、金融機関は応分のリスクを負担していない状況であり、融資の際に中小漁業者の経営状況や財務状況を的確に把握し、返済状況等を適切に管理するインセンティブが働きにくい状況にある。

既に、県漁業信用基金協会では、インセンティブが働くように、利息については保証しない「元本保証」の制度や代位弁済時に金融機関が代位弁済額の一定割合を県漁業信用基金協会に出資する「特別出資制度」も導入している。今後は、特にデフォルト確率の高い資金（経営安定資金）については、金融機関に応分の責任を負担させる「部分保証」の導入も検討されており、県漁業信用基金協会と金融機関との適切な責任分担が期待される。

(3) 繰入金の取り崩しについて

繰入金とは、県漁業信用基金協会の経営が好調であった時期に利益剰余金から基金に繰り入れられたものであり、平成18年3月末の残高は513,299千円である。保証料収入が多かった時期に繰入金が生じており、県漁業信用基金協会の繰入金の発生年度別の繰入額は以下のとおりである。

(単位：千円)

年度	金額
昭和50年度	1,928
昭和51年度	2,593
昭和52年度	11,148
昭和53年度	431
昭和57年度	20,147
昭和58年度	36,459
昭和59年度	144,300
昭和60年度	106,415
昭和61年度	92,314
昭和62年度	69,820
平成元年度	23,690
平成2年度	4,055
合計	513,299

県漁業信用基金協会にとってこれらの繰入金は過去の貯金というべき性質のものであり、厳しい経営状況にある現在、繰越欠損金に填補するために、これらを取崩したいところである。しかし、法令による取崩の定めがないという理由から過去に一度も取崩されたことはな

い。これは、基金に繰り入れられているため、県漁業信用基金協会の基本的財産であるから慎重に対応すべきとの考えがあったためと推測される。

会計的には、元が利益剰余金であり、法令により取崩すことに制限がないのであれば、組織運営上の必要な承認手続きを経れば、取崩すことができると考えられる。法的にも現在、繰入金を繰越欠損金に填補できるような法整備が検討されており、今後は繰越欠損金に填補するために繰入金を取崩すことができるようになると思われる。

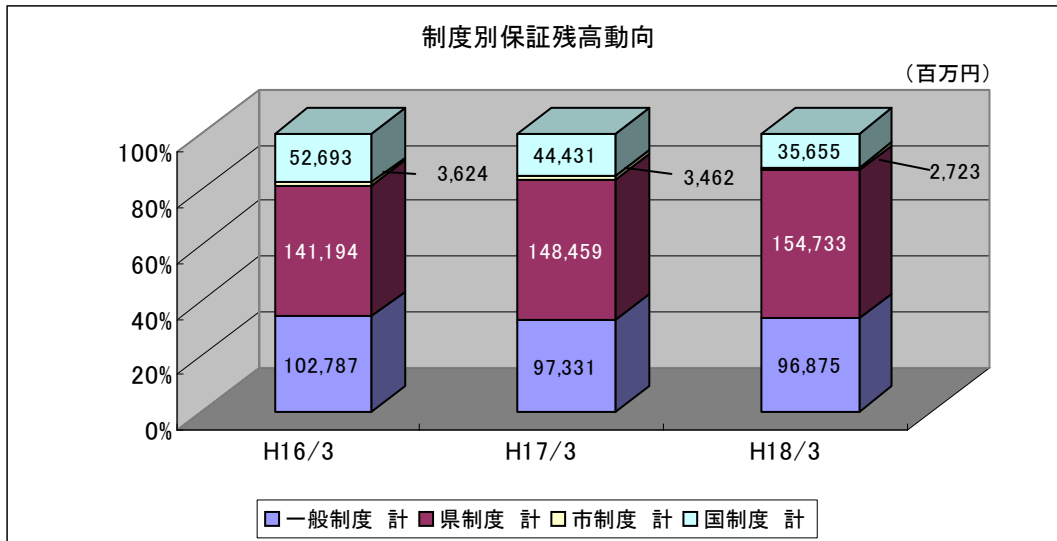
第3章 包括外部監査の結果と意見

I. 和歌山県信用保証協会

1. 制度

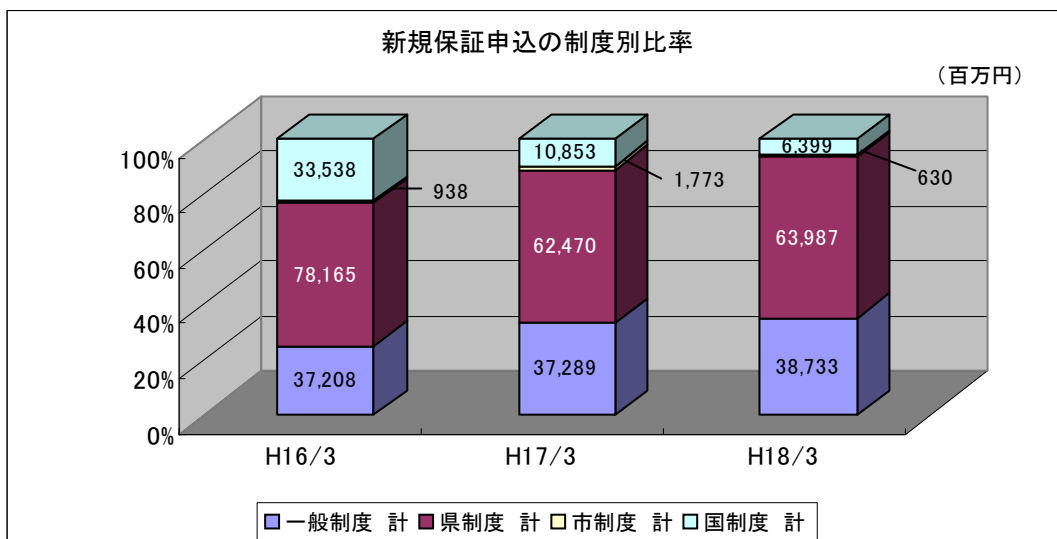
(1) 保証制度別の利用実績

県信用保証協会では取り扱っている保証制度の制度別利用状況は次のとおりである。



県制度と一般制度が残高の大半を占めていることがうかがえる。

保証債務申込額を制度別に整理すると次のようになる。



新規保証申込に占める県制度のシェアは年々高まっており、平成17年度に至っては県制度のシェアが58%に達している。

一方で、金融安定化保証が終了している国制度の新規申込は、金融安定化保証の借換保証が中心となっているため、シェアは低下傾向にある。

保証制度の利用状況（内訳）

（単位：百万円 %）

一般制度	保証承諾			保証債務残高		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
当座貸越根保証	473	11,581	10.6	1,028	25,382	8.8
特定社債保証	26	2,160	2.0	131	12,312	4.2
一般保証	345	4,071	3.7	1,536	10,446	3.6
紀陽ビッグ・チャージ	361	10,116	9.2	355	9,620	3.3
カードローン根保証	936	3,390	3.1	2,097	7,568	2.6
長期保証	7	373	0.3	273	6,878	2.4
無担保当座貸越根保証	68	1,605	1.5	271	6,022	2.1
長期経営資金保証	3	180	0.2	117	4,599	1.6
紀陽ネットワークファンド	94	1,517	1.4	238	3,214	1.1
キョークイックする～MAX	14	348	0.3	154	2,346	0.8
紀陽ビジネスサポート	0	0	0.0	274	1,440	0.5
和銀クイック・サポート	30	104	0.1	530	1,282	0.4
一般商業手形割引	40	342	0.3	86	858	0.3
商売応援ローン「力持ち」	232	919	0.8	221	788	0.3
きのくにスーパープラン	0	0	0.0	54	725	0.3
商売応援ローン	0	0	0.0	552	659	0.2
売債根保証	32	734	0.7	28	632	0.2
その他	177	1,294	1.2	543	2,105	0.7
一般制度 計	2,838	38,733	35.3	8,488	96,875	33.4

県制度	保証承諾			保証債務残高		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
県資金繰り円滑化特別支援資金	12	92	0.1	3,736	34,748	12.0
振興一般	20	226	0.2	4,219	23,856	8.2
緊急経済対策資金（長期）	12	140	0.1	3,586	23,480	8.1
資金繰り安定資金－借換	1,758	24,660	22.5	1,694	22,295	7.7
経営支援資金－一般	527	10,291	9.4	501	9,152	3.2
元気わかやま資金－（運転）	770	9,800	8.9	745	8,688	3.0
振興対策－一般（運転）	899	8,122	7.4	866	7,224	2.5
不況対策特別資金	0	0	0.0	1,188	5,465	1.9
小企業応援資金－一般（運転）	1,114	5,610	5.1	1,062	4,906	1.7
県CLO資金融資	0	0	0.0	235	4,650	1.6
振興一般（小企業者）	11	23	0.0	1,501	2,554	0.9
振興対策－一般（設備）	172	1,935	1.8	164	1,745	0.6
経営安定資金	1	10	0.0	127	874	0.3
小企業応援資金－一般（設備）	160	873	0.8	153	760	0.3
経営安定資金（小企業者）	2	8	0.0	117	586	0.2
その他	397	2,196	2.0	1,021	3,749	1.3
県制度 計	5,855	63,987	58.3	20,915	154,733	53.4

市制度	保証承諾			保証債務残高		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
資金繰り円滑化借換資金	32	163	0.1	139	823	0.3
市IT設備融資	19	262	0.2	146	787	0.3
市起業家支援保証	30	116	0.1	233	533	0.2
その他	26	89	0.1	248	579	0.2
市制度 計	107	630	0.6	766	2,723	0.9

国制度	保証承諾			保証債務残高		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
経営借換保証(要綱Ⅳ)	33	529	0.5	1,152	16,099	5.6
経営借換保証(要綱Ⅲ)	291	5,198	4.7	913	13,408	4.6
金融環境変化(金融安定)	0	0	0.0	565	4,446	1.5
経営安定関連保証	57	673	0.6	172	1,603	0.6
その他	0	0	0.0	15	99	0.0
国制度 計	381	6,399	5.8	2,817	35,655	12.3
合計	9,181	109,749	100.0	32,986	289,986	100.0

注) 平成17年度末保証残高が500百万円以上のもののみ別掲。

申し込みシェアの大きい一般制度と県制度の全体的な比較を行うと次のようになる。

	一般制度	県制度
対象	制度により異なる 中小企業者であれば対象となるケースが多い	制度により異なる 特定業種など、対象が限定されていることが多い
貸付利率	金融機関所定利率	県が決定(1.6%以内等)
保証料	無担保1.35%、有担保1.25%	通常0.7~1.05% 一般保証よりも引き下げている分については県が補填する ※
保証枠	無担保8,000万、有担保2億が原則	一般制度よりも少ない(1,000万~5,000万など)
代表的な制度	一般保証 当座貸越根保証 特定社債保証	県資金繰り円滑化特別支援資金 振興一般 緊急経済対策資金

※ 県が一部しか補填しない制度もある(資金繰り安定資金-借換 など)。

県信用保証協会の立場から両者を比較した場合、県制度を利用すると保証料が一般制度よりも低くなるが、一般制度との保証料の差については、県から支出される事務補助金によって補填されるため、県信用保証協会における収入は一般制度とあまり変わらない。

利用者である、中小企業者の立場から両者を比較すると、県制度の方が保証料率や貸付利

率等の条件で有利となっており、コストパフォーマンスの点では県制度の方が有利となるケースが多い。一方で、一般保証、とくに金融機関提携商品の場合は、一定の資格に合致した優良取引先であれば多額の保証であっても迅速に審査が行われスピーディに融資を受けられる、また追加で無担保保証が受けられる、といった商品もあり、様々なニーズへの対応という点では一般保証にも活用のメリットがあるといえる。

(意見) 代位弁済率の高い保証制度

代位弁済率の高い保証制度を検討するために、全体に占める保証債務残高の構成比と代位弁済額の構成比に大きなギャップのある制度を抽出した。

保証制度	種別	保証債務残高 (百万円) *1	構成比 (A)*2	代位弁済額 (千円) *1	構成比 (B)*3	構成比ギャップ(A-B)
金融環境変化(金融安定)	国制度	4,446	1.5	1,092,699	16.8	△ 15.3
一般保証	一般制度	10,446	3.6	964,899	14.8	△ 11.2
経営借換保証(要綱Ⅳ)	国制度	16,099	5.6	754,565	11.6	△ 6.1
不況対策特別資金	県制度	5,465	1.9	390,476	6.0	△ 4.1
経営借換保証(要綱Ⅲ)	国制度	13,408	4.6	546,287	8.4	△ 3.8

注) *1 保証債務残高は平成 17 年度末の数値、代位弁済額は平成 17 年度の数値である。

*2 保証債務残高の全体に占める構成比

*3 代位弁済額の全体に占める構成比

上表のとおり、金融安定化関連の保証制度(金融環境変化・経営借換保証要綱Ⅲ)について構成比ギャップが大きくなっている。特に、「金融環境変化(金融安定)」は、保証債務残高 4,446 百万円に対して代位弁済額が 1,092 百万円となっており、将来的に代位弁済の更なる発生が強く危惧される。もっとも、金融安定化関連保証の審査は国の施策に基づくネガティブリスト方式による審査が中心であり、申し込まれた保証案件についてほとんど保証承諾されていたということを考えると、当然の帰結ともいえる。

一方、上表中の「一般保証」は、金融安定化関連保証とは異なり、県信用保証協会における通常の審査を行ったうえでなされた保証である。一般保証の構成比ギャップが大きいということは、一般保証が金融円滑化に寄与する一方で、県信用保証協会における通常の保証審査において、代位弁済リスクを低減させる機能が有効に機能していないことを示しているといえる。なぜ代位弁済の額が保証債務残高に比してこれほど大きくなっているのか、代位弁済に至った事例を分析する必要がある。

(2) 担保の徴求

県信用保証協会が保証を行う場合、不動産等の担保を徴求する場合がある。

一般制度の場合、無担保による保証枠は原則 8,000 万円となっており、8,000 万円以上の融資に対して保証を付ける場合には、不動産等の担保が必要となる。但し、融資を行う金融機関との条件担保であっても良い。

担保の評価に関しては、「担保の種類・評価細則」で規定されており、担保物件の種類毎に対象となる資産、掛け目等が規定されている。不動産の評価額が保証額に満たない場合には、無担保保証に切り替える、又は保証額を減額するなどして対応している。担保物件を取得する場合には、根抵当権設定担保物件明細書を作成し、担保物件の所在地、所有者、評価額等を明示している。

(意見) 担保割れとなった場合の対応について

有担保保証において、保証した当初は担保が十分であったが、条件変更や借り換えの際に担保価値が下落し、担保評価額で保証額をカバーできなくなる場合がある。その場合、概ね保証額の 90% 以上の評価額であれば、担保割れしている場合でも有担保扱いで保証を付しているものがみられた。

しかしながら、このような取扱いは、当座貸越根保証、事業者カードローン根保証の場合を除き、規程上明示されておらず、結果的に案件毎の個別決裁のみによって上記のような保証が承諾されており問題である。

後述するように、代位弁済に至った場合に、担保でカバーされていたはずであったが、いざ回収を行おうとした際に回収率が低く、県信用保証協会が多額の損失を被るケースが散見されている。担保割れの際には、原則として別途担保を確保する、若しくは担保割れ部分について無担保保証等への切り替える必要がある。仮に担保割れを許容する場合であっても、案件毎の個別決裁に委ねるのではなく、いくらまでなら担保割れを許容するのか、明確な基準を規程等で明示すべきと考える。

(3) 保証料

保証料は、保証債務を引き受けることに対する対価として県信用保証協会が受け取るものである。保証料率は制度によって異なるが、一般制度でかつ保証額 200 万円超であれば無担保 1.35%、有担保 1.25%と定められている（注）。

中小企業者が保証料を支払う際の支払い方法としては 2 種類認められている。保証を受ける際に一括して支払う方法と所定の回数で分納する方法である。原則は一括支払であり、分納する場合には分納申請する必要がある。

(注) 平成 18 年度から保証料率の考え方は大きく変わっており、債務者の信用状態に応じて変動する仕組みとなった。

(4) 保証枠

特定の中小企業者が県信用保証協会の保証を受ける際の保証限度額のことを保証枠という。

県信用保証協会の保証枠と密接に関係するのが、中小公庫の保険制度である。県信用保証協会では、全ての保証について中小公庫の保険を付すこととされており、中小公庫の付保対象とならない融資については保証の対象としていない。従って、中小公庫の保険枠が事実上県信用保証協会にとっての保証限度となっている。

中小公庫の信用保険の種別は現在 11 種類（一般関係）となっており、それぞれの保険について保証枠が存在する。したがって、仮に 11 種類の保険が適用可能であれば、11 種類それぞれで保証枠が存在する。

1) 主な一般関係保険

保険種別	対象企業	対象資金・前提条件	保険枠	填補率	保険料率
普通保険	中小企業者等	事業資金	2 億円	70%	0.87%
無担保保険	〃	事業資金であって、担保（保証人の保証を除く）を提供させない保証	8,000 万円	80%	0.87%
特別小口保険	注 1)	事業資金であって、担保（保証人の保証を含む）を提供させない保証	1,250 万円	80%	0.4%
売掛金債権担保保険	中小企業者等	事業資金であって、売掛金債権のみを担保として提供させる保証	1 億円	80%	0.46%
特定社債保険	注 2)	事業資金	4.5 億円	80%	0.5%（無担保 0.6%）

注 1) 常時使用する従業員 20 人以下（商業・サービス業 5 人）の会社であって 1 年以上引き続き同一の都道府県の区域内において同一の業種に属する事業を行っていること

注 2) 資本金 3 億円以下（小売業・サービス業 5000 万、卸売業 1 億円）又は常時使用する従業員 300 人以下（小売業 50 人、卸売業・サービス業 100 人）の会社であって、次の要件に合致すること

純資産額が 1 億～3 億の法人

- ・自己資本比率が 20%以上または純資産倍率が 2.0 倍以上
- ・使用総資本事業利益率が 10%以上またはインタレストカバレッジレシオが 2.0 以上

純資産額が 3 億～5 億の法人

- ・自己資本比率が 20%以上または純資産倍率が 1.5 倍以上
- ・使用総資本事業利益率が 10%以上またはインタレストカバレッジレシオが 1.5 以上

純資産が 5 億以上の法人

- ・自己資本比率が 15%以上または純資産倍率が 1.5 倍以上
- ・使用総資本事業利益率が 5%以上またはインタレストカバレッジレシオが 1 以上

2) 特例関係（別枠保険）

11の保険種別に加え、特別の政策目的により限度額を一般保険の限度額と別枠とする特例のことである。

別枠保険は「第2章. II. 3. (1) 主要な保証制度」における③別枠制度と同義であり、そちらを参照のこと。

3) 保証枠と関連企業

中小企業者が、資本関係や人的関係のあるグループ会社を有している場合がある。グループ会社はグループの中で異なる役割を果たしている場合が通常であるが、節税目的で設立された会社など、会社としての独立性のないグループ会社が存在することもある。そのような独立性のないグループ会社を個別に「中小企業者」として捉え、個々に保証枠を与えた場合、グループ会社全体で大きな保証枠を与えられることになり、保証枠という保証限度額の設定が機能しなくなるという問題がある。

この問題に対しては、資金の用途審査を厳格に行うということが考えられるが、信用保証協会では、「関連企業」という概念を用いて、保証枠の計算上一体としてとらえるグループ会社の定義を定めている。

関連企業とは、保証会社と実質的に同一の経営体によって運営されており、保証会社と合わせて保証枠を設定する会社のことをいう。

関連企業に該当するか否かの判定については、信用保証協会連合会から示された関連企業のチェックリストを利用し、判定項目のうち複数の項目に該当する会社について「関連企業」と判定している。

（意見）関連企業の把握について

保証の申込を行った会社が関連企業を有しているかどうかの調査方法については、現在は保証申込資料に記載されている経営者の情報等を県信用保証協会のデータベースで検索する、金融機関から情報提供を受ける、といった方法で行っている。

しかし、現在の方法では、関連企業に該当するかの検討から漏れてしまう可能性もある。網羅的に情報を把握できる仕組みを検討すべきである。現在は行っていないが、保証申込を行う債務者から直接関連企業の対象となる法人の有無について報告させることも検討すべきである。

2. 保証の調査・審査事務

(1) 概要

県信用保証協会において調査・審査機能は業務の根幹をなすものである。保証を行うにあたって、保証対象としての適格性、保証額の妥当性等、保証に係る重要事項が調査・審査される。県信用保証協会の中で保証申込の調査・審査を担当しているのが業務部及び田辺支所であり、保証を実行する（保証承諾する）か否かの審査が実施されている。

(2) 保証申込の手続

保証の申込の手続は以下のとおりである。

1) 融資の相談・申込並びに保証の申込

中小企業者は、まず金融機関又は県信用保証協会に対して融資が受けられるのか、どのような融資制度（保証制度）があるのか等の相談を行う。

2) 申込関係書類の金融機関への提出

中小企業者は、金融機関に対して融資の申込を行い、合わせて保証申込書類を金融機関に提出し、金融機関における審査を受けることとなる。中小企業者からは、保証申込書類として、「信用保証委託申込書」・「信用保証委託契約書」・「印鑑証明書」等の徴求を行う。

金融機関における調査、保証人の意思確認後、金融機関は「信用保証依頼書」を作成する。

3) 申込書類の受付

金融機関から保証申込書類と保証依頼書を受付ける。

申込書類データのコンピュータ入力、稟議書出力等を実施する。

4) 審査・調査

業務部において、保証の実行が可能かどうかの審査・調査を実施する。

- ・ 申込資格、企業内容等を審査・調査（書面・面談・現地調査等）
- ・ 不動産担保調査
- ・ 他の保証の状況確認

以上審査・調査の上、保証稟議書又は取り下げ稟議書を起案する。

審査・調査の実施にあたり基本となる規則は、「調査・審査事務処理要領」及び「調査・審査細則」である。

5) 信用保証書作成・発行

県信用保証協会は、審査・調査の結果保証を付すことに問題がないと判断した場合、信用保証書を作成し、金融機関に交付する。

債権書類の確認・保管

保証条件の確認

担保設定の確認

担保物件の対象は土地・建物・有価証券・その他協会が認めるもの

6) 融資の実行

金融機関は、県信用保証協会が発行する信用保証書を入手したうえで融資を実行する。

(3) 資金使途

県信用保証協会の保証する融資資金の使途は、事業資金（運転資金又は設備資金）に限定されており、生活資金等に係る借入の保証は認められていない。県信用保証協会は、保証審査の際に資金使途について検討し、当該融資資金の必要性を検討する必要がある。

資金が事業経営に必要な資金であるか否かについては、信用保証委託申込書、証明書、計画書、定款、商業登記簿謄本等を踏まえ、当該企業の業況、資産内容から総合的に判断することとしている。また、申込企業の事業経営上必要であるか否かの妥当性について財務諸表等も合わせて調査することとなっている。

設備資金については、原則として売買契約書、建築許可書等により資金使途の根拠を確認し、設備の設置による効果の検討も合わせて実施することとされている。

サンプリングで検討した保証申込案件で資金使途の検討状況について確認した。

設備資金については、使途の確認のために、当該設備の購入に係る売買契約書・見積書の提出を受けるとともに、当該資金を設備の購入に充てることの「誓約書」を金融機関に提出させており、特に問題はなかった。

(4) 資金計画

保証審査にあたり、資金計画も重要な審査項目となっている。資金計画とは、借入金を返済するための長期的な資金繰り計画のことであり、特に設備資金の保証の場合、当該設備の稼動によるキャッシュ・フローの増加によって、借入金の返済が可能であるかが重要な問題となってくる。

サンプリングで検討した保証申込案件で資金計画の検討状況について確認したところ、以下のような問題点が検出された。

1) 設備資金

設備資金に関しては資金収支表が作成され、資金の返済可能性等の検討を実施されていた。資金計画の信憑性という観点では、売上計画が横ばい前提など、不十分な面も見られるが、保証先が中小企業者ということもあり、止むを得ないものとする。しかし、返済期間 10 年の長期借入であっても、5 年程度の資金収支表しか提出させていない事例があった。これについては、借入期間（保証期間）にわたり返済が可能かどうかを検討するためにも、借入期間内の資金計画表を作成させるべきである。

2) 運転資金

運転資金に関しては、資金計画表の入手がされておらず、貸借対照表等による資金繰り分析等にとどまっていた。「調査・審査細則」では、資金不足の原因究明を実施することとされており、貸倒を未然に防止する観点から、運転資金についても資金計画表の提出を求めるべきである。

(5) スコアリング

審査・調査の実施において、信用リスクの把握のために、保証先の財務数値に係るスコアリングも利用されている。県信用保証協会では2種類のスコアリングがなされている。一つは、県信用保証協会が旧来から実施している審査支援システムによる総合評価である。もう一つは、近年新たに導入されたCRD企業評価表に基づく財務評価である。これらのスコアリング結果を踏まえて、保証の可否を検討する他、どの程度慎重に審査・調査を行うか判断している。

1) 審査支援システム

審査支援システムは、県信用保証協会が旧来から使用していたスコアリングシステムであり、貸借対照表・損益計算書といった財務情報と、業歴、保有資産の状況等といった非財務情報を組み合わせて、総合的な評点を計算するものである。

財務情報と非財務情報の比率は4:1となっており、財務情報に係る評点を重視したシステムとなっている。

(参考) 審査支援システムのスコアリング内容

① 財務情報 80点

- ・成長性 20点（売上高増加率、総利益増加率、営業利益増加率、経常利益増加率）
- ・安全性 35点（自己資本比率、流動比率、固定長期適合率、借入金回転期間、借入金返済年数、経常収支比率）
- ・収益性 25点（総資本経常利益率、売上高総利益率、売上高営業利益率、売上高経常利益率、売上高対支払利息比率）

② 非財務情報 20点

業歴、経営者、資産、特許等

2) CRD

CRD とは、中小企業信用リスク情報データベースのことであり、全国の信用保証協会、政府系金融機関、一部の民間金融機関を構成員とする CRD 運営協議会が構築・運営を行っている。各構成員から提供された法人企業・個人の財務データを CRD に集積し、統計的な信用リスク情報が得られる。構成員は、中小企業者のデフォルト確率等を CRD 企業評価表として出力することができる。

3) 簡易債務者区分

審査支援システム（財務得点のみ）と CRD の評価結果から、県信用保証協会では簡易債務者区分を行っている。債務者区分の良い先については簡易な審査で済ませる一方、債務者区分の悪い先についてはベテランの担当者が時間をかけて審査をすることによって、有効性・効率性の双方に配慮した審査が実施されている。

簡易債務者区分（平成 15 年 10 月から運用開始）

	低い	← 審査支援システム CRD評価 →					高い
区分	I	II	III	IV	V		
審査方針	慎重審査 (重点管理)	慎重審査	通常審査	簡易審査 (推進)	簡易審査 (積極推進)		

（意見）粉飾決算への対応について

平成 17 年度に代位弁済となった案件のうち、結果として 10 億円超の粉飾決算がなされていた事例があった。粉飾は在庫の水増し、固定資産の評価増し等によるものである。在庫に関しては、審査時において審査担当者が在庫数値の妥当性に不信感を抱いていたと推測される形跡があったものの、踏み込んだ検討は行われていなかった。

粉飾決算に対しては、上記のようなスコアリング手法は通用せず、良好な評価結果となる場合さえある。審査担当者が粉飾決算を全て見抜くことは困難と考えられるが、在庫が売上高に匹敵するほど計上されているなど、財務諸表に異常点を認識した場合には、金融機関に異常数値に関する回答書を提出させる、必要に応じて現地確認を実施するといった追加手続を実施すべきである。「調査・審査事務処理要領」でも、財務諸表上の異常点については適切に調査する旨記載されており、提出される財務諸表について慎重な検討が望まれる。

(6) 審査委員会

審査委員会とは、申込金額や保証総額が一定額を超える保証を行う場合や特別な状況等で高度な審査判断を要する場合など、一定の保証案件について、保証の可否を判断する委員会である。審査委員会の目的、審議事項等は「審査委員会要領」に定められている。審査委員会の委員は、専務理事、常務理事、常勤理事、業務部長、管理部長、田辺支所長、業務部副部長、審査担当課長で構成されている。

通常、保証の審査は業務部または田辺支所で完結することとなっているが、審査委員会案件については、審査委員会の審査及び理事長の最終決裁を経て保証が実行されることになる。

平成17年度における審査委員会議事録を閲覧し、規程で定めた審査対象が審査されているかどうか、また審議内容について検討を行った。

規程で定められた審査対象について審査が実施されており、審議内容についても議事内容から実質的な審議が行われているとの心証を受けた。

3. 管理体制

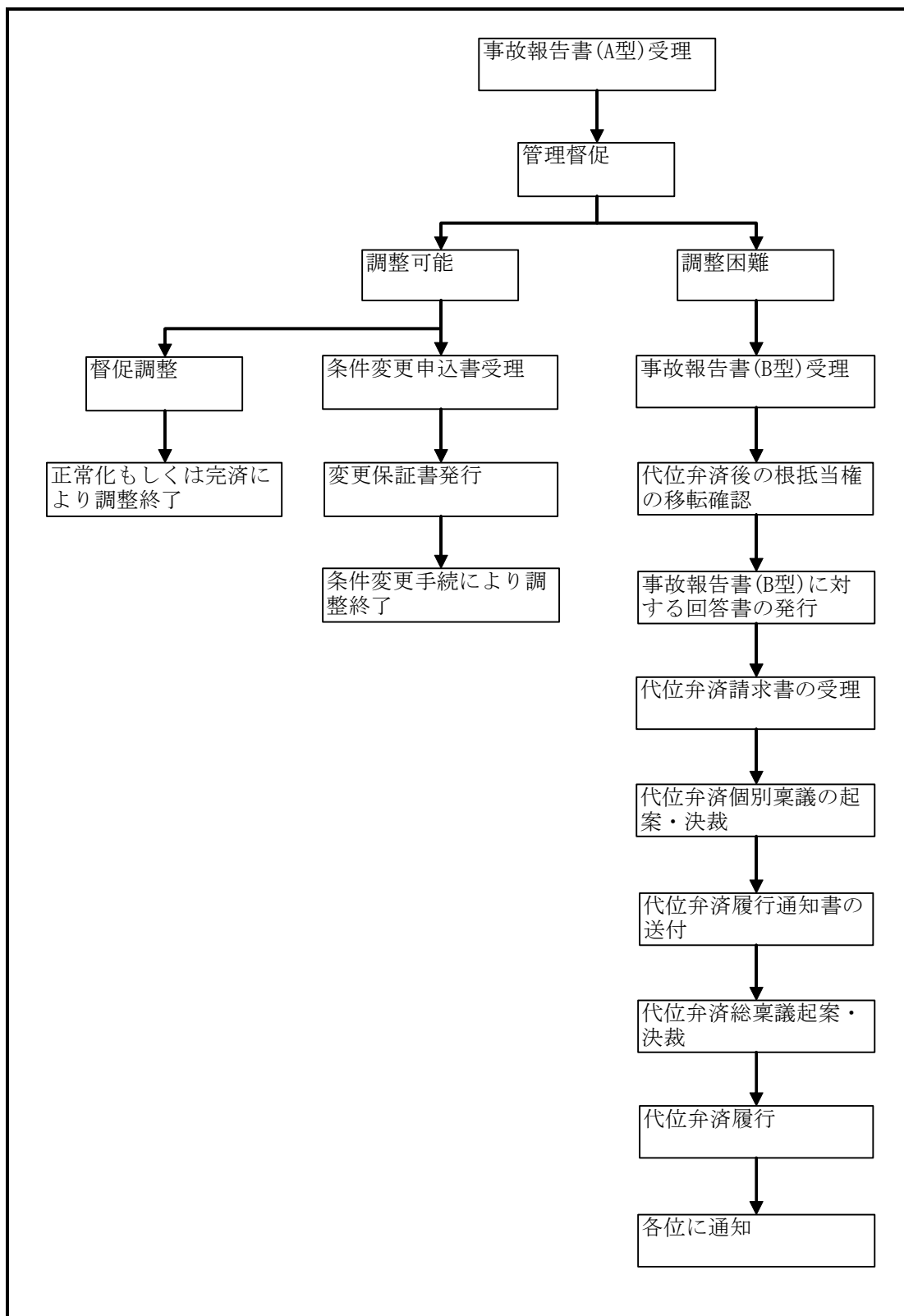
(1) 概要

ここでいう管理体制とは、保証の実行後、金融機関が貸付を実行してから完済または代位弁済の請求書を受け取るまでの債権を管理・保全するための体制であり、県信用保証協会では主に管理部がその業務にあたっている。

この中でも県信用保証協会の管理部の業務としての中核を占めるものは延滞等の事故報告書を受け取ってから、当該債権の正常化もしくは代位弁済に至るまでの被保証債権の管理保全である（正常債権として完済まで至る被保証債権についての管理・保全は主として金融機関が実施する）。

管理業務は債務者の現況を把握することにより、延滞や事故の発生した案件について条件変更等により正常債権化を実施するかそれとも代位弁済を実施するかの判断するための情報の収集の観点や、財務状況を把握することで代位弁済後に取得する求償権の回収を適時・適切に実施する観点から、県信用保証協会の業務の中でも極めて高い重要性を有している。

管理業務のフローを図示すると以下通りである。



具体的には以下のように業務が実施される。

- 1) 事故報告書提出基準に該当した場合について原則として事故報告書(A型)を受領する。
但し、事故報告書提出基準には事象の発生により即座に代位弁済の協議の開始となるものが含まれており、その場合には事故報告書(B型)を受領することとなる。
事故報告書の提出基準は以下の通りである。
 - ① 支払の停止または破産、民事再生、会社更生手続開始、会社整理開始、もしくは特別清算開始の申立があったとき
 - ② 手形交換所で取引停止処分を受けたとき
 - ③ 債務者または保証人の預金その他の金融機関に対する債権について仮差押または差押の命令、通知が発送されたとき
 - ④ 住所変更の届出を怠る等債務者の責めに帰すべき事由によって当該金融機関に債務者の所在が不明となったとき
 - ⑤ 担保の目的物について差押または競売手続の開始があったとき
 - ⑥ 罹災、休業、廃業、取引先の倒産等によって債務の履行が困難と予測される時
 - ⑦ 割引手形の買戻し、または担保手形の差換ができないとき
 - ⑧ その他病気、死亡、刑事上の訴追等によって債務の履行が困難と予測される時
 - ⑨ 手形交換所で第一回目の不渡処分を受けたとき
 - ⑩ 約定弁済期日に保証付債務(利息を含む)の一部でも履行しなかったとき
但し、分割履行の場合は3回もしくは3ヶ月以上履行遅滞が生じたとき
 - ⑪ 前回の事故報告書提出以降、引き続き延滞中である場合に代位弁済の間までは3ヶ月を経過したとき
- 2) 事故報告書(A型)を受領した案件について金融機関に対して管理督促の実施を依頼し、債務者等、金融機関、県信用保証協会と協議を行なう。この協議の中で県信用保証協会では債務者の誠実性や事業継続への意欲、及び事業継続の具体的な可能性を検証した上で調整が可能か否かを判断する。
- 3) 協議の結果、調整が可能と判断されれば、正常債権化される。
正常債権化される場合は2種類あり、第一は督促により正常債権化する場合であり、第二は条件変更等により正常債権化する場合である。
督促により正常債権化する場合は督促後、履行があれば事故案件から正常案件となり管理の対象から外れる。
条件変更等により正常債権化する場合は債務者から保証条件変更申請書及び変更条件に応じた関係書類を受け取ったうえで、保証条件変更稟議書を作成し、内部決裁をとった上で、金融機関に変更通知書を送付する。但し以下の内容による変更の場合は変更保証書に基づき債務者と変更契約を締結することとなる。

- ① 保証期間の延長
 - ② 返済方法の変更
 - ③ 保証期間の短縮
 - ④ 約定弁済日の変更
 - ⑤ 保証金額の変更（割引枠の減額）
 - ⑥ 貸付方式の変更（例：手形貸付→証書貸付）
 - ⑦ 借入人の死亡による変更
 - ⑧ 借入人の法人組織への変更
 - ⑨ 手形割引根保証の手形支払人等の変更
 - ⑩ 保証人の追加
- 4) 協議の結果、調整が困難となった場合及び特定の事象が発生した場合は金融機関と県信用保証協会の間で代位弁済に向けた協議が必要となり、このような場合には事故報告書（B型）を受領する。
- 5) 事故報告書（B型）を受領し、協議をした結果、県信用保証協会が債務者等との間での調整が不可能になったと認識した場合は県信用保証協会が金融機関に対して代位弁済に関する回答書を送付する。
- 6) 代位弁済に関する回答書を受け取った金融機関は県信用保証協会宛に代位弁済請求書を送付する。
- 7) 代位弁済請求書の内容・金額等について誤りが無いかを案件別に代位弁済個別稟議書にて決裁をとり、債務者と金融機関に代位弁済履行通知書を送付する。
- 8) 月に一回、代位弁済の履行を実施するため、支出金額及び内容について代位弁済総稟議書に決裁を得る。
- 9) 代位弁済総稟議書に基づき代位弁済を実行し、金融機関から受領書を受け取る。

(2) 代位弁済の状況

県信用保証協会の保証によって貸付を受けた中小企業者が所定の期日までに金融機関に対し償還ができない場合には、金融機関から県信用保証協会に保証債務の履行の請求がなされることによって、県信用保証協会は中小企業者に代わって金融機関に対し代位弁済をする。

県信用保証協会における平成10年度からの代位弁済の状況は次のとおりであり、平成13年度の113億円をピークに減少傾向にある。これは、後述する金融安定化制度の代位弁済が減少傾向にあることが一つの要因であると考えられる。

(単位：百万円)

年度	件数	代位弁済額
平成8年度	305	2,762
平成9年度	333	3,427
平成10年度	384	3,331
平成11年度	473	5,127
平成12年度	742	8,505
平成13年度	958	11,350
平成14年度	1,010	10,491
平成15年度	899	8,498
平成16年度	758	7,800
平成17年度	661	6,501

(3) 有担保融資保証

有担保融資の保証案件で代位弁済した場合、担保物件処分による回収が見込まれることになる。過去5年間の有担保融資保証の代位弁済の平成17年度までの回収状況は次のとおりであり、平成17年度末時点の全体の回収率は39.7%となっている。

(単位：百万円)

保証年度	代位弁済額	求償権残高 (H18/3)	回収額	回収率
平成13年度	5,706	3,484	2,222	38.9%
平成14年度	4,764	2,430	2,333	49.0%
平成15年度	3,796	2,074	1,721	45.3%
平成16年度	3,203	2,144	1,058	33.1%
平成17年度	2,298	1,786	511	22.2%
合計	19,769	11,922	7,847	39.7%

そこで、県信用保証協会全体として担保物件の処分による回収額ほどのぐらいの水準なのかを把握しようとしたが、全体として担保物件の当初評価額に対する担保物件の処分による回収額を把握することが困難であったため、個別に抽出した案件にて確認することとした。次の表が個別に抽出した担保物件の処分状況である。

(単位：千円)

保証年度	代弁年度	代位弁済額	担保物件の 処分量 ※	担保物件の 下落率	担保設定優先 回収額 ※	協会回収額 ※	協会回収率	協会未回収額
H14	H16	151,057	158,580	37.2%	146,171	3,600	2.4%	147,457
H6	H17	129,991	10,000	0.9%	0	10,000	7.7%	119,991
H2	H17	119,534	28,200	15.0%	31,800	500	0.4%	119,034
H9	H14	86,503	131,000	6.6%	123,266	6,149	7.1%	80,354
H16	H17	78,222	75,000	58.0%	5,354	66,822	85.4%	11,400
H8	H12	69,215	183,000	25.1%	154,000	29,000	41.9%	40,215
H8	H17	65,809	26,400	17.7%	0	4,512	6.9%	61,297
H16	H16	65,345	56,942	52.1%	41,552	15,390	23.6%	49,955
H15	H17	57,733	45,600	41.9%	27,000	18,600	32.2%	39,133
H12	H14	29,296	15,949	33.2%	9,116	4,675	16.0%	24,621
H15	H17	20,204	55,519	25.9%	43,519	10,959	54.2%	9,245
H15	H17	18,992	14,000	43.5%	545	13,454	70.8%	5,538
H17	H17	12,727	14,700	90.1%	0	12,195	95.8%	532
H15	H17	11,077	6,000	50.5%	0	5,602	50.6%	5,475
合計		915,705	820,890		582,323	201,458	22.0%	714,239

※ 一部予定額を含む

(意見) 担保の再評価について

結果としては、担保物件の価値下落や担保設定権者の第一順位が金融機関になっていることなどにより担保物件の処分による回収率は案件毎に異なるものの、低い水準の案件が散見された。そして、県信用保証協会の回収率の低下は、財務に直接影響を与えるリスク要因となるため、定期的に有担保融資の保証債務に対する担保物件の価値を把握することが重要であると考えられる。しかしながら、県信用保証協会では、個別案件毎に必要なに応じて担保物件の再評価は行っているが、定期的に再評価を行う仕組みは構築されていない状況であった。県信用保証協会のリスク把握のために、定期的に担保物件の価値を把握することが望ましい。また、費用対効果の観点より、全てを対象にすることが困難であれば、延滞状況や財務状況を把握し、中小企業者の危険度合いの判定等を行うことにより、高リスク案件を対象にするなど、工夫が必要である。

4. 回収体制

(1) 概要

県信用保証協会は代位弁済により求償権を取得する。求償権については管理部において代位弁済稟議書に基づいて求償権元帳に記帳され保全・回収等の管理がなされる。

また、金融安定化制度及び無担保保証に係る求償権については回収業務をサービサーに委託している。田辺支所分は平成18年度から求償権（但し管理事務停止の求償権を除く）の回収についてサービサーに委託している。（第2章. II. 6. (4) 参照）

回収業務の流れは以下の通りである。

- 1) 取得した求償権の元となった代位弁済した被保証債権につき中小公庫の保険が付されているものや全国信用保証協会連合会や和歌山県との間の損失補償契約の対象となっているものについては保険金や損失補償金の請求を行なう。

但し、求償権にかかる回収金のうち支払を受けた保険金および損失補償金に相当する部分を返納しなければならないこととなっている。

- 2) 求償権について債務者・保証人の所得等の現状調査及び担保物件の調査により現状を把握した上で、債務者等との交渉を重ね、今後の回収方法を検討し、返済計画を策定する。必要であれば債務弁済契約の締結等の措置を講じる。

- 3) 担保等を競売等により処分し、回収を図る。

- 4) 3) により回収できなかった部分につき返済計画に基づいて回収を図り、弁済者から入金があったときはその都度弁済者に対して領収書を発行する。

- 5) 債務者、保証人等につき、次のいずれかに該当するときは、総合的に判断し法的手続きによる回収を行なう。

- ① 相当期間引き続き入金が無いとき
- ② 弁済契約不履行が著しいとき
- ③ 返済の誠意が見られないとき
- ④ 返済能力があるにもかかわらず内入の弁済金が債権額に比し著しく小額のとき
- ⑤ 行方不明等であって強制回収の他に回収の見込みが無いとき
- ⑥ その他本措置を実行することが求償権回収上適当と認められたとき

- 6) 求償権については規程上、年1回分類し、償却基準（後述6. (2). 1). ①を参照）にあてはまるものは決裁の上償却する。償却した求償権についても債権は引き続き県信用保証協会に存するので管理・回収は継続される。

7) 債務者及び保証人等の全てについて、主に次の場合には決裁を受けた上で管理事務停止を行なう。

- ① 所在が不明であり、かつ、財産の価額が取立に要する費用及び優先債権等の金額を超えない認められるとき
- ② 死亡した場合において、相続人であることが明らかではなく、かつ、相続財産の価額が取立に要する費用及び優先債権等の金額を超えない認められるとき
- ③ その他、債務の弁済能力が無く将来にわたり回収不能と認められ、管理の実益がないとき

8) 1)～7)の業務の内容のうち、求償権の異動状況については求償権元帳に、債務者・保証人等との交渉経過は管理処理表に記録し、関連書類とともに案件ごとに保管する。

(2) 求償権の分類

求償権とは、被保証債権を代位弁済した場合、債務者に対して弁済の請求をできる権利であり、代位弁済後債務者等から回収する。次の表は、求償権の回収率の推移である。

県信用保証協会における求償権の回収率は、いずれの年度も全国平均は上回るものの、平成17年度は4.9%と前年、前々年度に比し減少しており、今後の動向に留意する必要がある。

(単位：百万円)

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
期首求償権残高 (償却済求償権含む)	47,283	52,080	55,756
年度中代位弁済額	8,497	7,799	6,500
合計 (①)	55,781	59,880	62,256
求償権回収額 (②)	3,701	3,902	3,054
回収率 (②/①) ※	6.6%	6.5%	4.9%
全国平均	4.3%	3.9%	3.5%

※ 回収率は、求償権回収額 ÷ (期首求償権残高 + 年度中代位弁済額) で算出

県信用保証協会では、管理事務要領において、求償権の回収事務を適正かつ、合理的、効率的に処理するために、求償権分類基準において、次の8つに分類している。

- 1) 一括入金予定
- 2) 5年内完済予定
- 3) 5年超10年以内完済見込
- 4) 完済見込10年超
- 5) 不定期入金
- 6) 回収見込なし
- 7) 管理事務停止
- 8) 未分類

上記分類に基づく過去3年間の求償権残高は次のとおりである。

(単位：百万円)

求償権分類		H15	H16	H17
1	一括入金予定	4	74	53
2	5年内完済予定	664	706	363
3	5年超10年以内完済見込	1,118	870	752
4	完済見込10年超	8,183	9,792	12,352
5	不定期入金	22,455	20,981	18,453
6	回収見込なし	14,026	13,782	14,262
7	管理事務停止	5,505	9,511	12,881
8	未分類	123	36	11
合計		52,080	55,756	59,130

(結果)

平成17年度中の求償権回収額3,054百万円について、求償権分類のどの区分のものが多かったのか調べたところ、1から4までの「定期入金」に区分されているものが1,432百万円で、5の「不定期入金」が1,443百万円で、「回収見込なし」が178百万円であった。

回収事務の適切化、合理化、効率化をする観点においては、定期入金に区分されているものについては、一定の効果がでていいると考えられるが、不定期入金に区分されている求償権については、金額的重要性も高いため、入金予定額及び入金予定時期(担保物件処分予定含む)の管理等を適切に行う必要がある。

なお、全国信用保証協会連合会において、求償権分類基準を見直し中であり、現在のものより、さらに詳細な全国統一の基準が作成されると聞き及んでいる。

また、求償権の分類は「管理事務要領」にて年1回行うことになっているが、代位弁済時、担保物件処分時、個別案件のヒアリング時において分類を行っていることがほとんどであり、その後定期的に分類を変更する仕組みにはなっていなかった。管理事務要領に従い、年1回求償権の分類を行うべきである。

(3) 回収見込みの評価

(意見)

県信用保証協会では、上述したように求償権の管理、回収事務を適正かつ合理的、効率的に処理するため、完済見込の有無、完済見込年数等より求償権の分類を行い、また、代位弁済後は個別案件毎に「個別案件リスト」に基づき、当該年度及び翌年の回収計画を策定する場合に回収見込みの評価を行っている。しかしながら、県信用保証協会として、年度末等のある時点における将来の求償権の回収可能性についての評価を行う仕組みはなかった。求償権の分類及び個別案件毎の評価により、回収事務の効率化については一定の効果がでていと思うが、求償権の回収可能性を把握するために、年度末においては、個別案件毎の定期的な回収及び担保物件処分等による回収見込み額を積み上げ、県信用保証協会全体としての将来の回収見込額を把握することが望ましいと考える。

(4) 回収の効率化

前述の通り、県信用保証協会は平成13年度からサービスの利用を開始しており、サービスに一部の求償権の回収業務を委託している状況にある。

県信用保証協会からサービスに委託される業務内容及びその業務にかかる平成18年度の手数料は次の通りである。

業務内容	手数料	内容	
求償権の回収業務	基本委託手数料	金融安定化	委託案件1件につき半か年4,000円
		上記以外	委託案件1件につき半か年900円 (平成18年10月1日以降は1件につき半か年3,000円)
	回収実績手数料	金融安定化	回収金額の12%
		上記以外	回収金額の6%
債務者等の調査業務	調査手数料		債務者等の調査先の住所1件当たり10,000円

基本委託手数料の他に回収実績手数料を設定することでサービスの回収へのインセンティブが働くような仕組みとなっている。

サービスに対する手数料の体系について半年に一回見直しているが、平成18年度からは田辺支所分の求償権について新たに委託しているため、サービスの業務内容に見合った手数料の体系になっているかどうか、この手数料の体系で回収のインセンティブが働いている

かどうかについては検証することが望ましいと考える。

現状は主として金融安定化制度にかかる求償権と無担保保証に係る求償権が委託されているが、今後はサービスの能力、回収実績、コストパフォーマンスを勘案した上で他の求償権についても回収業務の委託を進めていくかどうかを検討することが望ましいと考える。

5. 金融安定化制度

平成10年から開始された金融安定化制度は代位弁済が多く発生しており、金融安定化制度以外と比較して検討することとした。以下の表は、保証協会における平成10年からの保証承諾とそれに対応する代位弁済について、金融安定化制度と金融安定化制度以外で比較したものである。

金融安定化制度における平成10年度からの保証承諾の累計額は2,079億円であった。これに対し、債務者に延滞または事故が発生し、保証協会が代位弁済した額の累計額は174億円（平成17年度末時点）と、保証承諾に対する代位弁済の割合（代位弁済率）は8.41%になっている。件数では、保証承諾件数10,299件に対し、代位弁済件数は1,426件と割合は13.85%となっている。これは、全体での代位弁済率（金額ベース：5.11%、件数ベース：5.75%）よりも非常に高い数値であるといえる。

（単位：百万円）

	保証承諾（H10～H13）	代位弁済（H10～）	代位弁済率
金融安定化制度	207,970	17,485	8.41%
	10,299件	1,426件	13.85%
金融安定化制度以外	984,609	43,406	4.41%
	92,004件	4,460件	4.85%
合計	1,192,579	60,891	5.11%
	102,303件	5,886件	5.75%

上記のうち、金融安定化制度の代位弁済（17,485百万円）について、保証年度別、協会の負担額、中小公庫の負担額をまとめたものが次の表である。県信用保証協会の財務への影響は、中小公庫からの保険金が13,832百万円（約8割）あるため、実質的には3,653百万円の負担となっている。

（単位：百万円）

保証年度	代位弁済額	協会の負担額	中小公庫の負担額
平成10年度	4,965	1,053	3,912
平成11年度	4,627	1,007	3,620
平成12年度	7,161	1,446	5,714
平成13年度	731	146	585
合計	17,485	3,653	13,832

(意見)

年度別の代位弁済額、期首保証債務残高と期中新規保証承諾との合計額に対する代位弁済額の割合（代位弁済率）をまとめたものが次の表である。代位弁済額は年々減少傾向にあるが、保証債務の残高自体が減少しているため、代位弁済率が高くなっている。

平成 17 年度末における金融安定化制度の保証債務残高は 4,448 百万円であり、年々代位弁済率が高くなっていること（平均：8.41%に対し、平成 17 年度：13.76%）から、今後の代位弁済の状況には十分留意が必要である。

(単位：百万円)

	代位弁済額		期首保証債務 ＋期中新規保証承諾		代位弁済率	
	金額	件数	金額	件数	金額	件数
平成 10 年度	15	1 件	72,381	3,153 件	0.02%	0.03%
平成 11 年度	1,388	79 件	119,358	6,224 件	1.16%	1.27%
平成 12 年度	2,823	206 件	167,553	9,328 件	1.68%	2.21%
平成 13 年度	4,018	308 件	107,753	7,024 件	3.73%	4.38%
平成 14 年度	3,632	310 件	78,026	6,319 件	4.65%	4.91%
平成 15 年度	2,636	241 件	48,026	5,323 件	5.49%	4.53%
平成 16 年度	1,867	166 件	17,097	2,454 件	10.92%	6.76%
平成 17 年度	1,106	115 件	8,036	1,316 件	13.76%	8.74%
累計	17,485	1,426 件	—	—	8.41%	13.85%

6. 会計処理

(1) 保証債務

貸借対照表における保証債務は、平成 17 年度末における、保証承諾の残高であり、保証債務見返勘定と対照勘定処理されている。

保証債務は、県信用保証協会が保証承諾し、金融機関における融資の実行日に計上される。また、通常の場合は保証期間が満了した時、代位弁済の場合は代位弁済を実行した日に保証債務を消滅させる会計処理を行う。

(意見) 保証債務の分類

現在、保証債務について、回収可能性等毎の分類はなされていない。保証債務も、債務者の財政状態によって将来の債務履行可能性が異なってくると考えられ、将来的な損失負担の可能性を把握するためには、保証債務を債務者の置かれた状況に応じて分類して把握してお

くことが必要である。特に、保証期間の延長など、保証の条件変更を受け付けたものについては代位弁済の可能性が高まっているといえ、区分して把握しておく必要性が高いと思われる。

(2) 求償権

1) 求償権の償却準備金

県信用保証協会では、「業務方法書」にて次のとおり求償権の償却に関する事項を定めている。

- ① 年度末において、求償権のうち当該年度に代位弁済したものに対してはその100分の33に相当する額、前年度に代位弁済したものに対してはその100分の67に相当する額、前々年度に以前に代位弁済したものに対しては100分の100に相当する額を求償権償却準備金勘定に繰り入れる。
- ② 求償権のうち回収不能なものは、求償権償却準備金を取り崩し償却する。

平成17年度末の償却準備金の積立状況及び求償権償却の状況は次のとおりである。

(単位：千円)

	代弁年度						
	H17年度	H16年度	H15年度	H14年度	H13年度	合計	
前期末求償権残高	—	1,787,451	576,249	481,372	355,879	3,200,952	
当期発生	6,500,566	—	—	—	—	6,500,566	
小計						9,701,518	
当期回収	659,820	200,636	57,902	44,697	71,579	1,034,638	
償却	保険金受取による償却	3,895,275	650,325	—	—	—	4,545,601
	損失補償受取による償却	161,424	203,769	—	—	—	365,193
	当期償却	450,718	446,416	438,095	356,855	204,845	1,896,932
求償権償却合計	4,507,418	1,300,511	438,095	356,855	204,845	6,807,727	
求償権残高	1,333,326	286,302	80,250	79,818	79,454	1,859,152	
保険金受領予定額差引後	781,971						
積立率	33%	67%	100%	100%	100%	—	
求償権償却準備金積立額 (※)	258,050	191,822	80,250	79,818	79,454	689,396	

※ 求償権残高×積立率（但し、H17については、保険金受領予定額差引後×積立率）

(意見)

求償権の償却準備金については、「業務方法書」に定めているとおり、当年度分は 33%、前年度分は 67%、前々年度以前のものは 100%積立することになっている。これについては、県信用保証協会の「経理処理要領」に従った処理であり、平成 16 年 5 月に金融庁が示した「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」においても指導基準として示されているものである。しかしながら、より適正な財政状態を貸借対照表で示すという観点から考えれば、求償権の償却準備金は将来における求償権の回収不能に備えて準備金を積み立てるものであるため、求償権の分類基準等に分類した上で、分類毎に回収不能になる割合を算出し、現時点の回収不能見込額を償却準備金として積み立てる等、求償権の償却準備金の積立方法の見直しが必要なのではないかと考える。

また、求償権償却準備金の計算において、平成 17 年度代位弁済分については、保険金受領予定額を差引し所定の積立率を乗じて算定している。この保険金受領予定額については、県信用保証協会の「経理処理要領」によれば、中小公庫に対して請求を行ったものと定義している。そのため、決算月の 3 月末時点においては 2 月の代位弁済の保険金請求は行っている（入金は 4 月）が、3 月の代位弁済の保険金請求は行っていないため、保険金受領予定額には 3 月の代位弁済は含まれていない。同様に、全国信用保証協会連合会から受け取る損失補償についても 3 月末時点で請求を行っていないため、求償権償却準備金の対象になっている。

これらについては、「経理処理要領」に従った処理であるが、会計上は 3 月の代位弁済の保険金相当額及び損失補償受取予定額については償却準備金を積み立てる必要がないため、求償権償却準備金の対象外とすべきものであると考える。

なお、3 月の代位弁済の保険金及び損失補償受取予定額を求償権償却準備金の対象外とした場合の過去 3 年間の影響額は次のとおりであり、平成 17 年度における修正後（※）の求償権償却準備金は 579 百万円となり、帳簿上の求償権償却準備金 689 百万円に比し 110 百万円過大計上となっている。

(単位：百万円)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
求償権残高	4,247	3,200	1,859
求償権償却準備金対象金額	3,663	2,543	1,307
求償権償却準備金 (A)	2,239	1,596	689
積立率	61.1%	62.8%	52.7%
修正後 ※			
3 月の代位弁済の保険金受領予定額	69	28	43
損失補償受取予定額	74	216	289
求償権償却準備金対象金額	3,519	2,298	974
求償権償却準備金 (B)	2,192	1,515	579
影響額 (A) - (B)	47	80	110

※ 3 月の代位弁済の保険金受領予定額及び損失補償受取予定額を求償権償却準備金の対象外とした場合の試算額

2) 求償権の償却時期

求償権の償却に関して「管理事務要領」では、債務者が破産宣告、和議等法的手続開始決定を受けている場合、死亡、行方不明、事業閉鎖等により回収不能と認められる場合、担保物件の回収見込みがなくなった場合等のほか、保証債務の履行後 5 ヶ年を経過したものについて会計上、償却する基準を定めている。

過去 3 年間の求償権償却は次のとおりである。

(単位：千円)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	
求償権償却	7,661,678	7,558,352	6,807,727	
内 訳	自己償却	1,602,581	1,996,545	1,896,932
	保険金償却	5,868,816	5,327,115	4,545,601
	損失補償償却	190,281	234,692	365,193

(意見)

保険金償却及び損失補償償却は収支計算書上、営業外収入の「求償権補填金戻入」に対応するものであり、県信用保証協会における求償権償却の実質的な負担は自己償却の部分である。求償権を償却した後の回収金については、収支計算書上、営業外収入の「償却求償権回収金」に計上されている。平成15年度、平成16年度、平成17年度における「償却求償回収金」はそれぞれ、196百万円、234百万円、267百万円である。

当該処理は県信用保証協会の「経理処理要領」に従った処理ではあるが、償却済求償権の回収状況から見ると、回収可能性の高い求償権が償却されている点は否めない。従って、貸借対照表においてより適正な財政状態を示すためには、求償権分類基準上において定期入金がある求償権については、保証債務の履行後5ヵ年経過したとしても、償却の対象から外すなど償却基準の見直しが必要なのではないかと考える。

(3) 制度改革促進基金

制度改革促進基金は、平成17年度に新設された基金であり、県信用保証協会が金融機関との責任共有を図る部分保証制度による保証を行ったことにより生じた損失負担に備えるためのものであり、当該保証に係る求償権を償却する際に基金を取り崩すこととなっている。

なお、平成17年度に基金の取崩しは行っていない。

(4) 責任準備金

責任準備金とは、経済・金融動向の変化に伴う将来の不足の事態に備えて積み立てられる準備金であり、一般企業における貸倒引当金に相当する。

責任準備金の計上額は、「業務方法書」において定められており、

- ・ 中小公庫付保分 : 期末保証債務残×0.6%+所定期限経過債務×10%
 - ・ 中小公庫無保険分 : 期末保証債務残×1.0%+所定期限経過債務×33%
- とされている。

平成17年度における責任準備金の計算内訳は次のとおりである。

(単位：千円)

保証債務額 (A)	乗率 (B)	責任準備金 (A×B)	(参考)H16 責任準備金
付保分			
保証債務額	289,985,768	0.6%	1,739,914
所定期限経過保証債務	105,367	10%	10,536
小計			1,750,451
無保険分			
保証債務額	-	1.0%	-
所定期限経過保証債務 注)	-	33%	-
小計			-
合計			1,750,451
			1,773,572

(注) 所定期限経過保証債務とは、保証債務のうち、保証債権者（金融機関）が保証債務の履行を請求する期日を経過しているものをいう。

平成17年度は、保証債務額が微減（前年比1.3%減少）したことに伴い、責任準備金の計上額も減少している。

責任準備金は、収支計算書上洗替処理されており、昨年度における準備金が責任準備金戻入（経常外収入）、今年度における準備金が責任準備金繰入（経常外支出）として計上されている。

(意見) 引当率（乗率）の妥当性について

県信用保証協会では、「業務方法書」に基づき、全国一律の引当率を用いて責任準備金を計算している。しかしながら、地域によって信用保証協会の経営状態も様々であり、それらを全て一律に扱ってしまうことは妥当ではない。民間企業において信用保証協会の責任準備金

に相当する貸倒引当金は、当該企業における過年度の貸倒実績に基づいて計算することとなっている。県信用保証協会の財政状態をより正確に表す観点からは、責任準備金の計算も過年度の貸倒（代位弁済）実績に基づいて実施すべきと考える。

（５）信用保険料

信用保険料とは、信用保証協会が行った保証について中小公庫と保険契約の締結を行なうが、その際に信用保証協会から中小公庫に支払う信用保険料のことである。（詳細は「制度の概要」を参照）

信用保険料の支払は年払いであり、毎月の保証承諾を取りまとめて中小公庫に対して保険料を納付している。

年払いしているため、期末において凡そ半年分の保険料が前払費用となっている。この前払費用が未経過保険料として資産計上されている。

代位弁済が発生した際の保険金の受取は保険金勘定で処理されている。

未払保険料は、2～3月に承諾した保証債務に係る3月分の信用保険料であり、日割計算により未払計上している。

直近3年間の信用保険料、未経過保険料、未払保険料推移は次のとおりである。

（単位：千円）

科目		H15	H16	H17
信用保険料	A	1,185,620	1,249,694	1,291,014
未経過保険料		592,264	626,417	646,788
未払保険料		2,089	1,295	1,725
保険金（求償権補てん金）	B	5,868,815	5,327,115	4,545,601
保険金倍率	B/A	4.95	4.26	3.52

県信用保証協会が支払う保険料と、中小公庫から支払われる保険金を比較したところ、中小公庫から支払われる保険金は保険料の3.5倍～5倍となっていた。県信用保証協会にとっては極めて有利な保険となっている反面、中小公庫で多額の負担を強いられている状況にある。中小公庫の財務状態を考えると、将来的には保険料率の引き上げ等も考えられる。

(6) 保証料

保証料とは、信用保証協会が中小企業者の委託に基づいて保証を行う対価として徴収するものであり、決算上保証料勘定で計上されている。保証料の収納は、原則として融資時に一括徴収されている。そのため、多額の未経過保証料（前受保証料）が負債に計上されている。

直近3年間の保証料、未経過保証料の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

科目		H15	H16	H17
保証料	A	2,627,442	2,789,027	2,785,465
未経過保証料	B	6,923,879	6,920,102	6,872,217
保証債務・保証料比率(%)		0.874%	0.949%	0.960%
未経過比率(年)	B/A	2.64	2.48	2.47

保証残高が横ばいとなっていることもあり、保証料、未経過保証料ともに概ね横ばいで推移している。

(7) 長期借入金

期末において計上されている長期借入金は、中小公庫からの借入れであり、低利により借り入れている。

直近3年間の借入金、借入金利息の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

科目		H15	H16	H17
長期借入金	A	6,185,000	6,861,000	6,799,000
借入金利息	B	998	912	609
平均利率※	B/A	-	0.014%	0.009%

※利率は、借入金利息 / (前年度借入金 + 当年度借入金) ÷ 2 で計算している。

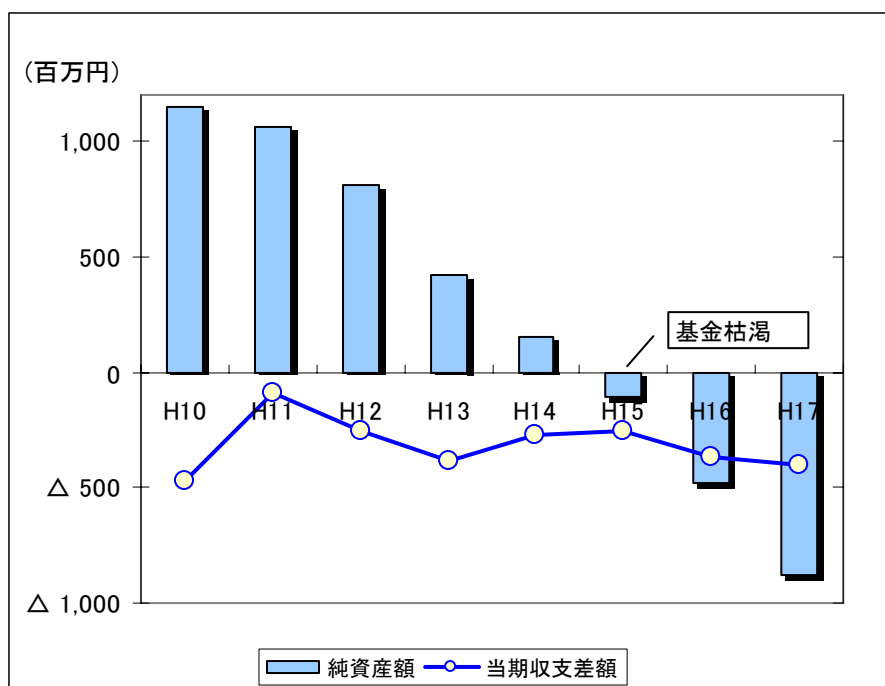
借入金は定期預金等により運用され、その際に発生する利鞘は県信用保証協会の運営経費に充てられている。

(8) 特別会計

県信用保証協会では、特別会計として中小企業金融安定化特別会計を設置している。中小企業金融安定化特別会計収支計算書は、金融安定化制度に係る収支の状況を区分経理するものである。

特別会計には、設置当初安定化基金が設けられていたが、損失補てんのために取り崩され、平成15年度には基金残高が枯渇している。基金枯渇後も大幅な損失計上を続けているが、それらは県信用保証協会が損失を負担することになっている。

金融安定化特別会計の純資産（注）と当期収支差額の推移



注) 純資産額：基金（当初1,621百万円）－収支差額累計

(意見) 今後の損失発生見込みについて

金融安定化特別会計に係る保証債務の残高は平成 17 年度末現在で 44 億円程度となっている。金融安定化特別会計に係る保証債務残高に係る平成 17 年度までの代位弁済率・回収実績率に基づく損失発生見込み額を試算すると次のようになる。

損失発生見込みの試算結果

計算項目	計算式		備考
保証債務残高 (H16)	A	8,036 百万円	
保証債務残高 (H17)	B	4,448 百万円	
保証債務減少額 (H17)	A-B=C	3,588 百万円	
代位弁済 (H17)	D	1,106 百万円	
代位弁済比率	D/C=E	30.8 %	平成 17 年度の保証債務減少額のうち、代位弁済で減少したものの割合
将来代位弁済発生額	B×E=F	1,370 百万円	
安定化保証に係る代位弁済累計額	G	17,485 百万円	平成 17 年度までの累計額
安定化保証に係る協会負担累計額	H	3,653 百万円	〃
安定化保証に係る代弁後回収累計額	I	2,050 百万円	
協会負担比率	H/G=J	20.9 %	
将来損失負担額	F×J=K	286.3 百万円	
回収率	I/G=L	11.6 %	平成 17 年度までの累計額
回収見込み額	K×L=M	33.2 百万円	
協会損失負担額	K-M	253.1 百万円	

このうち、会計上責任準備金で担保されている額は 26.7 百万円に過ぎず、226 百万円程度の追加損失が将来的に発生するものと試算される。なお、代位弁済率は毎年高くなっており、平成 18 年度以降代位弁済率が一層高くなった場合、上記の試算結果を上回る損失が発生することになることに留意する必要がある。

(9) 収支構造の分析

県信用保証協会の会計経理は、信用保証協会法施行規則、監督指針によって定められており、貸借対照表、収支計算書の体系も定められている。

県信用保証協会もこれらの規則に則って財務書類を作成しているところであるが、収支計算書の構造は独特の構造になっているため経営の実態が掴みにくいと感じられた。

特に、求償権計上後の処理については全て経常外の区分で処理されているが、県信用保証協会の業務運営において求償権の発生及びその処理は不可避のものであり、「経常」外とする

ことの合理性は乏しい。むしろ、求償権償却の状況も合わせて、県信用保証協会の業務運営の成果を測定すべきと考えられる。

そこで、「第2章 II. 4. 財務状況」に記載の収支計算書を以下の方針で整理することとした。

- 1) 求償権処理について経常外の扱いにしない
- 2) 経常収入・支出は安定化とそれ以外に区分
- 3) 保険金収入と求償権償却を純額表示する
- 4) 準備金の繰入、戻入を純額表示する
- 5) 財務収益を区分して把握する

上記の方針に従い、平成 17 年度の収支計算書を整理すると次のようになる。

科 目	17 年度
(業務損益—一般)	
業務収益	
保証業務収益	3,147,079
償却求償権回収金	213,401
収益計	3,360,480
業務費用	
保証業務費	980,788
信用保険料	1,274,535
責任準備金繰入額	△6,299
求償権償却準備金繰入額	△695,736
求償権償却額	1,260,956
費用計	2,814,244
保証業務損益 (一般)	A
	546,236
(業務損益—安定化)	
業務収益	
保証業務収益	52,741
償却求償権回収金	54,190
収益計	106,931
業務費用	
保証業務費	86,959
信用保険料	16,480
責任準備金繰入額	△16,822
求償権償却準備金繰入額	△211,123
求償権償却額	635,976
費用計	511,470
保証業務損益 (安定化)	B
	△404,539
(財務損益)	
財務収益	178,227
財務費用	610
財務損益	C
	177,617
当期収支差額	A+B+C
	319,314

【収支計算書組替方針】

保証業務収益：保証業務に直接関係する収益（保証料、延滞保証料、損害金、事務補助金、雑収入）
 保証業務費：業務費等の経常経費（業務費、雑勘定償却、退職金、その他支出）
 責任準備金繰入額：責任準備金繰入と責任準備金戻入の純額
 求償権償却準備金繰入額：求償権償却準備金繰入と求償権償却準備金戻入の純額
 求償権償却額：求償権償却と求償権補てん金戻入の純額
 財務収益：資産運用収益（預け金利息、有価証券利息・配当金の合計から有価証券の償却を除いたもの）
 財務費用：資金調達費用（借入金利息）

(業務損益－一般)については、546 百万円の収支黒字(利益)となっており、県信用保証協会全体の損益を支えている。費用としては業務費、信用保険料、不良債権処理費用(責任準備金繰入額、求償権償却準備金繰入額、求償権償却額)から構成される。このうち、業務費、信用保険料は保証料収入に比例的に発生するもので、年度毎で大きく変動しないものである。一方、不良債権処理費用については、年度によって計上額に大きな変動がある。平成17年度は、準備金の減少による戻入益などにより不良債権処理費用が全体として少なくなり、収支黒字の大きな要因になっているといえる。但し、当該戻入益の計上は、求償権償却準備金のところでも触れたように、準備金が必要以上に計上されていたことによるものであり、経理的な要因によるものである。

(業務損益－安定化)については、404 百万円の収支赤字(損失)となっており、県信用保証協会の大きな足かせ要因となっている。新規の保証は少なくなっているため、収入はほとんど計上されない一方、不良債権処理費用は高水準での計上が続いており、収支赤字の大きな要因となっている。

(財務損益)については、資金運用の効率化によって、177 百万円の収支黒字(利益)となっている。自己資金について、債券等での運用が行われており、県信用保証協会の収支を下支えしているといえる。県信用保証協会における資金運用については、一定の制約が課されているが、潤沢な自己資金を有効に活用して利回りを高めることにより、新たな保証施策の原資となりうるものであり、資金運用のあり方についても検討を要する。

これを経年比較すると次のようになる。

(単位:千円)

科 目	15年度	16年度	17年度	増減
業務収益				
保証業務収益	2,984,893	3,197,877	3,199,820	1,943
償却求償権回収金	196,360	234,329	267,591	33,262
収益計	3,181,253	3,432,206	3,467,411	35,205
業務費用				
保証業務費	1,026,932	1,008,240	1,067,747	59,507
信用保険料	1,185,620	1,249,694	1,291,015	41,321
責任準備金繰入額	△ 63,749	△ 64,544	△ 23,121	41,423
求償権償却準備金繰入額	△ 200,153	△ 643,745	△ 906,859	△ 263,114
求償権償却額	1,602,581	1,996,545	1,896,932	△ 99,613
費用計	3,551,231	3,546,190	3,325,714	△ 220,476
保証業務損益 A	△ 369,978	△ 113,984	141,697	255,681
うち 安定化損益	△ 258,533	△ 368,892	△ 404,539	△ 35,647
一般損益	△ 111,445	254,908	546,236	291,328
財務収益	61,752	163,932	178,227	14,295
財務費用	998	913	610	△ 303
財務損益 B	60,754	163,019	177,617	14,598
当期収支差額 A+B	△ 309,224	49,035	319,314	270,279

経年比較で最も特徴的な点は、安定化損益と一般損益の推移である。一般損益は毎年確実に改善してきており、今年度は大幅な収支黒字となっている反面、安定化損益は年々悪化しており、信用保証協会の収支改善を遅らせる形となっている。

今後、安定化の損益は改善に向かうと考えられるが、一方で一般の損益は、保証料率の弾力化や金融機関との責任分担の見直しに伴う債務保証残高の減少によって一時的に悪化することが予想される。

一般損益の黒字が縮小する前に、安定化の損失処理の目処をつけておく必要があると考える。

7. 役員の状況

過去10年間の常勤役員の状況は次のとおりである。

(各年度：7月末日現在)

	人数(人)	内、県OB(人)
平成8年度	5	2
平成9年度	5	2
平成10年度	4	2
平成11年度	5	3
平成12年度	5	3
平成13年度	4	2
平成14年度	4	2
平成15年度	5	2
平成16年度	5	2
平成17年度	5	3
平成18年度	4	3

(結果)

平成16年5月に金融庁が示した「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」によれば、都道府県関係者の役員選任については、県信用保証協会の常勤役員の半数以内にとどめるよう指導がなされている。これは、県信用保証協会の役員の任命権は都道府県知事にあるが、県信用保証協会に対する主務大臣の権限の一部が都道府県知事に委任されており、日常監督は都道府県知事がおこなっていることから、協会役員は都道府県職員以外から選任するとともに、都道府県関係者からの役員選任数は最小限にとどめるよう指導しているものである。

県信用保証協会においては、平成17年度は常勤役員総数5名に対し県OBが3名で、平成18年度は役員総数4名に対し県OBが3名と半数を超えている状況であった。平成18年10月に、協会職員から常勤役員に1名就任し、常勤役員総数5名となったものの、県OB数は3名と半数を超えている状況に変わりはない。当該監督指針に則していない状況にあるため、適切な対応を図られたい。

8. まとめ

信用補完制度は、中小企業者に対する金融の円滑化のために、その役割を十分に発揮してきたといえ、県信用保証協会においても県内の中小企業の約37%の企業に対して保証を行っている。

ここで、信用補完制度全体について3つの課題をあげることにする。第一の課題は、中小企業者に対する融資は金融機関が行っており、その融資に対して保証協会が保証している関係で、金融機関との役割分担を明確にすること、第二の課題は、中小企業者の信用力に応じた保証料の設定が必要であること、第三の課題は、和歌山県の財政負担について県民への説明が必要であることと考えた。

(1) 金融機関との関係

信用補完制度は、中小企業者が金融機関から事業資金の融資を受け、その債務につき信用保証協会が保証を行うものである。従来は、保証協会による保証付きの融資と保証のない融資を併用する形で、金融機関と保証協会とのリスクが分散されていたが、近年の経済情勢の変化、特に金融機関側の不良債権等の問題による財務健全化や収益力強化の要請という環境変化の中、リスクの低い企業には保証なし融資を増やし、リスクの高い企業には保証付きの融資を優先する形を取るようになってきている。

このことから、県信用保証協会におけるリスクが以前に比べ高くなっており、平成11年度までは1%台であった代位弁済率が、平成12年度以降は2%台で推移しており、過去3ヵ年においては、平成15年度2.81%、平成16年度2.64%、平成17年度2.26%となっている。過去3ヵ年の代位弁済率は減少傾向にあるが、金融安定化制度の代位弁済額が減少傾向にあるためであり、これを除けば、約2%の代位弁済率で推移している。

今後の金融機関と県信用保証協会との役割分担の方向性としては、中小企業政策審議会基本政策部会が取りまとめている「信用補完制度のあり方に関するとりまとめ」でも示しているように、金融機関にも一定の割合のリスク負担を求める「部分保証制度」や「負担金方式」の導入を検討しているところである。これについては、県信用保証協会だけの課題ではないが、十分な検討を行った上で、金融機関と信用保証協会との役割分担を明確にするべきである。

さらには、金銭的な負担だけでなく、中小企業に対する経営指導等の取組みについても、金融機関と県信用保証協会の役割分担を明確にする必要がある。融資の窓口になっている金融機関はもとより経営指導的な役割を果たしてきており、県信用保証協会としても金融機関と連携して保証先の経営指導に取り組む必要があると考える。

(2) 料率の弾力化

県信用保証協会が行う保証において、中小企業者は県信用保証協会に保証料を支払うこととなっている。その保証料については、平成 17 年度までは、原則として一律の保証料率（基本料率：年 1.35%）を設定していた。平成 18 年度からは、保証料率体系の改正により、一律の保証料率ではなく、中小企業者の信用力に応じた保証料率の設定を行っている。具体的には、中小企業者の経営状況に応じて、年 0.5%～2.2%の範囲の 9 段階の保証料率の設定をしている。これによれば、経営状況が良好な中小企業者は、従来よりも割安な保証料となる。県信用保証協会にとっては、信用力の低い中小企業者からは従来よりも割高な保証料の徴収ができる。これについては、リスクの高い企業からは見合いの料金を徴収するという経済合理性の観点に合致した改正であったと考える。今後は、中小企業の信用力の測定方法を明確にし、その運用を適切に行うことが重要であると考えます。

また、当該保証料の改正の対象となっている保証制度については、適用となっている制度と適用外となっている制度が混在している。今後の課題としては、全制度を対象に保証料率の弾力化を図ることであるといえる。

(3) 和歌山県の財政負担

和歌山県は中小企業者金融の円滑化制度を維持するため、重要な役割を果たしている県信用保証協会に対して直接的または間接的な支援を行っている。(詳しくは第2章. II. 5. 参照) 当該支援が適切な水準であるならば問題はないが、過度であるならば県信用保証協会や実際に融資を行なう金融機関の甘えを生じさせることとなり問題がある。また和歌山県としても中小企業者金融の円滑化制度の維持にどのくらいのコストがかかり、そのコストに見合った成果が上がっているのかをチェックする必要があると考えられる。そこで独立行政法人の行政サービス実施コスト計算書の作成方法を準用して、毎年の負担額に加え、出捐金及び貸付金の機会費用を併せて見ることにより、年間での程度和歌山県に財政的負担が生じているかを具体的に把握することが重要と考え、以下、平成15年度から平成17年度までの和歌山県負担額を試算することとした。

行政サービス実施コスト計算書

行政サービス実施コスト計算書とは、独立行政法人における開示財務諸表の一つであり、当該法人の業務運営に関しての国民が負担するコストを集約し、情報開示の徹底を図り、納税者である国民の独立行政法人における業務運営に対する評価・判断に資するための書類である。「行政サービス実施コスト」には、補助金等の実際の支出額のみならず、「機会費用」もコストの概念に含まれる。

ここで、機会費用とは、当該事項を他の用途に使ったならば得ることのできる収益のことである。言い換えるならば、現在の用途に利用しているため、得られなかった収益のことをいう。例えば出捐金については、その資金を市場で運用していれば得られるであろう利息（例えば国債や預金の利息）は現在当該法人に出捐しているため失われていることになるが、これを機会費用として認識する。

和歌山県負担額の試算（平成 15 年度～平成 17 年度）

（単位：千円）

項目	15 年度	16 年度 (A)	17 年度 (B)	増減 (B-A)
① 損失補償額	184,962	193,960	218,045	24,085
② 損失補償回収分	△ 80,599	△ 70,890	△ 57,744	13,146
③ 保証料補助額	272,096	295,859	319,720	23,861
④ 出捐金に係る機会費用	58,045	58,045	58,045	-
⑤ 貸付金にかかる機会費用	780,544	660,271	622,645	△ 37,626
和歌山県負担額合計	1,215,048	1,137,245	1,160,711	23,466

各項目の計算方法は次の通りである。

①損失補償額

県の制度融資に係る損失補償額である。

②損失補償回収分

損失補償を実施した求償権の回収額のうち、損失補償額割合相当額について県信用保証協会より納付を受けた金額である。納付によって県の負担が減少するため、コストから控除している。

③保証料補助額

県が中小企業者の負担する保証料を引き下げるために、県信用保証協会に対して支出する補助金である。

④出捐金に係る機会費用

出捐金に係る機会費用の計算方法は次の算式の通りである。

$$\text{出捐金に係る機会費用} = \text{出捐金期中平均残高（注 1）} \times \text{和歌山県債平均利率（注 2）}$$

（注 1）出捐金は平成 15 年度から平成 17 年度の間、残高に変動が無い場合、当該金額は 2,817,707 千円となる。

※当該表の出捐金については県単独のもののみを対象としており国庫から県を通じて出捐されたものについては除いている。

(注 2) 和歌山県債平均利率は以下の方法で試算している。

(単位：百万円)

	14年度	15年度	16年度	17年度	平均利率
年度末県債残高	651,183	671,318	681,453	693,617	
期中平均残高		661,251	676,386	687,535	
公債費		78,068	77,722	70,443	
元金		63,345	63,823	57,433	
利息		14,723	13,899	13,010	
利率		2.23%	2.05%	1.89%	

表の数値は下記に算出式を示すもの以外は平成 18 年度予算の概要の記載に基づいている。

期中平均残高 = (前年度末県債残高 + 該当年度末県債残高) ÷ 2

利息 = 公債費 - 元金

利率 = 利息 ÷ 期中平均残高

平均利率 = (15 年度利率 + 16 年度利率 + 17 年度利率) ÷ 3

⑤ 貸付金に係る機会費用

この貸付金は、制度融資の原資として和歌山県が県信用保証協会に無利息で貸付け、県信用保証協会が各金融機関に預託するものを指す。当該貸付が県信用保証協会、さらには金融機関に無利息で行なわれていることによって、金融機関が信用力の乏しい中小企業者に対して融資がなされることを考えると、当該貸付も保証制度維持のためのものといえる。

貸付金に係る機会費用の計算方法は次の算式の通りである。

貸付金に係る機会費用 = 貸付金期中平均残高(注 3) × 和歌山県債平均利率

(注 3) 算式は貸付金期中平均残高 = (貸付金期首残高 + 貸付金期末残高) ÷ 2

算式中の期首及び期末残高について、期末はいったん県に全額返済されるので県信用保証協会の会計上は 0 円となるが、翌期首には前年度返済分に 4 月から 7 月分の融資見込み額に応じて加減算の調整を実施した額の貸付を受けている。現状は毎年度繰り返し行なわれているので、実質的には資金を貸付けている状態が継続していると考えられる。このため前年度返済分に調整を実施した額を期首残高として、返済直前残高を期末残高として計算している。

貸付金の期首残高・期末残高及び期中平均残高は以下の通りである。

(単位:千円)

科目	15年度	16年度	17年度
貸付金期首残高	36,265,000	30,612,000	26,171,000
貸付金期末残高	39,516,000	33,492,000	34,280,000
貸付金期中平均残高	37,890,500	32,052,000	30,225,500

試算の結果、和歌山県の負担額は平成15年度で12.2億円、平成16年度で11.4億円、平成17年度で11.6億円となっている。

損失補償額については発生額が2.2億円で、当期回収額が0.6億円である。発生額については県信用保証協会の決算書の明細として入手した求償権の明細表の数値を用い、回収額については県信用保証協会の把握している納付額を用いた。したがって純額の1.6億円が県の負担額と考えられる。

損失補償額について平成15年からの推移は増加傾向にあり、回収額については減少傾向にある。そのため県の負担は増加傾向にあると考えられる。

保証料補助額について、和歌山県の平成17年度の支出額は3.2億円である。この金額は県信用保証協会の収支計算書の事務補助費として計上されている金額のうち和歌山県から補助金として受け取った金額を用いている。保証料補助額については平成15年からの3年の推移を見ると増加傾向にある。

出捐金については平成17年度の期中平均残高は28億円で機会費用を計算した結果は0.6億円である。

貸付金については平成17年度の期中平均残高は302億円で機会費用を計算した結果は6.2億円である。当該貸付金の機会費用は平成17年度で和歌山県負担額全体の53.6%を占めており、大きなウエイトを占めているといえる。

和歌山県としては、県信用保証協会の保証残高2,890億円の50%超を占める県制度融資(1,547億円)に関する支援等を通じて、和歌山県の信用保証制度の維持、さらには、中小企業者金融の円滑化のために重要な役割を果たしているといえる。そのための財政負担は上述したとおり11~12億円となっており、県信用保証協会の代位弁済率の上昇や回収率の低下が県の財政に悪影響を与える可能性があるということ認識するとともに、損失補償の規模についても民間の金融機関とのリスク分担をより積極的に促進することで縮小していくことが肝要である。また、制度融資の原資としての無利息貸付けや保証料の補助金については、

経済情勢と受益者負担の観点から無利息であることの正否や保証料の補助金の規模の適切性について検討し、コストをより小さくするよう努めなければならない。

II. 和歌山県漁業信用基金協会

1. 制度

(1) 年度別の保証状況（新規案件）

県漁業信用基金協会では取り扱っている保証制度の利用実績は次のとおりである。

(単位：千円)

	保証承諾の実績		左のうち継続案件を除く 新規契約分	
	件数	金額	件数	金額
平成3年度	78	1,194,760	32	415,200
平成4年度	72	1,137,930	26	251,500
平成5年度	56	1,071,300	19	275,620
平成6年度	67	1,051,550	35	371,900
平成7年度	57	1,047,000	18	208,000
平成8年度	61	1,001,510	24	276,260
平成9年度	55	962,450	21	277,800
平成10年度	73	1,369,450	45	838,400
平成11年度	56	1,383,500	32	729,100
平成12年度	56	1,599,700	29	649,100
平成13年度	45	1,634,700	12	236,900
平成14年度	38	1,447,800	11	234,200
平成15年度	36	905,420	17	409,240
平成16年度	38	1,328,271	15	133,260
平成17年度	58	1,406,600	33	237,100

(結果)

繰越欠損金の解消について

保証承諾件数は、昭和50年代は2～3百件を超える時期が続いたが、近年は年間50件を下回る年度も見受けられる。このように保証実績が乏しいのは、厳しい漁業情勢から中小漁業者が漁船建造や機関換装などの設備投資を先延ばしする傾向が強いためと考えられる。

しかし、保証を受けるために出資しても県漁業信用基金協会の出資金が毀損していることから、被保証者の出資が全額払い戻されない状況も影響しているのではないかと考える。保証期間が終了し、県漁業信用基金協会の保証制度の利用者が脱会して出資の全部又は一部の

払戻しを受けたいと考えても、定款で、「本協会は、その者が脱退した日の属する事業年度の終りにおいて、その出資額に相当する金額を払い戻すものとする。ただし、当該事業年度の終りにおいて、出資の総額に相当する財産が出資の総額より減少したときは、各会員の出資額に応じて減額して算定した金額を払い戻すものとする。」(第16条第2項)と定めているため、現在のように繰越欠損金があると全額は払い戻されないのである。出資金の毀損は、平成11年度に求償権に対する求償権償却引当金の設定基準を水産庁が見直した結果、多額の求償権償却引当金の繰入により繰越欠損金が生じたことに起因している。

出資金毀損率の推移は次のとおりである。

年度	保証件数 (単位:件)	保証額 (単位:千円)	出資金毀損率	出資金の返還 状況
昭和60年度	220	6,038,011		全額払い戻し
昭和61年度	151	4,363,950		全額払い戻し
昭和62年度	125	2,403,510		全額払い戻し
昭和63年度	105	1,719,480		全額払い戻し
平成元年度	100	1,813,718		全額払い戻し
平成2年度	93	1,569,450		全額払い戻し
平成3年度	78	1,194,760		全額払い戻し
平成4年度	72	1,137,930		全額払い戻し
平成5年度	56	1,071,300		全額払い戻し
平成6年度	67	1,051,550		全額払い戻し
平成7年度	57	1,047,000		全額払い戻し
平成8年度	61	1,001,510		全額払い戻し
平成9年度	55	962,450		全額払い戻し
平成10年度	73	1,369,450		全額払い戻し
平成11年度	56	1,383,500	22.41%	全額払い戻し
平成12年度	56	1,599,700	29.72%	一部払い戻し
平成13年度	45	1,634,700	33.80%	一部払い戻し
平成14年度	38	1,447,800	55.69%	一部払い戻し
平成15年度	36	905,420	40.03%	一部払い戻し
平成16年度	38	1,328,271	37.57%	一部払い戻し
平成17年度	58	1,406,600	36.25%	一部払い戻し

注) 毀損率は(繰越欠損金+繰入金)/(出資総額+交付金)の算式で算定される。

このように保証を受けるために県漁業信用基金協会に出資しても脱退時に全額払い戻されないのであれば、中小漁業者は保証料の支払に加えて、減額された出資金の分だけ経済的な負担が重くなり、中小漁業者が保証制度の利用を躊躇するのは当然であろう。これでは、和歌山県漁業信用基金協会の中小漁業者の資金繰りを円滑にするという目的を十分に果たすことはできない。

さらに、新たな利用者までもが経済的な負担を強いられることは、著しく公平性を欠いていると思われる。従来は、求償権のうち県漁業信用基金協会負担分の 30%~100%を求償権償却引当金に繰入っていたが、平成 11 年度に国の指導により求償権償却引当金の繰入率が見直されたことが問題を拡大したといえる。

(意見)

繰越欠損金の周知徹底について

県漁業信用基金協会の保証制度を利用する中小漁業者にとって、出資金が払い戻されるかどうかは重要な情報である。にもかかわらず、脱会時に出資金が全額払い戻されない可能性が高いことについての説明が十分なされていなかったため、繰越欠損金が発生し、出資金を全額払い戻せない状況になった当初は、既に会員になっていた中小漁業者からクレームが生じていた。しかし、現在では、総会や入会時に出資金が全額払い戻されない可能性があることを説明し周知徹底に努めているとのことである。

今後も県漁業信用基金協会は保証制度の利用者に十分説明を行う必要がある。

(2) 保証の対象となる資金の種類

1) 漁業近代化資金

漁業近代化資金融通法（昭和 44 年法律第 52 号）第 2 条第 3 項の漁業近代化資金をいい、漁船、漁具の購入など漁業者等の資本装備の高度化及び経営の近代化を図るための資金である。

2) 一般資金

漁業近代化資金以外の中小漁業者等の事業又は生活に必要な資金をいい、主に運転資金などに利用される。

一般資金はさらに、①金融公庫資金、②一般緊急融資資金、③借替緊急融資資金、④その他一般資金に区分される。

①金融公庫資金

漁業協同組合又は水産加工業協同組合が、農林漁業金融公庫から農林漁業金融公庫法（昭和 27 年法律第 355 号）第 18 条第 1 項第 5 号の 2 から第 5 号の 5 まで、第 7 号もしくは第 8

号に掲げる資金もしくは水産加工業施設改良資金融通臨時措置法（昭和 52 年法律第 93 号）第 1 項に規定する資金の貸付けを受け、その貸付けの目的に従い、かつ、その貸付けと同一の条件で中小漁業者等（水産動植物の採捕又は養殖の事業を営む者に限る。）に対し貸付ける資金をいう。

②一般緊急融資資金

漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和 51 年法律第 43 号）第 8 条第 1 項に規定する資金その他漁業経営に関する事情の著しい変化により事業活動に支障を生じている中小漁業者等に対し、その事業活動の継続を図るために緊急に融資される資金のうち、国の助成に係る利子補給が行われる資金で主務大臣が指定するものを緊急融資資金といい、借替緊急融資資金以外の緊急融資資金をいう。

③借替緊急融資資金

緊急融資資金のうち、中小漁業者等がその債務の整理を行うのに必要な資金として主務大臣が指定する資金をいう。

④その他一般資金

一般資金のうち、金融公庫資金、一般緊急融資資金及び借替緊急融資資金以外の資金をいう。

資金の種類別の保証債務残高及び代位弁済額の構成比は次のとおりである（平成 18 年 3 月 31 日現在）。

資金区分	保証累計額 （昭和 28 年度 ～平成 17 年度 まで）（単位： 千円）	構成比 （A） （%）	保証債務残高 （注 1） （千円）	構成比 （B） （%）	代位弁済額 （注 2） （千円）	構成比 （C） （%）
漁業近代化資金	9,880,010	11.1	706,864	31.1	305,095	3.2
一般資金	79,455,394	88.9	1,565,208	68.9	9,281,093	96.8
合計	89,335,404	100.0	2,272,073	100.0	9,586,589	100.0

（注 1）保証債務残高は、平成 18 年 3 月 31 日現在の金額

（注 2）代位弁済額は、平成 18 年 3 月 31 日までの累計額

過去の保証累計額に対する代位弁済の割合は近代化資金 3.1%（＝305,095÷9,880,010 千円）、一般資金 11.68%（＝9,281,093÷79,455,394 千円）と近代化資金の方が代位弁済に至る確率は低いと考えられる。現在の保証残高に占める割合は近代化資金が約 3 割を占めてお

り、県漁業信用基金協会は安全志向の傾向にあると考えられる。

(3) 保証料

保証料は、会員の保証委託に応ずることの対価であり、制度運営上必要な経費に充当される。具体的な保証料は、被保証債務の元本の保証残高（極度貸付けの保証にあつては平均保証残高）につき、漁業近代化資金にあつては年 1.5 パーセント以内、一般資金にあつては年 2.0 パーセント以内で理事会で定めた割合を乗じて得た額とする（業務方法書第 18 条第 1 項）とある。

(4) 保証の最高限度

一会員当たりの保証の最高限度は、その会員の出資金に資金毎に異なる保証の倍率を掛けた金額となる。具体的には業務方法書に 15 ないし 40 倍との倍率が示されている。

また、別途金額による保証の最高限度額も定められており、一会員当たり県漁業信用基金協会の基金等現在高等の五分之一で、平成 17 年度末では 205 百万円となっている。

2. 保証の調査・審査事務

(1) 概要

県漁業信用基金協会において調査・審査機能は業務の根幹をなすものである。保証を行うにあたって、保証対象としての適格性、保証額の妥当性等、保証に係る重要事項が調査・審査される。県漁業信用基金協会の中で保証申込の調査・審査を担当しているのが業務課であり、保証を実行する（保証承諾する）か否かの審査が実施されている。

(2) 保証申込の手続

保証の申込の手続は以下のとおりである。

1) 融資の相談・申込並びに保証の申込

中小漁業者等は、まず金融機関又は県漁業信用基金協会に対して融資が受けられるのか、どのような融資制度（保証制度）があるのか等の相談を行う。

2) 申込関係書類の金融機関への提出

中小漁業者等は、金融機関に対して融資の申込を行い、借入を予定している金融機関に備え付けられている「債務保証委託書」等に必要事項を記入し、当該金融機関の窓口へ提出する。

3) 申込書類の受付（保証協議）

金融機関は、中小漁業者等から提出された「債務保証委託書」と、金融機関の調査意見を記入した「債務保証協議書」等を県漁業信用基金協会へ提出する。

4) 審査・調査（保証承諾）

保証の協議を受けた県漁業信用基金協会は、業務課において、その内容を調査して、「債務保証稟議書」を起案し、審査機関が保証の諾否を決定する。

調査・審査の実施にあたり基本となる規則は、「業務方法書」、「保証審査マニュアル」、「県漁業信用基金協会保証審査要領」、「担保評価基準」及び「保証審査委員会規定」である。

具体的には、これらに準拠して、

- ・ 申込資格、業績内容等を審査・調査（書面・面談・現地調査等）
- ・ 不動産担保調査
- ・ 他の保証の状況確認

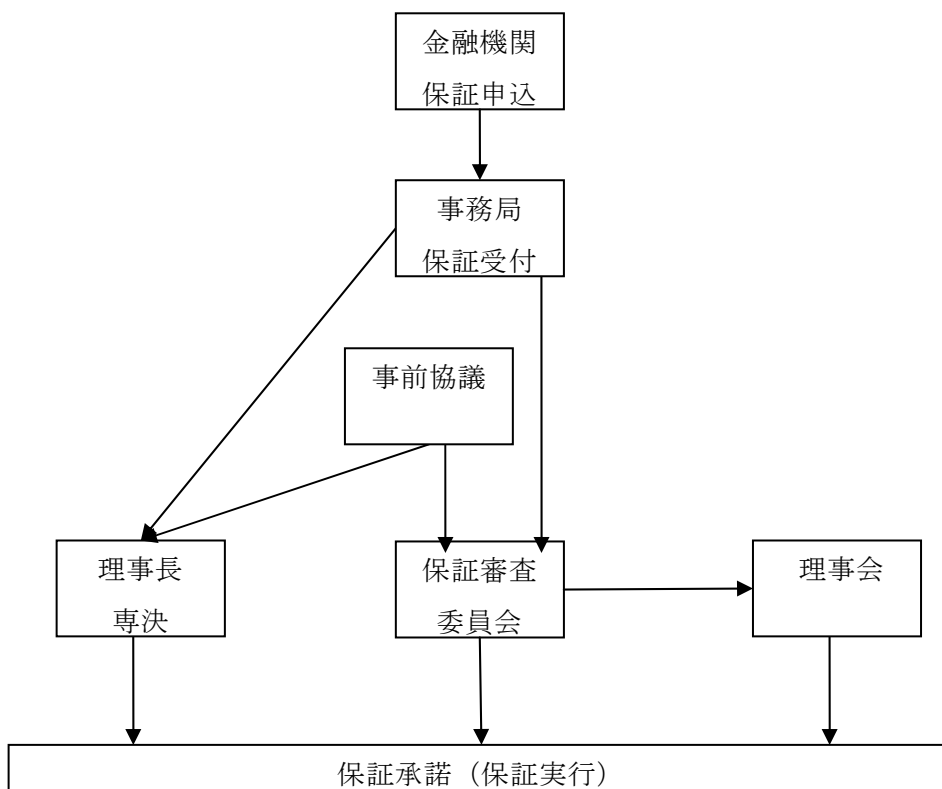
以上調査・審査の上、保証の諾否を決定する。

また、審査を担当する機関はリスクを考慮して、理事長、保証審査委員会、理事会が担当

する。保証申込額が1件当たり5千万円を超えるもの、最近2年以上継続して償却前利益が損失となっているもの及び借替緊急資金に係るもの場合は、より慎重に決定を実施するため、事前協議の対象となる。

これらを図示すると以下のようなになる。

(保証受付から実行までの業務フロー)



(機関別の審査権限)

機関	内容	
理事長専決	近代化資金	1 件当たり 5 千万円以下のもの
	一般資金	イ 事業資金 1 被保証人に対する債務保証の合計額が 3 千万円以下のもの 継続保証のもの 国又は地方公共団体から利子補給を受けて借入れする債務保証のもの ロ 金融公庫資金 ハ 漁業経営改善促進資金 ニ 公害防止資金 ホ 災害資金 ヘ 緊急融資資金（一般緊急、借替緊急） ト 生活資金 チ 副保証 1 被保証人に対する債務保証の合計額が 3 千万円以下のもの
	保証契約の変更	
保証審査委員会	近代化資金	1 件当たり 5 千万円を超えるもの
	一般資金	イ 事業資金 1 被保証人に対する債務保証の合計額が 3 千万円を超えるもの 経営改善等資金融通円滑化事業及び漁業運転資金融通円滑化事業にかかるもの ロ 副保証 1 被保証人に対する債務保証の合計額が 3 千万円を超えるもの
理事会	1 件当たり 5 千万円を超えるもの 但し、保証の継続であって、債務の履行が順調な者については、理事会において定める額の範囲内（漁協 5 億円、その他 15 千万円）において理事長専決事項とすることができる。	
	理事長が特に必要と認めるもの	

(注) 理事長専決事項であっても理事長が必要と認める場合は保証審査委員会で審議する。

5) 債務保証書の発行

県漁業信用基金協会は、調査・審査の結果、保証を付すことに問題がないと判断した場合、金融機関に債務保証書を発行し、中小漁業者に債務保証承諾書を発行する。

6) 融資の実行

金融機関は、県漁業信用基金協会が発行する債務保証書を入手したうえで融資を実行する。

(手続)

サンプリングで検討した新規保証申込案件では、保証諾否の審査に必要と考えられる書類は全て揃っていた。

(意見) 継続保証の審査について

巨額の代位弁済に至ったような過去の継続保証申込案件では、マグロ漁業経営が厳しさを増す中で保証を申し込んだ漁業者が経営不振に陥っているにもかかわらず、漁業者の旧態依然とした経営による資金需要に対し、「漁業の経験豊富」、「魚価が回復すれば…」といった表現を繰り返し多用する金融機関の債務保証協議書の内容に同調し、審査が実施されたと思われるケースが散見された。

これは経営不振先に対する継続保証の場合、保証承諾をしなければ融資がストップし、漁業経営が立ちゆかなくなるという事情があったにせよ、結局は「保証する」ことが前提にあったように見受けられる。毎回同じような保証稟議の記録が残っているケースが多く、その当時は実質的な審査が適切に実施されたかどうか疑問が残る。継続保証であってもその都度、申し込んだ漁業者の置かれている環境は異なるし、個別事情も変化しているのであるから、それらの内容の検討も踏まえた実質的な審査を実施し、その保証稟議や審査の実施過程の記録を残すべきであったと考える。

(意見) 審査担当者の適格性について

漁業経営は、自然が相手であり企業経営と相違する点が多いこと、また、県下の漁業者を取り巻く環境が厳しいため、一般の融資先に比べて貸倒リスクが高く、市中銀行が融資に消極的と考えられる。したがって、漁業系統の金融機関が漁業者の資金需要に応える必要があり、和歌山県の場合、漁業系統の金融機関、すなわち和歌山県信用漁業協同組合連合会及び漁業協同組合が融資金融機関となるケースが多く見受けられる。

ところが、過去に、これら系統金融機関の役員が県漁業信用基金協会の理事も兼任し保証承諾の審査にも関係していた。このように本来、利害が相反する「融資する立場」と「保証を承諾する立場」を同じ人が兼ねることは、審査が有効に機能しない可能性が高くなり好ましくない。

なお、平成 17 年度より兼任は解消されている。

(3) 資金計画

保証審査にあたり、資金計画も重要な審査項目となっている。資金計画とは、借入金を返済するための長期的な資金繰り計画のことであり、漁船建造資金の保証の場合、当該漁船の稼働によるキャッシュ・フローの増加によって、借入金の返済が可能であるかが重要な問題となってくる。

X1 漁業協同組合に関するサンプリングで検討した保証申込案件で資金計画の検討状況について確認したところ、以下のような問題点が検出された。

(意見)

既に多額の借入金があるにもかかわらず、代船建造にあたり漁船の規模の拡大等を図った結果、漁船建造価格が大幅に上昇し、当該漁船の稼働によるキャッシュ・フローの増加によっても今後の返済財源が不足するのではないかと考えられる漁業者に対し、保証が承諾されたケースが見受けられた。

(4) 個別事例

県漁業信用基金協会における平成 18 年 3 月 31 日現在の保証債務残高(上位 10 件)は次のとおりである。今回、金額が最も大きい案件を抽出して、保証の調査・審査事務の妥当性について検討した。

(単位：千円)

順位	名称	金額
1	A (注 1)	372,000
2	B (注 2)	165,000
3	C	155,000
4	D	111,500
5	E (注 3)	103,600
6	F (注 4)	94,676
7	G	69,000
8	H	66,600
9	I	63,000
10	J	59,500

(注 1)、(注 2) 平成 18 年 3 月 31 日時点で債務超過に陥っている。

(注 3) 平成 19 年 2 月に代位弁済が実施された。

(注 4) 平成 18 年 9 月に代位弁済が実施された。

(手続)

A への保証は保証額が多だけでなく、多額の繰越欠損金と債務超過にある経営体の運転資金融資に対するものである。平成 13 年の継続保証時の資料を閲覧し、保証審査マニュアルに基づき適切に審査が行われているか検証を行った。

(意見)

県漁業信用基金協会の保証審査マニュアルによると、繰越欠損金について「過去に繰越欠損金が生じたということは現在もその漁業環境、経営体質が継続している可能性がある（これからも欠損を生じるおそれがある。）。通常、繰越欠損金のある経営体は、繰越欠損金見合いの借入金を有し、その利息も負担している。従って、繰越欠損金を有する経営体は、正常な経営体に比し収支条件が悪い。さらに、償還計画においては新規の借入金の外に欠損金見合いの借入金の償還も必要であり、その償還に必要な財源の額も大きなものとなる。従って、収支計画、繰越欠損金解消計画、償還計画等が達成可能かどうかの慎重な検討が必要となる。」とある。

また、債務超過について「債務超過の状態は、①繰越欠損金がある②自己資本がマイナスである③繰越欠損金見合いの多額の借入金があったり、資材代金等の未払金等の多額の負債がある、等々の状況が併せて生じている状態である。経営自体が正常な経営体に比して困難を伴う経営体であるといえる。債務超過の程度によっては倒産必至という場合もある。」とある。

そこで、A を見てみると、上記の保証審査マニュアルに記載されている状況に当てはまり、保証引受審査に当たっては、弁済可能性について相当慎重な検討が行われたかどうか問題となる。

しかし、この引受に際して審査時の判断は、「A は地元経済に多大に貢献する等、地域社会において大きなウェイトを占めており、その存在は必要不可欠である」という事情を考慮し、策定した「経営改善計画」に基づいて再建を図ろうとしていることなどを勘案して保証引受を決定したとのことである。

3. 管理体制

(1) 概要

融資された資金は、金融機関との約定どおりに償還されることになる。約定どおりに償還されなかった場合は、県漁業信用基金協会の負担となるため、保証実施先について、担保物件の調査、根抵当権の設定、漁船保険金及び漁業共済金等（住宅火災保険、生命保険）に対して質権設定を実施している。融資した金融機関との関係では、延滞等が発生するまでは、主に金融機関が債権管理を行うので、万一延滞が発生した後は、毎月金融機関から当該債務者等の情報を入手するようにしている。

(意見)

保証先の管理は、個別に決算書等により管理している。しかし、県信用漁業基金協会では、保証先の分類は行われていない。保証先の財政状態及び経営成績に応じて分類し、財政状態の良くない保証先の管理は重点的に実施し、反対に良好な保証先は簡便的に管理することが効率的かつ効果的であるので、県漁業信用基金協会も保証先を分類して管理することが望ましいと考える。

(2) 代位弁済の状況

融資後、中小漁業者が万一、病気その他やむを得ない事情で金融機関に返済ができなくなった場合には一定期間経過後、金融機関の請求により、借入金を県漁業信用基金協会が中小漁業者に代わって金融機関に支払うことになる。これを代位弁済という。

代位弁済は、次のような業務の流れで実施される。

①延滞が発生すると、金融機関は県漁業信用基金協会へ、延滞額、その発生原因を記載した「延滞報告書」を提出する。延滞発生後も基本的には金融機関が延滞を解消するように債務者に対し督促・管理指導し、債務者に関する情報を入手する。また、必要な場合、県漁業信用基金協会が債務者に対し直接指導する場合もある。

これらの督促・管理指導によっても延滞が解消されない場合、代位弁済の請求に移行する。

②代位弁済の請求を行う金融機関は、「代位弁済請求書」及び「代位弁済請求案件に係る調書」を県漁業信用基金協会へ提出する。

③代位弁済の請求が行われると、県漁業信用基金協会は、金融機関が債務者・保証人から十分な延滞債権の回収を行ったかどうか理事会で審議し、可決されれば代位弁済が実行される。

このように安易な金融機関からの代位弁済の請求には応じない体制になっているが、被保証人が弁済期限又は期限の利益を喪失した日から6ヶ月を経過した後、なお、その債務の全部又は一部を履行しない場合において、県漁業信用基金協会に代位弁済義務が生じるとされている(業務方法書第27条)。また、6ヶ月を経過していない場合でも、既に被保証人が倒産・廃業に至っている場合など、県漁業信用基金協会が必要と認めた場合には、期間を短縮して代位弁済が実行される。

(手続)

サンプルを抽出し、代位弁済の実施状況について検証した。なお、この手続きの過程で県信用保証協会での保証を受けた案件についても同時に検証した。

(意見)

延滞報告書について

延滞発生後は、金融機関だけでなく、必要な場合、県漁業信用基金協会が債務者に対し直接指導することも期待されており、延滞報告書によって延滞の事実及び内容を把握すること

が重要である。

延滞報告書の入手状況を確認したところ、平成 13 年 7 月 27 日に延滞が発生した有限会社 R 社に関する案件では延滞報告書は作成されていなかった。約定どおりの毎月の弁済時に使用する弁済報告書により、延滞発生の確認が行われていたものであるが、金融機関からの延滞に係る通知義務として、延滞報告書の入手が必要であったと考えられる。

なお、平成 16 年に国の指導後は、延滞報告書の入手に努めているとのことである。

また、県信用保証協会においても、上記に関連した案件が 3 件あり、それを検証した結果、代位弁済手続きが遅延しており、かつ、代位弁済後の求償権の回収に当たり、担保処分は進んでいなかった。

(結果)

代位弁済手続きの遅延について

金融機関からの適切な代位弁済請求に対して、県漁業信用基金協会は速やかに代位弁済を行う必要がある。代位弁済手続きが遅れると、遅延利息の分まで代位弁済額が増える（昭和 62 年 11 月 1 日以前）だけでなく、債務者の財産の流出や弁済能力の低下により代位弁済後の求償権の回収にも支障が出るなど損失が生じかねないからである。

しかし、検証した案件には代位弁済手続きが遅延しているケースが見受けられた。検証した案件では、昭和 63 年 8 月 15 日より延滞が発生し、平成 3 年 3 月 29 日に代位弁済が実施されるまでに、この間約定利息が利率 9.7% の 957 日分で 8,411,890 円、延滞利息が利率 7% の 1 年半分で 3,560,145 円の利息が発生した後、代位弁済が実施されたケースもあった。

検証した他の案件では、融資金融機関から「代位弁済の請求後、3 ヶ月経過しているが具体的な連絡がなく苦慮している旨」も寄せられているなど代位弁済手続きが遅れていると思われるケースが見受けられた。

県漁業信用基金協会は速やかに代位弁済を行わなければならない。

注) 昭和 62 年 11 月 1 日以降は延滞利息と遅延利息は県漁業信用基金協会の保証の対象外となり、元本だけが対象となっている。

(3) 有担保融資保証

有担保融資の保証案件で代位弁済した場合、担保物件処分による回収が見込まれることとなるため、県漁業基金協会にとって担保評価及び担保権の保全は重要な管理業務である。

県漁業信用基金協会の求償債務者のうち、抽出した 14 債務者をみると、次の事例が見られる。

(意見) 担保評価について

現在も求償権が残存している求償債務者の残債務額を見ると、その多くが 1 億円以上となっている。今後残存する不動産担保をすべて売却したとしても、残債務の大幅な減少は期待

できない。

当初の貸出金額にもよるが、担保をすべて処分したとしても多額の債務が残存するということは、当初の担保評価が過大であったことがうかがわれる。

(意見) 不動産担保について

- ① 不動産担保について、代位弁済から相当期間が経過していると思われるにもかかわらず、いまだに処分されずに残存している自宅が1件、宅地が4件ある。

代位弁済後、任意売却が試みられているとのことであるが、担保不動産の価値が下落していくリスクを考えれば、ある程度の期間任意売却を試みた上で、売却できないようであれば、速やかに競売申立てを行うべきである。

- ② 抽出した14事例の中には、求償債務者の事業継続のために必要であるからという理由で、担保となっている自宅が売却されないままとなっている事例が1件ある。

本件については、事業収益からの返済を求めているということであるが、実際には計画を大幅に下回る回収しかなされていない。求償債務者は、個人であるということを考えれば、現状では求償債務者が生存している間に全額を回収することは不可能であると思われる。

回収を優先するか、求償債務者の事業継続を優先するかの問題はさておくとしても、事業収益から回収している間に担保価値が下落するリスクは考慮されなければならないと考える。

また、事業継続のために担保物件の処分が行われないとすると、他の求償債務者に与える影響の問題もある。

事業収益からの回収を図るのであれば、本来は民事再生等の申立てがなされた上で、裁判所等の監督の下で事業が継続されるべきと考える。そのようにしなければ、債権者間の偏頗弁済の発生など、種々の問題が発生することが憂慮される場所である。

(意見) 法的手続きによる回収について

求償債務者に対する回収手続について、抽出した14債務者をみると、これまで回収のために訴訟が提起された事例が1件もない。

代位弁済が行われている事例では、求償債務者が廃業等しており、回収の見込みがほとんど無いためということであった。ただ、回収の見込みとの兼ね合いもあるが、代位弁済後、返済についての実効性のある計画が提案され、それが実行されるか、または破産申立て等の法的整理がなされていない限りは、時効中断のためや、証拠の散逸を防止するため、原則として訴訟提起等による回収を図るべきと思われる。

(意見) 船舶の担保価値について

船舶を担保としている事例が多いが、担保権が後順位のため、船舶売却金からの回収額に

大差があり、なかには0円というものもある。担保設定当時は漁船等の価値が相当程度あったことから、後順位でも担保設定していれば相応の回収は可能と見込まれたからである。しかし、近時は、以前と状況が異なって後順位ではほとんど回収が見込まれないのであるから、船舶の担保設定が後順位となる場合、担保からの回収がほとんど見込めないのであれば、担保設定することの必要性についても慎重に検討するべきである。

(結果) 債務者死亡の場合の処置

求償債務者が死亡した場合、当然その相続人が債務を相続することとなる。よって、それら相続人に対して債務の弁済を求めることとなる。他方、法定相続人が相続放棄をすれば、相続人ではなかったものとされるから、他に債務を相続したものが存在しない限り、債務の弁済を求めることはできなくなる。

よって、債務者が死亡した場合、その法定相続人が相続放棄をしたか否かは重要な事実であり、確実な調査を必要とする。

相続放棄をしているか否かの確認は、当該求償債務者の最後の住所地を管轄する家庭裁判所に照会することによって判明する。よって、その照会手続を行うことが必要である。

ところが、求償債務者が死亡している事例において、法定相続人が相続放棄をしているか否かが確認されているのは、わずか1件だけであった(弁護士による調査)。

法定相続人による聞き取り調査によって相続放棄の事実を確認したとされているものもあるが、調査の方法として適正なものとは思われない。また、当初の法定相続人が相続放棄すれば、次の順位の法定相続人が相続人となる地位を取得することも考慮しておかなければならない。

また、相続放棄の事実を確認するためには、誰が相続人かを確実に把握していなければならないが、それすら行われていない事例が見受けられた。誰が法定相続人かを判断するためには、死亡した者の15歳ころからの戸籍まで取り寄せ、判断する必要があることはいうまでもない。これらは、家族などからの聞き取り調査で確認するような事項ではない。

求償債務者死亡の場合は、適切な処置を行う必要がある。

(結果) 質権設定の不備について

県漁業信用基金協会は、昭和63年8月10日付けで、有限会社R社所有の漁船に20,000千円の根抵当権を設定した際に併せてR社が契約した漁船保険の上に質権を設定していたが、第三者への対抗要件である確定日付がある証書での質権設定の通知をとることを失念していた。

その後、平成17年5月のR社の配当について、当該質権を第三者へ対抗することができないため、79百万円のうち1,766,800円分の配当を受けることができなかった。この結果、本来適切に質権設定手続きをとっていれば、回収できた求償権が同額だけ回収不能となった。

県漁業信用基金協会は、適切に担保権の保全を行う必要がある。

4. 回収体制

(1) 概要

代位弁済が行われると、県漁業信用基金協会は求償権を取得し、中小漁業者等の債権者となり、以後その中小漁業者等から返済を受けることになる。

被保証人たる中小漁業者が倒産廃業している場合、全ての担保物件の処分を行い、併せて連帯保証人の責任追及も実施される。また、中小漁業者が事業を継続している場合については、遊休資産から先に担保処分を行い、事業継続に必要な物件については事業収益からの回収を条件に処分が猶予される。

(2) 回収見込みの評価

求償権の中小漁業者からの回収は、中小漁業者が倒産・廃業をしたり、高齢者で年金以外に収入が無かったりするため、回収は困難なケースが多いのが実情である。連帯保証人からの回収も高齢の漁業関係者が多いため、同様に困難なケースが多いのが実情である。

最終的に回収ができなければ、県漁業信用基金協会の負担となるため、求償権管理表により日々回収に努めている。債務者が支払の督促に応じない場合は法的手段をとるなどしている。また、年度末に被保証人、担保物件、連帯保証人の現状を把握して、回収不能と見込まれる部分には求償権償却引当金を設定し、回収可能性を評価している。

但し、国の指導による求償権償却引当金基準は、画一的な定め方になっており、一部回収可能でも全額引き当てているケースもある。

(意見)

求償権の回収業務には、裁判、競売、利害調整などを伴うため法律の知識が必要である上、回収見込み額の少ない場合には、旅費や通信費などであまり余分な回収コストをかけることは現実的ではない。したがって回収業務の効率を上げるためには、専門家の利用が欠かせない。既に県漁業信用基金協会は、弁護士などの法律の専門家の利用は行っている。さらに、法令等の改正により可能になればサービサーなどへ回収業務の委託を進め、回収コストを引き下げることが望ましいと考える。

(3) 求償権の償却

回収業務により担保物件の処分及び連帯保証人の収入等からの回収を実施した上で、なお回収することができない場合、求償権償却基準に合致すれば求償権の償却が行われ、県漁業信用基金協会の会計帳簿からは損失処理される。そして償却後の債権は、求償権台帳から償却台帳に移管される。

県漁業信用基金協会の求償権償却基準では、債務者、債務者から転貸を受けている中小漁業者等及び保証人（以下「債務者等」という。）が次に該当する場合に償却するよう定めている。

- ①債務者等について、破産手続きの開始の決定、再生手続、強制執行もしくは会社整理、特別清算、会社更生手続により回収の見込みがなくなった場合
- ②債務者等が天災地変その他の事情により著しい損害を受け、当該債務の弁済の見込みがないと認められる場合
- ③債務者等について租税公課の滞納処分の執行により回収の見込みがなくなった場合
- ④債務者等が死亡した場合で、かつ、相続財産及び相続人の一般財産の価額が取立てに要する費用に満たないと認められる場合
- ⑤債務者等の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が取立てに要する費用に満たないと認められる場合
- ⑥債務者等が事業を休止し、将来その事業を再開する見込みがなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が取立てに要する費用に満たないと認められる場合
- ⑦債務者等が事故、疾病その他の事情の急変等により、経営不振の状態が継続し、将来にわたって好転の見通しがなく、かつ、見るべき財産がない場合
- ⑧債務者等が生活保護法第 12 条から第 18 条に規定する扶助を受けている場合
- ⑨債務者等に対する債権金額が小額で、かつ、取立てに要する費用に満たないと認められる場合
- ⑩債務者等の現状と将来見通しが無資力又はそれに近い状態にあり、回収の見込みがないと認められる場合
- ⑪求償権の回収実績がなくなった後 3 年が経過し、かつ経済的再建の見込みがない場合

(意見) 求償権償却処理の遅れ

求償権償却基準に沿って、償却が実施されているか確かめたところ、適切に処理されていないことが判明した。県漁業信用基金協会の設立以降これまでの求償権償却の実績は次のとおりである。

(単位：千円)

年度	債務者数	代位弁済額	求償権残高 (償却実施時点)	求償権償却額
昭和 58 年度	3	4,561	2,374	2,374
平成 2 年度	1	6,716	68	68
平成 4 年度	1	18,758	675	675
平成 16 年度	7	288,753	205,706	205,706
平成 17 年度	5	759,226	528,130	528,130
合計	17	1,078,014	736,953	736,953

昭和 28 年 7 月の設立後、求償権の償却実績は乏しい。平成 16 年度に 205,706 千円もの償却

が行われたのは、国から償却を行うべきとの指導を受けたからであり、続く平成 17 年度も 528,130 千円もの償却を実施し、平成 18 年度も 31 件、586,955 千円の償却が予定されている。本来、求償権償却基準に合致すれば、速やかに償却するべきであるが、県漁業信用基金協会は償却すべき求償権を適切に償却してこなかった。

監査時点において、求償権償却基準に合致しており、求償権を償却すべき案件は次のとおりであり、7 件(債務者数)、430,732 千円である(平成 18 年度に償却が予定されている分を除く)。県漁業信用基金協会は、平成 19 年度以降に償却を予定しているとのことであるが適切な会計処理とは言えない。

(単位：千円)

NO	保証番号	資金	代位弁済額	求償権残高	償却基準番号
1	54-94 ～ 57-24	近代化資金、 一般緊急、借 替緊急	69,652	53,178	①、④、 ⑩、⑪
2	56-161 ～ 59-241	借替緊急、一 般緊急、その 他一般	135,767	110,028	④、 ⑩、⑪
3	51-153 ～ 60-177	借替緊急、一 般緊急、その 他一般	86,904	83,319	④、 ⑩、⑪
4	56-157 ～ 60-133	借替緊急、そ の他一般	186,313	135,136	⑩
5	58-257 ～ 1-75	その他一般	43,168	16,232	① ⑩、⑪
6	2-21 ～ 2-59	借替緊急、そ の他一般	47,868	31,810	④、⑪
7	4-48	その他一般	1,425	1,026	⑩
合計			571,101	430,732	

これらの求償権 7 件(債務者数)、430,732 千円は、本来、平成 18 年度中に償却すべきであったが、速やかに償却する必要がある。

(4) 個別事例

県漁業信用基金協会における平成 18 年 3 月末現在の求償権残高は次のとおりであり、この

うち、X1 漁業協同組合（組合員であった鮪漁業者も含む。）については、単独での金額が最も大きいため、個別に抽出して検討することとした。

(求償権残高の上位先)

(単位：千円)

債務者 (件数)	代位弁 済年月	代位弁済 金額	回収状況			償却	求償権残高
			代位弁済 日～平成 17年3月 末	平成1 7年4 月～平 成18 年3月 末	合計		
X1 漁業 協同組 合 (1件)	平成2 年2月 ～平成 6年2 月	2,183,718	539,134	2,417	541,551	—	1,642,166
X1 漁協 鮪漁業 者 (15件)	昭和62 年6月 ～平成 14年2 月	3,631,628	874,657	3,494	878,151	363,765	2,389,710
X2 漁協 鮪漁業 者 (24件)	昭和58 年2月 ～ 平成15 年7月	1,379,670	426,317	7,389	433,706	45,771	900,192
その他 (24件)	昭和35 年7月 ～平成 18年2 月	1,412,163	395,267	9,775	405,043	118,592	888,527
合計		8,607,180	2,235,377	23,076	2,258,453	528,130	5,820,597

< X1 漁業協同組合について >

(1) X1 漁業協同組合の問題の背景 (25 年以上前のことなので一部事実確認できない事項、数値が含まれている)

県漁業信用基金協会の X1 漁業協同組合 (以下 X1 漁協という) に対する保証の取り扱いは、昭和 28 年から始まったが、当初は保証金額も少なく約定通り返済されており、順調に推移していた。

X1 漁協の組合員が遠洋マグロ漁業に本格的に参入した昭和 54 年当時のマグロ業界を取り巻く環境は厳しく、200 カイリ国際規制の強化による漁場締め出し、オイルショック後の燃油高騰、人件費の高騰、輸入マグロの増大、円高等による魚価安等の悪条件が重なり、全国のマグロ漁業者は経営悪化により倒産する者もあり、マグロ漁船の減船を図る傾向にあった。

しかし、その悪環境下、X1 漁協及び組合員は、マグロ漁業 (遠洋、近海、沿岸) の振興を図るため、79 トン以下の近海船を売却し、その代金と金融機関からの借入金で、遠洋船を建造し、遠洋マグロ漁業に打って出たのである。マグロ漁船の代船建造資金は X1 漁協の斡旋により、組合員が金融機関 A 等から借入れ、昭和 54 年から昭和 60 年にかけて 20 隻を建造費総額約 53 億円かけて建造した。また、マグロ船の燃料、餌料、氷、日用品等を X1 漁協が一元的に組合員に供給し、また、10 ヶ月から 1 年にわたる航海資金 (家族への送金も含む) も X1 漁協が組合員に貸し付け、漁協丸抱え方式でマグロ漁業にのめり込んでいったのである。その結果、昭和 60 年時点での X1 漁協の貸付金のうち 9 割強がマグロ漁業者に対するものとなったが、マグロ漁業の著しい不振のため、組合員漁業者の経営が破綻し、大半が回収不能となり、X1 漁協の経営は急激に悪化したのである。

(背景)

昭和 54 年～56 年マグロ漁業を取り巻く環境

200 カイリ国際規制の強化 (漁場の締め出し
オイルショック後の燃油・人件費の高騰、
魚価の低迷)

< 全国の状況 >

マグロ漁業者の
倒産、減船

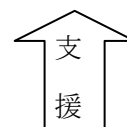
X1 漁業協同組合員のマグロ漁船の建造推移

進水年	数	建造費
S54	4 隻	920 百万円
S56	9	2,029
S57	1	243
S58	4	1,417
S59	1	435
S60	1	259
計	20 隻	5,303 百万円

< X1 の漁業者 >

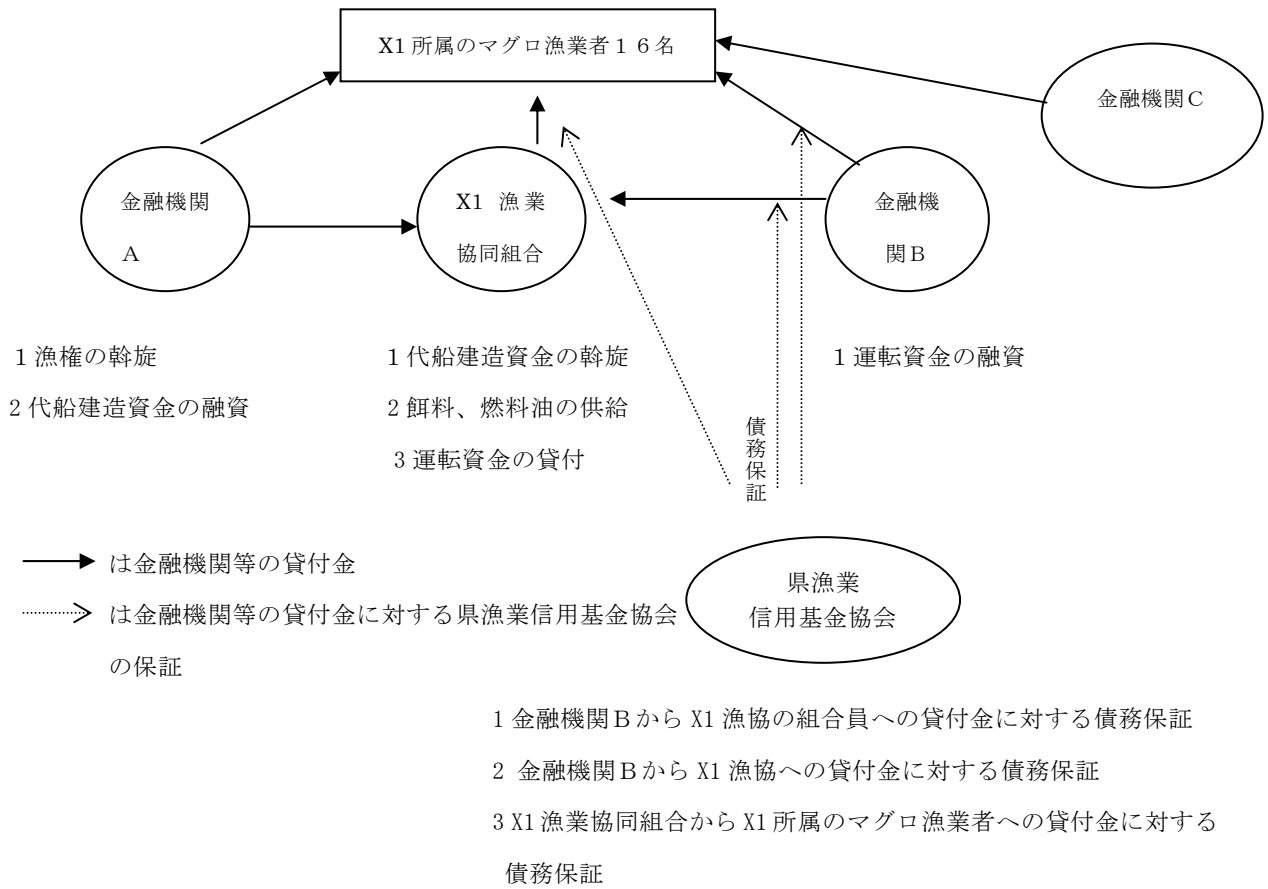
(船型アップの代船建造)

79 トン以下の近海船を船型アップし、
遠洋船に



X1 漁業協同組合他

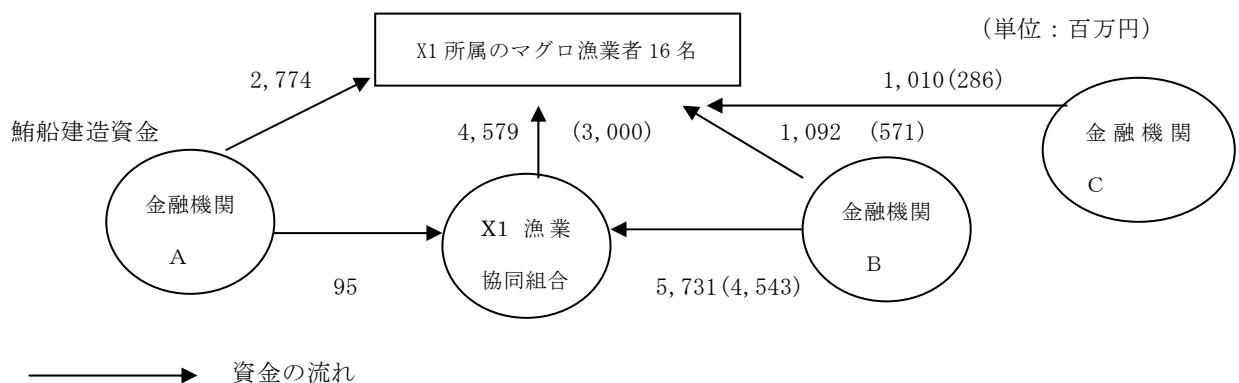
(X1 漁業者への当初の貸付等の状況---漁協及び系統団体の支援と役割)



(当初の問題点)

- ① X1 漁業協同組合の組合員たる漁業者の自己資本不足、旧船の債務を残したままの代船建造
- ② X1 漁業協同組合経営陣の経営方針の誤り (200 カイリ国際規制等の理由による全国的なマグロ船の減船、魚価安の環境下、餌料水及び燃料油等の供給による漁協の目先の利ざや稼ぎもあり、遠洋マグロ漁業に傾注したこと)
- ③ X1 漁業協同組合の他各系統団体の過大な貸付、過大な保証による支援
- ④ 行政機関の X1 漁業協同組合に対する監督指導

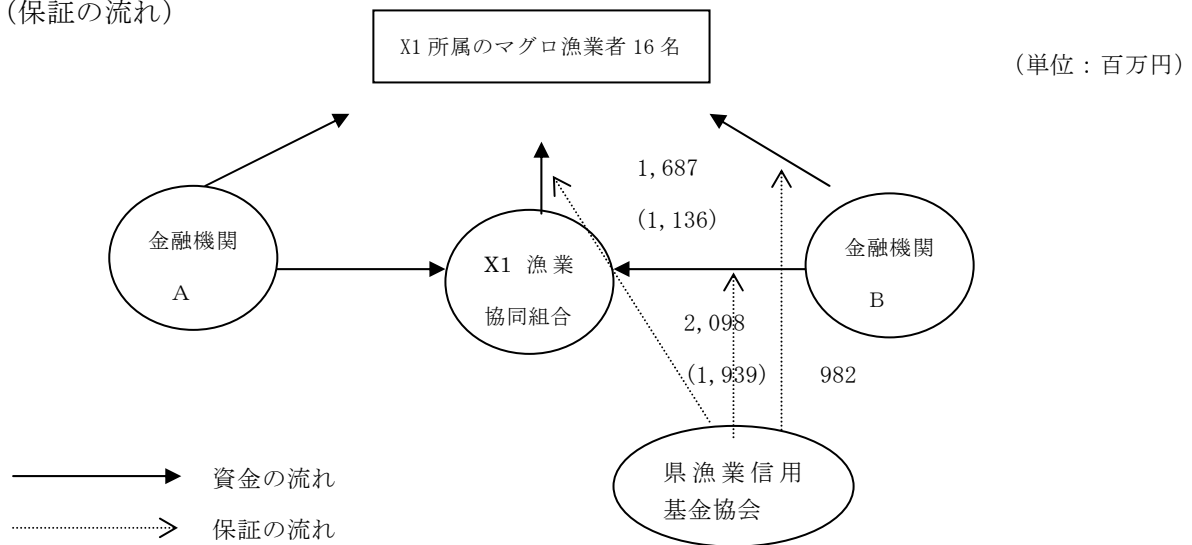
(資金の流れと延滞金額)



注) カッコ書きは延滞金額を表す

平成元年3月現在の状況である。一部確認できていない数値を含む。

(保証の流れ)



注) カッコ書きは延滞金額を表す

平成元年3月現在の状況である。一部確認できていない数値を含む。

(2) X1 漁業協同組合の問題の経緯 (20 年以上前のことなので一部事実確認できない事項、数値が含まれている)

X1 漁協は、マグロ漁業者 (X1 漁協鮪船組員) に昭和 56 年から 61 年にかけて約 45 億 79 百万円融資した。融資目的は入出港資金、つなぎ資金という名目の運転資金であった。融資原資は組員からの貯金約 16 億円、金融機関 B からの借入金約 30 億円 (県漁業信用基金協会が約 21 億円保証) であった。しかし、この貸付金の返済がマグロ漁業者の経営悪化により滞り、X1 漁協の資金繰りが悪化した。昭和 61 年 9 月 5 日に新聞各紙において X1 漁協の経営危機が報道され、翌日預金の引出しが殺到し、第一次パニック (取り付け騒ぎ) が発生したのである。以下主な出来事を次表に記載する。

年 月	出来事その他
昭和 61 年 9 月	X1 漁協問題表面化 第一次パニック 金融機関 B 2 億 5 千万円緊急融資 (県漁業信用基金協会保証) X1 漁協再建整備対策協議会発足
昭和 62 年 6 月	第二次パニック
昭和 63 年 12 月	県パニック対策予算執行 (貯払対策資金として県は金融機関 D に 5 億円を預託し、金融機関 D は漁協の資金繰りに応じ、金融機関 B に貸し付け、漁協の預金引出しに対応する)
平成元年 3 月	X1 漁協は貯金・為替業務の休止届を提出し、当該業務は金融機関 B に移管完了
平成元年 5 月	X1 漁協総代会、貯金受入廃止の定款変更否決
平成 2 年 2 月	X1 漁協からマグロ漁業者 (組員) への転貸資金 185 百万円のうち 100 百万円を金融機関 B に対し代位弁済
平成 5 年 11 月	X1 漁協再建整備計画 (第二次) 総会決議
平成 6 年 2 月	X1 漁協に対する保証の履行による代位弁済実施 元金 1,839,950 千円、約定利息 64,103 千円、延滞利息 179,665 千円 合計 2,083,718 千円

(3) 昭和 54 年 3 月～平成元年 3 月の X1 漁協の組員貸付金及び信用事業に係る借入金の推移

(イ) 貸付金

(単位：千円)

年度	貸付実行	貸付回収	貸倒損失	残 高
昭和 53 年度	—	—	—	1,407,868
昭和 54 年度	1,792,239	1,136,348	—	2,063,759
昭和 55 年度	3,943,815	2,494,230	—	3,513,344
昭和 56 年度	4,195,001	3,289,430	—	4,418,915

昭和 57 年度	6,337,237	5,720,091	—	5,036,061
昭和 58 年度	9,247,753	7,735,143	—	6,548,671
昭和 59 年度	9,956,045	9,948,850	—	6,555,866
昭和 60 年度	9,685,066	9,855,041	—	6,385,891
昭和 61 年度	4,688,207	4,852,906	—	6,221,191
昭和 62 年度	865,118	1,887,739	—	5,198,570
昭和 63 年度	—	526,132	1,081,020	3,591,418

昭和 54 年 3 月期には約 14 億 7 百万円しかなかった組合員に対する貸付金残高は昭和 60 年 3 月期には約 65 億 5 千 5 百万円まで膨れ上がった。増加額 51 億 4 千 8 百万円の大半はマグロ漁業者に対するものと思料される。昭和 63 年 3 月期に 5,198,570 千円あった貸付金残高が現在平成 18 年 3 月末までどう推移したかをまとめたのが次の表である。

(単位：千円)

昭和 63 年 3 月残高	貸倒損失	貸倒損失戻入	県漁業信用基金協会代位弁済充当	回収金	平成 18 年 3 月現在回収不能見込金額	平成 18 年 3 月回収見込金額
5,198,570	1,277,058	△612,307	1,136,183	1,441,024	1,956,602	10

昭和 61 年 3 月期に約 52 億円あった貸付金の内、回収されたのは約 14 億 4 千万にとどまり、回収率は 27.7%である。残り約 37 億 6 千万円のうち、約 6 億 65 百万円が貸倒処理され、約 11 億 36 百万円が県漁業信用基金協会の代位弁済金で充当され、平成 18 年 3 月末には 1,956,612 千円が未処理で残っている。その内平成 18 年 10 月までに入金された 10 千円を除き回収が非常に困難なため、回収不能見込金額として計上している。

貸倒損失の戻入 612 百万円は X1 漁協が平成元年 3 月期に貸倒れ処理した貸付金について、平成 6 年 2 月に県漁業信用基金協会に代位弁済してもらったため、戻入したものである。

(ロ) 信用事業に係る借入金の推移

(単位：千円)

年度	借入実行	借入償還	残高
昭和 53 年度			1,285,859
昭和 54 年度	1,325,756	925,603	1,686,012
昭和 55 年度	3,408,765	2,070,717	3,024,060
昭和 56 年度	4,543,604	3,938,821	3,628,843
昭和 57 年度	6,083,800	5,877,661	3,834,982
昭和 58 年度	8,769,325	8,187,191	4,417,116
昭和 59 年度	8,302,777	7,936,484	4,783,409
昭和 60 年度	6,144,110	5,756,606	5,170,913

昭和 61 年度	3,988,800	3,435,235	5,724,478
昭和 62 年度	1,488,700	1,686,618	5,526,560
昭和 63 年度	1,035,000	1,129,190	5,432,370

昭和 54 年 3 月期に約 12 億 86 百万円であった借入金は昭和 62 年 3 月期には約 57 億 24 百万円まで膨らんでおり、この差額約 44 億 38 百万円の大半がマグロ漁業者への貸付金の原資になったものと思料される。平成元年 3 月期からは新規借入はなく、組合員に対する貸付金の回収や X1 漁協の事業収益から返済を進めたが、組合員に対する貸付金の回収が進まず、代位弁済を中心に一部返済を行ったが、平成 18 年 3 月現在 1,414,883 千円の借入残高が残っている。平成 18 年 3 月期までの借入金の返済状況は次の表の通りである。

(単位：千円)

平成元年 3 月 残高	県漁業信用基金協会代位弁済			返済金	平成 18 年 3 月 現在残高
	平成 2 年 2 月	平成 6 年 3 月	平成 3 年 3 月		
5,432,370	100,000	1,839,950	1,136,184	941,353	1,414,883

平成 2 年 2 月及び平成 6 年 3 月に県漁業信用基金協会が代位弁済した 1,939,950 千円(元金分のみ)は金融機関 B が X1 漁協に貸し付けた貸付金に対する保証を実行したものであり、平成 3 年 3 月の県漁業信用基金協会の代位弁済 1,136,184 千円は X1 漁協がマグロ漁業者に貸し付けた貸付金に対する保証を実行したものである。X1 漁協は後述する県漁業信用基金協会に対する求償債務と当該借入金の返済を進めてきたが、平成 18 年 3 月期では求償債務残高 1,642,167 千円と合わせて 3,057,050 千円の債務が残っているが返済は後述するように非常に困難である。

(4) X1 漁協の損益の状況

(単位：千円)

	昭和 62 年 3 月	昭和 63 年 3 月	平成元年 3 月	平成 2 年 3 月	平成 3 年 3 月
事業総利益	12,530	△132,433	△121,669	△54,004	△131,640
(内信用事業)	(△207,033)	(△301,530)	(△276,125)	(△225,806)	(△268,964)
事業管理費	246,162	139,661	149,441	126,229	134,129
(内人件費)	(148,955)	(101,485)	(75,595)	(72,584)	(70,554)
事業利益	△233,632	△317,655	△271,110	△180,233	△265,769
事業外収益	80,686	104,110	56,089	35,761	33,965
事業外費用	63,894	133,780	1,326,707	66,138	50,851
(内貸倒損失)		(8,914)	(1,260,800)		
経常利益	△216,840	△347,326	△1,541,727	△210,610	△282,655

特別利益	12,810	13,817	32,849	58,225	42,294
特別損失	47,549	458	1,144	9,787	263
税引前当期利益	△251,579	△333,967	△1,510,022	△162,172	△240,623
法人税住民税等	5,272	150	150	149	150
税引後当期利益	△256,851	△334,117	△1,510,172	△162,321	△240,774

	平成4年3月	平成5年3月	平成6年3月	平成7年3月	平成8年3月
事業総利益	157,549	△65,827	△46,813	177,566	198,297
(内信用事業)	(4,198)	(△233,474)	(△232,885)	(24)	(563)
事業管理費	151,887	131,238	128,603	129,753	142,189
(内人件費)	(85,049)	(60,874)	(63,753)	(66,414)	(84,188)
事業利益	5,662	△197,065	△175,416	47,813	56,108
事業外収益	33,546	18,749	18,339	14,085	18,549
事業外費用	101,026	28,952	21,436	9,751	10,951
(内貸倒損失)	(66,627)	—	—	—	—
経常利益	△61,818	△207,269	△178,513	52,147	63,707
特別利益	11,417	11,627	1,858,188	212,236	393
内未払利息戻入	—	—	(1,382,459)	—	—
内貸倒損失戻入	—	—	(468,907)	(143,400)	—
特別損失	1,960	4,079	351	1,592	50,518
税引前当期利益	△52,362	△199,721	1,679,324	262,792	13,581
法人税住民税等	140	141	146	147	178
税引後当期利益	△ 52,502	△199,861	1,679,178	262,645	13,403

X1 漁協における主な事業は次の通りである。

(ア) 信用事業

貸付及び貯金業務（平成元年3月期に金融機関Bに移管）

(イ) 共済事業

組合員の共済のため厚生共済・火災共済等を行う

(ウ) 購買事業

漁業用資材(重軽油・ガス・漁具等)の購入販売及び生活用品の購入販売(スーパーマーケットの経営)

(エ) 販売事業

組合員等の水産物(鮮魚・貝類・海藻類)の受託販売による受入手数料を収受

(オ) 製氷冷凍冷蔵事業

氷の自家製造販売、冷凍魚の購入販売

(カ) 漁業自営事業

捕鯨船による鯨の捕獲販売

信用事業による総累積損益（信用事業に係る人件費・一般管理費を控除する前の粗損益）は次の通りである。

- ① 事業総損失（昭和 62 年 3 月～平成 10 年 3 月） 1,741,276 千円
 - ② 貸倒損失（昭和 62 年 3 月～平成 11 年 3 月） 1,277,058 千円（信用事業に関わると思われる分のみ）
 - ③ 貸倒損失戻入（平成 6 年 3 月、平成 7 年 3 月） △ 612,307 千円
 - ④ 平成 18 年 10 月現在固定化して回収不能の信用事業譲渡特別資産 1,956,602 千円
 - ⑤ 平成 6 年 3 月 未払利息戻入 △1,382,459 千円
- 差引信用事業総損失 2,980,170 千円

信用事業における損失、特にマグロ漁業者に対する巨額の貸倒れが X1 漁協の屋台骨を傾かせたのである。上記約 29 億 8 千万円の信用事業総損失は後記した平成 18 年 3 月期における X1 漁協の修正貸借対照表の当期末処理損失金約 27 億 5 千万円と近似しており、X1 漁協の苦境の根本原因である。

（単位：千円）

	平成 9 年 3 月	平成 10 年 3 月	平成 11 年 3 月	平成 12 年 3 月	平成 13 年 3 月
事業総利益	214,690	213,962	200,571	191,601	172,546
(内信用事業)	(211)	(△455)			
事業管理費	137,494	139,661	147,053	141,294	144,555
事業利益	77,196	74,301	53,518	50,307	27,991
事業外収益	14,880	23,071	18,829	34,981	125,813
事業外費用	9,886	20,007	210,724	16,352	232,000
(内貸倒損失)			(199,332)		
経常利益	82,190	77,365	△ 38,376	68,937	△78,195
特別利益	7,082	4,891	3,490	30,210	166
特別損失	74,687	181	5,116	336	5,374
税引前当期利益	14,586	82,075	△140,002	98,811	△83,403
法人税住民税等	178	178	178	177	176
税引後当期利益	14,407	81,896	△140,181	98,634	△83,579

最近 10 年間に於いて、(5) にも示すように、漁獲高は、金額ベースでは平成 9 年 3 月が、数量ベースでは平成 10 年 3 月が最も多く、以後逡減している。それに呼応して事業総利益、事業利益とも平成 9 年 3 月をピークにして、以後低下の一途をたどっている。平成 9 年 3 月期の特別損失 74,687 千円は固定資産処分損であり、平成 11 年 3 月の事業外費用 210,724 千円のうち 199,332 千円は貸倒損失である。

(単位：千円)

	平成 14 年 3 月	平成 15 年 3 月	平成 16 年 3 月	平成 17 年 3 月	平成 18 年 3 月
事業総利益	145,161	151,999	130,532	105,062	109,546
事業管理費	131,505	149,839	128,078	132,212	130,926
事業利益	13,655	2,159	2,454	△27,150	△21,380
事業外収益	187,988	191,330	184,076	192,857	190,355
事業外費用	178,632	206,292	178,937	175,053	173,202
経常利益	23,012	△12,802	7,593	△9,345	△4,227
特別利益	—	583	77	1,137	0
特別損失	25	37	4,654	17,366	37
税引前当期利益	22,986	△12,256	3,015	△25,575	△4,265
法人税住民税等	180	180	179	179	179
税引後当期利益	22,806	△12,436	2,836	△25,754	△4,444

漁獲高が 4 億円台に落ちた平成 15 年 3 月、平成 16 年 3 月期は事業利益が 2 百万円台になり、漁獲高が 3 億円台に落ちた平成 17 年 3 月、平成 18 年 3 月期は事業利益段階で 20 百万円以上の赤字を計上している。平成 15 年 3 月期以降は単年度の資金収支も悪化しており、借入金や県漁業信用基金協会への求償債務の返済も進んでいない。

(5) X1 漁協の水揚げの推移

年度	数量(トン)	漁獲高(千円)	トン当り魚価(円)
昭和 61 年度	934,710.70	445,166	476.3
昭和 62 年度	851,010.80	594,563	698.7
昭和 63 年度	1,345,366.60	693,108	515.2
平成元年度	746,717.25	500,879	670.8
平成 2 年度	1,110,380.10	654,919	589.8
平成 3 年度	1,123,364.45	746,792	664.8
平成 4 年度	736,782.45	779,941	1,058.6
平成 5 年度	1,001,773.25	856,827	855.3

平成 6 年度	996,072.75	682,306	685.0
平成 7 年度	785,560.8	711,742	906.0
平成 8 年度	820,231.40	986,302	1,202.4
平成 9 年度	957,129.35	967,275	1,010.6
平成 10 年度	754,200.05	771,212	1,022.5
平成 11 年度	627,477.45	756,648	1,205.8
平成 12 年度	733,066.85	689,061	939.9
平成 13 年度	748,952.05	550,850	735.4
平成 14 年度	827,564.07	493,311	596.1
平成 15 年度	629,784.50	433,553	688.4
平成 16 年度	633,345.71	332,312	524.6
平成 17 年度	672,774.50	350,068	520.3

最近 10 年間ではトン当り魚価(円)は平成 13 年 3 月期から 1000 円を割り込んできており、平成 18 年 3 月期では 520.3 円と平成 9 年 3 月期 1,202.4 円の 43%強に落ち込んできている。数量(トン)も平成 10/3 期の 957 千トン进行ピークにして平成 16/3 期以降の落ち込みが大きく、平成 18 年 3 月期は 672 千トンであり、平成 9 年 3 月期 820 千トンの 82%まで落ち込んでいる。漁獲高は両者の積であるため、平成 18 年 3 月期の 350 百万円は過去 10 年間の間で最高だった平成 9 年 3 月期 986 百万円に比べて約 35.5%と大きく落ち込んでいる。

(6) 県漁業信用基金協会の X1 漁協に対する保証の推移

(単位：千円)

年度	保証実行	償還	代位弁済	残高
昭和 56 年度	450,000	—	—	450,000
昭和 57 年度	740,000	450,000	—	740,000
昭和 58 年度	1,285,000	630,000	—	1,395,000
昭和 59 年度	1,685,000	1,205,000	—	1,875,000
昭和 60 年度	1,685,000	1,678,400	—	1,881,600
昭和 61 年度	1,279,000	1,044,200	—	2,116,400
昭和 62 年度	—	12,200	—	2,104,200
昭和 63 年度	—	6,050	—	2,098,150
平成元年度	—	158,200	100,000	1,839,950
平成 2 年度	—	—	—	1,839,950
平成 3 年度	—	—	—	1,839,950
平成 4 年度	—	—	—	1,839,950
平成 5 年度	—	—	1,839,950	0

(7) 県漁業信用基金協会による代位弁済について

1) 代位弁済に至った原因

X1 漁協は組合員マグロ漁業者を全面的に支援することにより、漁協事業の拡大と収益の確保を図ろうとして、事業資金の供給や資材等の供給を行ってきた。しかし、オイルショックによる燃油の高騰や輸入水産物の増加等による魚価の低迷が続いたため、どのマグロ漁業者も経営が苦しく貸付金の返済も滞るようになった。これが大きな原因となって漁協自体の経営が危うくなり、関係機関の支援を受けて再建を図ることになった。

一方、漁協に資金提供を続けてきた金融機関Bも、資金の回収が思うにまかせず苦境に立たされ、経営の建て直しを図るため、県漁業信用基金協会に対し、代位弁済を強く求めてきた。しかし、県漁業信用基金協会としてはX1 漁協の今後の経営見込みや求償権の回収見込みが把握できない状況での代弁は困難であるとして推移を見守ってきた（組合員への転貸資金185,000千円のうち100,000千円については平成2年2月に代位弁済を実施した）。その後、X1 漁協、金融機関Bを交えて数十回の協議を重ね、金融機関Bに対しては債権者としての回収努力、X1 漁協に対しては役員、組合員一丸となって再建に取り組む体制の確立を求めてきたが、平成5年11月、X1 漁協の再建計画が総会で承認されるに至り、代位弁済の条件が整ったと判断し、平成6年2月に残りの保証額について代位弁済を実施した。

2) 代位弁済状況

(単位：千円)

当初保証日	当初保証金額	代位弁済年月	代位弁済元金	約定金利	延滞金利	代位弁済合計
昭和58年11月10日	100,000	平成6年2月	67,000	8,896	8,876	84,772
昭和59年6月20日	500,000	平成6年2月	500,000	—	49,829	549,829
昭和57年4月26日	150,000	平成6年2月	143,950	—	11,435	155,385
昭和61年5月9日	30,000	平成6年2月	30,000	—	—	30,000
昭和61年9月19日	250,000	平成6年2月	250,000	3,234	24,915	278,149
昭和56年6月6日	450,000	平成6年2月	450,000	27,547	44,847	522,394
昭和58年5月26日	400,000	平成6年2月	399,000	24,425	39,764	463,189
昭和60年9月11日	185,000	平成2年2月	100,000	—	—	100,000
合計	2,065,000		1,939,950	64,102	179,666	2,183,718

県漁業信用基金協会は、X1 漁協が金融機関Bから借入れ、返済不能となった上記分について代位弁済した。代位弁済については、貸付元本のみならず、X1 漁協が支払うべき約定金利や延滞利息も対象となっている。

3) 代位弁済による求償権の回収状況

(単位：千円)

当初保証日	代位弁済 合計(A)	回収(B)				差引残高 (A-B)
		出資金相殺	物件処分	連帯保証人	事業収入	
昭和58年11月10日	84,772	1,059	588	15,339	67,786	0
昭和59年6月20日	549,829	30,092	—	425	40,681	478,631
昭和57年4月26日	155,385	4,119	19,277	453	131,536	0
昭和61年5月9日	30,000	—	—	—	30,000	0
昭和61年9月19日	278,149	15,006	—	204	33,131	229,808
昭和56年6月6日	522,394	28,584	5,023	404	33,621	454,762
昭和58年5月26日	463,189	25,341	20,379	358	13,885	403,226
昭和60年9月11日	100,000	6,700	16,790	771	—	75,739
合計	2,183,718	110,901	62,057	17,954	350,640	1,642,166

代位弁済後、県漁業信用基金協会はX1 漁業協同組合等から回収の努力を重ね、X1 漁協（組合員個人含む）からの県漁業信用基金協会への出資金110,901千円と相殺し、求償権の回収に充てた。同様にX1 漁協が県漁業信用基金協会に担保として提供していた不動産等の一部を売却し、62,057千円回収した。また、連帯保証人から17,954千円回収した。事業収入からの回収350,640千円はX1 漁協の毎期の事業収益から返済されたものである。

4) 代位弁済による求償権の年度別回収状況

(単位：千円)

年度	回収方法	出資金相殺	物件処分	連帯保証人	事業収入	回収合計
平成3年度		6,700	—	—	—	6,700
平成4年度		—	16,790	—	—	16,790
平成5年度		—	—	—	—	—
平成6年度		12,800	—	—	44,545	57,345
平成7年度		12,800	481	16,037	30,027	59,345
平成8年度		12,800	19,384	453	40,795	73,432
平成9年度		12,800	—	—	45,934	58,734
平成10年度		12,800	—	—	45,588	58,388
平成11年度		12,800	—	—	36,036	48,836
平成12年度		—	25,402	1,464	53,769	80,635
平成13年度		9,931	—	—	14,457	24,388
平成14年度		8,996	—	—	17,243	26,239

平成 15 年度	8,474	—	—	12,957	21,431
平成 16 年度	—	—	—	6,872	6,872
平成 17 年度	—	—	—	2,417	2,417
合計	110,901	62,057	17,954	350,640	541,552

平成 3 年度から始まった求償権の回収は平成 6 年度から本格化し、平成 12 年度までの 7 年間で 436,715 千円を回収した。しかし、平成 13 年度以降は回収額が大きく減少し、特に平成 16 年度以降は年間 6,872 千円（平成 16 年度）、2,417 千円（平成 17 年度）と激減している。X1 漁協自体の業績低迷がその主因であり、今後の回収は非常に厳しいと思われる。

5) 平成 5 年度における当初の求償権回収計画と回収実績の比較

(単位：千円)

	出資金相殺	物件処分	連帯保証人	事業収入	固定化債権 回収	回収合計
回収計画 平成 6 年～ 平成 20 年度	137,200	557,692	0	503,700	116,029	1,314,621
実績 平成 3 年～ 平成 17 年度	110,901	62,057	17,954	350,640	左記に含む	541,552
差引	△26,299	△495,635	17,954	△153,060	△116,029	△ 773,069

平成 5 年度に X1 漁協の整備計画が策定され、県漁業信用基金協会が X1 漁協に対し、代位弁済した 2,183 百万円の回収について、X1 漁協が有する県漁業信用基金協会への出資金との相殺や、X1 漁協の担保物件売却による回収、X1 漁協が組合員に貸し付けた資金のうち、回収できずに固定化した貸付金の回収、X1 漁協自体の事業収益による返済により平成 19 年度末までに 1,314 百万円返済する計画が立案された。この整備計画は 5 年毎に見直されることと決められており、実際に 10 年度と 15 年度に見直されている。当初の計画と平成 17 年度の実績を比較したのが上表である。実際の回収は予定の 50%にも達していない。

当初の計画の回収予定に比べ、平成 18 年 3 月期現在、回収実績が 50%にも達しなかった主因は、物件処分が予定を下回ったことによるもの 495 百万円、漁業の不振で組合員に対する貸付金の回収が進まず、組合の業績も低迷しているため、予定より事業収入による回収が進まなかったことによるもの 269 百万円である。また、X1 漁協が有する組合員に対する固定化債権の回収金と X1 漁協の事業収入から約 620 百万円を回収する予定であったが、平成 17 年度までの実績では約 351 百万円しか回収できていない。組合員に対する固定化債権は、平成 18 年 10 月現在、約 1,956 百万円あるがその内、本人死亡、破産、廃業の組合員に対するものが 1,929 百万円あり大部分を占める。他の者も返済余力は乏しく、固定化債権の回収から

得られる回収金は皆無に等しい。事業収入からの回収も平成 17 年度は 2,417 千円と X1 漁協の経営不振を反映して落ち込んでいる。今後も厳しい状況が続くと思料される。この固定化債権回収及び事業収入からの回収だけに絞り、平成 14 年度に見直された（平成 15 年度～平成 19 年度）返済予定と実績とを比べたのが次表である。

6) 見直し後 X1 漁協整備計画書（平成 14 年度）による固定化債権回収及び事業収入からの返済計画と返済実績の比較

(単位：千円)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	回収合計
返済計画	12,876	17,353	36,503	34,403	89,703	190,838
実績	12,957	6,827	2,417	—	—	22,201
差引	81	△10,526	△34,086	—	—	—

平成 16 年度以降の X1 漁協の返済原資は著しく不足し、その結果、返済実績は返済予定を大きく下回っている。

18 年度も返済原資は確保されておらず、回収はほとんど見込めない状態である。

(8) 平成 18 年 3 月期の X1 漁協の修正貸借対照表

(単位：千円)

科目名	金額	科目名	金額
(資産の部)		(負債の部)	
1 共済事業資産	1,673	1 共済事業負債	9,234
(1) 共済貸付金	1,596	(1) 共済借入金	1,596
(2) 未収共済付加収入	77	(2) 共済資金	6,939
		(3) 未経過共済付加収入	699
2 流動資産	213,660	2 流動負債	52,019
(1) 現金	7,824	(1) 経済事業未払金	44,905
(2) 預金	141,612	(2) その他の流動負債	7,114
(3) 受取手形	220		
(4) 経済事業未収金	50,087	3 固定負債	3,097,584
△貸倒引当金	△ 10,795	(1) 長期借入金	1,414,883
(5) 棚卸資産	18,998	(2) 受入保証金	13,653
(6) その他の流動資産	5,714	(3) 保証求償債務	1,642,166
3 固定化債権	10	(4) 退職給付引当金	26,382
(1) 信用事業譲渡特別資産	1,956,612	(5) 遭難救助引当金	500
△貸倒引当金	△ 1,956,602		
4 固定資産	285,156	負債の部合計	3,158,837
有形固定資産	200,343		
(1) 建物	97,822	(資本の部)	
(2) 構築物	6,410	1 出資金	72,439
(3) 機械装置	15,424	2 資本準備金	19,186
(4) 車両運搬具	463	3 利益剰余金	△ 2,749,963
(5) 船舶	1,463	(1) 当期末処理損失金	△ 2,749,963
(6) 工具器具備品	10,696	資本の部合計	△ 2,658,338
(7) 土地	68,065		
無形固定資産	1,013		
(1) 電話加入権	1,013		
投資その他の資産	83,800		
(1) 出資金	65,550		
(2) 長期事業未収金	170,190		
△貸倒引当金	△ 151,940		
(3) その他の投資	1,992		
△貸倒引当金	△ 1,992		
資産の部合計	500,499	負債及び資本の部合計	500,499

X1 漁協の平成 18 年 3 月期の貸借対照表を元に、和歌山県が平成 17 年 3 月 31 日を検査基準日として実施した常例検査の資料を加味してわかる範囲で次の事項について修正を加え修正貸借対照表を作成した。

1) 信用事業譲渡特別資産については長期固定化債権のため、平成 18 年 10 月 31 日現在、未

だ回収できていない 1,956,602 千円を貸倒引当金として計上した。

- 2) 経済事業未収金 50,087 千円のうち、常例検査で固定化債権に分類された 10,795 千円を貸倒引当金として計上した。
- 3) 長期事業未収金 170,190 千円のうち、常例検査で固定化債権に分類された 151,940 千円を貸倒引当金として計上した。
- 4) その他の投資 1,992 千円については個別の明細がなく、平成 16 年 3 月期から残高に変更がないため回収不能と判断し、同額貸倒引当金を計上した。

X1 漁協は平成 18 年 3 月末現在、約 26 億 5 千万円の債務超過に陥っている。不動産には含み益も無く、事業を継続しながら売却できる不動産も限られており、長期借入金と保証求償債務約 3,057 百万円の返済の目処は全く立っていない。

(9) X1 漁協の問題が生じた原因と誤った方向に進むのを回避できなかった理由

X1 漁協の問題が生じた原因は P115 の当初の問題点に記載した次の要因に尽きる。

- 1) X1 漁協の組合員たる漁業者の自己資本不足、旧船の債務を残したままの代船建造
- 2) X1 漁協経営陣の経営方針の誤り（200 カイリ国際規制等の理由による全国的なマグロ船の減船、魚価安の環境下、餌料氷及び燃料油等の供給による漁協の目先の利ざや稼ぎもあり、遠洋マグロ漁業に傾注したこと）
- 3) X1 漁業協同組合の他各系統団体の過大な貸付、過大な保証による支援
- 4) 行政機関の X1 漁業協同組合に対する監督指導

誤った方向に進むのを回避できなかった理由については、問題発生時が昭和 54 年頃で 28 年以上前のことであり、資料も十分でなく、また、X1 漁協への往査や役員等への聞き取りも実施できなかったため、多分に推量が入るが、当時の組合経営陣の経営方針の誤りとその後の突っ走りを止められなかった組合の内部統制の欠如、各系統団体のチェック体制の甘さ、県の X1 漁業協同組合に対する監督指導の甘さが挙げられる。

県漁業信用基金協会の審査委員会及び理事会の議事録を通査したところ当時の議決について次の問題点が指摘される。

- ① 出席委員や出席理事は漁協の役員や金融機関関係者、担当部局県担当者、県漁業信用基金協会の事務局に限られている。
- ② 貸付の保証金額が大きくなると、審査委員会の議決の上に理事会の承認が必要であるが議事録を見ると、審査委員会では理事会に審議を譲り、理事会では審査委員会の決議を得ていることを理由に承認していると思われるケースが散見された。金額が大きい事案については特に審議を尽くさなければならないが、実際は形式に流れ、実質審議が十分だったとはいえない。

マグロ漁業者 16 名（当時の正組合員の 5%にも満たない者）への過大な貸付（総額約 94 億 55 百万円）を行った結果、X1 漁協に多大な損失約 30 億円、その他金融機関 B、県漁業信用基金協会、金融機関 C にも多大な損失が生じ、県にはその後の処理についての関係者間の調整という負担が生じたのである。一度方向を定めて進むと途中で、立ち止まったり、方向チェンジすることが困難なのは民間でも同じであるが、マグロ漁業者の経営実態を冷静に分析し適切な判断を下していれば、これほどまでの負担を負うことはなかったのではないかと考えられる。

(10) X1 漁協の今後の方向性について(意見)

X1 漁協は平成 5 年に作成した経営計画に基づき、金融機関 B や県漁業信用基金協会からの借入金等の返済計画を策定した。経営計画は平成 10 年度と 15 年度に 5 年毎の見直しが実施されているが、(7) の 5) の通り、平成 18 年 3 月期現在、実際の回収実績は当初の経営計画に基づく返済計画と比較すると予定の 50%にも達していない。また、(4) に記したように平成 15 年度以降の X1 漁協の業績は低迷しており、特に平成 17 年 3 月、18 年 3 月期は事業利益ベースで 2 千万以上の赤字を出しており、単年度ベースでも非常に厳しい状況であり、回復する兆しも無い。その結果 (7) の 6) に示したように X1 漁協から県漁業信用基金協会に対する返済金の実績も大きく予定を下回っており、X1 漁協の平成 18 年 3 月期現在の長期借入金 1,415 百万円、保証求償債務 1,642 百万円合計 3,077 百万円(別途 20 百万円の債務保証含む)の返済は非常に厳しい状況にある。

以上を勘案すると現 X1 漁協は破綻処理を行うことも視野に入れて、関係機関協議のうえ、最もふさわしい方法を早期に決断すべき段階に来ているのではないかと思われる。

(参考)

・組合員の推移

(単位:人)

	S61/3	S62/3	S63/3	H 元/3	H2/3	H3/3	H4/3
正組合員	433	432	427	405	393	350	334
准組合員	275	275	265	270	258	286	293
合計	708	707	692	675	651	636	627

	H5/3	H6/3	H7/3	H8/3	H9/3	H10/3	H11/3
正組合員	327	313	300	295	297	313	329
准組合員	292	303	307	309	303	281	273
合計	619	616	607	604	600	594	602

	H12/3	H13/3	H14/3	H15/3	H16/3	H17/3	H18/3

正組合員	326	322	307	303	263	260	234
準組合員	277	274	274	269	301	290	303
合計	603	596	581	572	564	550	537

組合員は20年間で708名から537名へと166名(約23%)減少している。

・役職員の推移

(単位:人)

	S61/3	S62/3	S63/3	H元/3	H2/3	H3/3	H4/3
理事(内非常勤)	7 (6)	7 (6)	6 (6)	6 (6)	6 (6)	6 (6)	7 (7)
監事(内非常勤)	3 (3)	3 (3)	3 (3)	3 (3)	3 (3)	3 (3)	3 (3)
役員計	10 (9)	10 (9)	9 (9)	9 (9)	9 (9)	9 (9)	10(10)
職員	47	49	34	25	24	22	19

	H5/3	H6/3	H7/3	H8/3	H9/3	H10/3	H11/3
理事(内非常勤)	7 (7)	7 (7)	7 (7)	7 (7)	7 (7)	7 (7)	6 (6)
監事(内非常勤)	3 (3)	2 (2)	2 (2)	2 (2)	3 (3)	3 (3)	3 (3)
役員計	10(10)	9 (9)	9 (9)	9 (9)	10(10)	10(10)	9 (9)
職員	19	17	18	18	17	16	17

	H12/3	H13/3	H14/3	H15/3	H16/3	H17/3	H18/3
理事(内非常勤)	7 (7)	7 (7)	6 (7)	7 (7)	7 (7)	7 (7)	7 (7)
監事(内非常勤)	3 (3)	2 (2)	2 (2)	3 (3)	3 (3)	3 (3)	3 (3)
役員計	10(10)	9 (9)	8 (8)	10(10)	10(10)	10(10)	10(10)
職員	17	17	17	17	15	14	14

職員数は過去20年間で見れば、昭和62年3月の49人をピークとして平成18年3月には14人に著しく減少している。昭和63年3月には第二次の取り付け騒ぎが起こり、平成元年3月には信用事業の金融機関Bへの移行が行われており、この時期に職員が激減している。平成18年3月の職員14名のうち6名はスーパー部門の職員である。

5. 会計処理

(1) 保証債務

貸借対照表における保証債務は、期末日における、保証承諾の残高であり、保証債務見返勘定と対照勘定処理されている。

保証債務は、県漁業信用基金協会が保証承諾し、金融機関における融資の実行日に計上される。また、通常の場合は保証期間が満了した時、代位弁済の場合は代位弁済を実行した日に保証債務を消滅させる会計処理を行う。

(2) 求償権

<求償権償却引当金>

県漁業信用基金協会では、「経理基準」にて次のとおり求償権償却引当金に関する事項を定めている。

- ① 年度末において、求償権残高（信用基金から支払を受けた保険金及び支払を受けることが予定されている保険金の額を控除したもの）のうち当該年度に代位弁済したものに対してはその100分の33に相当する額、前年度に代位弁済したものに対してはその100分の67に相当する額、前々年度に以前に代位弁済したものに対しては100分の100に相当する額を求償権償却引当金に繰り入れる。
- ② 求償権のうち回収不能なものは、求償権償却引当金を取り崩し償却する。

平成17年度末の求償権償却引当金の繰入状況は次のとおりである。

(単位：千円)

項目 内訳	代位弁済年度	求償権 残高	保険金受 領額等	小計	繰入必要 額	当期繰入 額	当期戻入 額	(E)/ (C)) × 100	
		(A)	(B)	(C)=(A)-(B)	(D)	(E)=(D)			
近代化 資金	当年度	510	357	153	50	50		33%	
	前年度	15,923	11,146	4,777	3,200	3,200	1,663	67%	
	前々年度以前	134,506	91,687	42,819	42,819	42,819	42,878	100%	
	合計	150,941	103,191	47,749	46,070	46,070	44,542	96.48%	
一 般 資 金	金 融 公 庫	当年度	—	—	—	—	—		—%
		前年度	—	—	—	—	—	—	—%
		前々年度以前	—	—	—	—	—	—	—%
		合計	—	—	—	—	—	—	—%
	一 般 緊 急	当年度	—	—	—	—	—		—%
		前年度	—	—	—	—	—	—	—%
		前々年度以前	106,143	75,052	31,090	31,090	31,090	32,584	100%
		合計	106,143	75,052	31,090	31,090	31,090	32,584	100%
	借 替 緊 急	当年度	—	—	—	—	—		—%
		前年度	—	—	—	—	—	—	—%
		前々年度以前	1,035,029	799,950	235,078	235,078	235,078	270,118	100%
		合計	1,035,029	799,950	235,078	235,078	235,078	2,701,118	100%
	そ の 他	当年度	15,553	10,887	4,666	1,539	1,539		33%
		前年度	7,770	5,439	2,331	1,561	1,561	769	67%
		前々年度以前	4,505,159	2,916,806	1,588,352	1,588,352	1,588,352	1,722,195	100%
		合計	4,528,483	2,933,133	1,595,349	1,591,454	1,591,454	1,722,964	99.75%
計	当年度	15,553	10,887	4,666	1,539	1,539		33%	
	前年度	7,770	5,439	2,331	1,561	1,561	769	67%	
	前々年度以前	5,646,332	3,791,810	1,854,522	1,854,522	1,854,522	2,024,899	100%	
	合計	5,669,656	3,808,136	1,861,519	1,857,623	1,857,623	2,025,668	99.79%	
合計	当年度	16,064	11,244	4,819	1,590	1,590		33%	
	前年度	23,693	16,585	7,108	4,762	4,762	2,432	67%	
	前々年度以前	5,780,839	3,883,497	1,897,341	1,897,341	1,897,341	2,067,778	100%	
	合計	5,820,597	3,911,328	1,909,268	1,903,694	1,903,694	2,070,210	99.70%	

(意見)

求償権償却引当金については、「経理基準」に定めているとおり、当年度分は 33%、前年度分は 67%、前々年度以前のもは 100%積立することになっている。これについては、水産庁の指導に従った処理であり、県漁業信用基金協会も同基準に準拠して処理している。しかしながら、より適正な財政状態を貸借対照表で示すという観点から考えれば、求償権償却引当金は将来における求償権の回収不能に備えて準備金を積み立てるものであるため、求償権の分類基準等に分類した上で、分類毎に回収不能になる割合を算出し、現時点の回収不能見込額を償却準備金として積み立てる等、求償権の償却準備金の積立方法の見直しが必要なのではないかと考えるが、実現には事務ガイドラインの改正が必要とのことである。

(3) 保証責任準備金

保証責任準備金とは、保証にかかる債務履行に備えて積み立てられる準備金であり、一般企業における貸倒引当金に相当する。

保証責任準備金の計上額は、「経理基準」において定められており、

- ・農林漁業信用基金付保分：期末保証債務残×0.6%+所定期限経過債務×10%
- ・農林漁業信用基金無保険分：期末保証債務残×1.0%+所定期限経過債務×33%

とされている。

注1)所定期限とは、融資機関が保証債務の弁済を請求することができる期日を意味する。

注2)平成18年3月末現在で、県漁業信用基金協会に農林漁業信用基金無保険分の保証は存在していない。

平成17年度における保証責任準備金の計算内訳は次のとおりである。

(単位：千円)

保証債務額 (A)	乗率 (B)	責任準備金 (A×B)	(参考)H16 責任準備金
付保分			
保証債務額	2,154,047	0.6%	12,924
所定期限経過保証債務	118,858	10%	11,885
小計			24,810
無保険分			
保証債務額	-	1.0%	-
所定期限経過保証債務	-	33%	-
小計			-
合計			24,810
			20,265

平成 17 年度は、所定期限経過保証債務額が増加（前年比 70.7%増加）したことに伴い、保証責任準備金の計上額も増加している。

保証責任準備金は、損益計算書上洗替処理されており、昨年度における準備金が保証責任準備金戻入（その他収益）、今年度における準備金が保証責任準備金繰入（その他費用）として計上されている。

（意見）引当率（乗率）の妥当性について

県漁業信用基金協会では、「経理基準」に基づき、全国一律の引当率を用いて責任準備金を計算している。しかしながら、地域によって県漁業信用基金協会の経営状態も様々であり、それらを全て一律に扱ってしまうことは妥当ではない。民間企業において漁業信用基金協会の保証責任準備金に相当する貸倒引当金は、当該企業における過年度の貸倒実績に基づいて計算することとなっている。県漁業信用基金協会の財政状態をより正確に表す観点からは、責任準備金の計算も過年度の貸倒（代位弁済）実績に基づいて実施すべきと考えるが、実現には事務ガイドラインの改正が必要とのことである。

（４）保険料

保険料とは、県漁業信用基金協会が行った保証について農林漁業信用基金と保険契約の締結を行うが、その際に県漁業信用基金協会から農林漁業信用基金に支払う保険料のことである。

保険料の支払は年払いであり、毎月の保証承諾を取りまとめて農林漁業信用基金に対して保険料を納付している。

年払いしているため、期末において凡そ半年分の保険料が前払費用となっている。この前払費用が未経過保険料として資産計上されている。

代位弁済が発生して受取った保険金の額は納付準備金勘定で処理されている。

未払保険料は、過年度も含めて 2～3 月に承諾した保証債務に係る 3 月分の保険料であり、日割計算により未払計上している。

直近 3 年間の保険料、未経過保険料、未払保険料推移は次のとおりである。

（単位：千円）

科目		H15	H16	H17
保険料	A	8,711	9,058	6,805
未経過保険料		4,116	3,740	5,728
未払保険料		2,199	1,662	3,646
保険金（求償権補てん金）	B	14,962	17,199	11,945
保険金倍率	B/A	1.71	1.89	1.75

県漁業信用基金協会が支払う保険料と、農林漁業信用基金から支払われる保険金を比較したところ、農林漁業信用基金から支払われる保険金は保険料の1.7倍～1.8倍となっていた。県漁業信用基金協会にとっては有利な保険となっている。

(5) 保証料

保証料とは、県漁業信用基金協会が中小漁業者の委託に基づいて保証を行う対価として徴収するものであり、決算上保証料勘定で計上されている。保証料の収納は、原則として保証時に一年分を一括徴収している。そのため、多額の未経過保証料（前受保証料）が負債に計上されている。

直近3年間の保証料、未経過保証料の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

科目		H15	H16	H17
保証料	A	17,186	17,749	13,785
未経過保証料	B	8,194	7,387	10,756
保証債務		2,383,010	2,287,060	2,272,073
保証債務・保証料比率(%)		0.721%	0.776%	0.606%
未経過比率(年)	B/A	0.47	0.41	0.78

保証残高がピーク時に比べて減少傾向となっていることもあり、保証料、未経過保証料ともに低水準で推移している。

保証料の推移は、県漁業信用基金協会の主たる事業収入の推移であり、県漁業信用基金協会の事業活動の活動度合いを示しているといえる。確かに、保証料収入の多寡は、漁業環境や経済環境などの外的要因にも左右されるため、必ずしも県漁業信用基金協会の事業活動などの内的要因だけによるものではない。漁業者側の原因により保証利用が減少している面も認められる。

(6) 長期借入金

期末において計上されている長期借入金は農林漁業信用基金等からの借り入れであり、低利により借り入れている。

直近3年間の借入金、借入金利息の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

科目		H15	H16	H17
長期借入金	A	2,439,300	2,425,200	2,332,200
借入金利息	B	547	529	507
平均利率※	B/A	-	0.022%	0.021%

※利率は、借入金利息 / (前年度借入金 + 当年度借入金) ÷ 2 で計算している。

借入金は定期預金等により運用され、その際に発生する利鞘は県漁業信用基金協会の運営経費に充てられている。

(7) 収支構造の分析

県漁業信用基金協会の収支構造を分析するために同協会の17年度の損益計算書を基に組み替えたのが以下の損益及び収支計算書である。

県漁業信用基金協会は、X1 漁業協同組合及び同組合員に対する多額(平成2年度1,739百万円、平成5年度2,010百万円)の代位弁済に伴い財務内容が大きく悪化した。国は財務内容が極めて悪い漁業信用基金協会を援助するため、農林漁業信用基金を通じて資金の低利融資を行い、漁業信用基金協会はその資金を定期預金等で運用し、利ざやで財務基盤を強化させる施策を継続実施している。和歌山県も国の施策に同調し、同様の低利融資を実施している。平成17年度の国の低利融資は約1,730百万円、和歌山県は700百万円である。また、県は運営費補助金を3,000千円支出するとともに、県職員を1名(専務理事として)派遣し、資金面だけではなく人的にも支援している。

これによる影響を加味して作成したのが下記の損益及び収支計算書である。国からの援助による利ざやが16,074千円、県からの援助による利ざやが10,634千円、県からの受入助成金3,000千円を別記している。なお、県から派遣している職員にかかる費用の一部は県が負担しているため、県漁業信用基金協会の負担部分のみが損益計算書に含まれている。この利ざや等を除く基金協会単独の事業損益は11,996千円の損失、当期損益でも14,843千円の損失となっている。資金収支で見ても、事業収支段階で11,709千円の支出超過、当期収支段階で11,254千円の支出超過となる。国や県からの援助なくしてはやっていけない県漁業信用基金協会の実態が浮かび上がってくる。

H17.4.1～H18.3.31 損益及び収支計算書 (単位：千円)

[事業損益の部]	金額	うち 国からの 援助借入・運用分	うち 県からの 援助借入・運用分	差引：基金協会単 独の収支
事業収入	66,804	16,074	10,780	39,950
保証料	13,786			13,786
戻り保険料	210			210
延滞保証料	89			89
違約金	5			5
預金利息	16,399	16,070		329
有価証券利息	35,481	4	10,780	24,697
受入奨励金	748			748
受入配当金	86			86

事業直接費	8,651	152	146	8,353
保険料	6,806			6,806
戻し保証料	326			326
信用調査費	212			212
債権管理費	800			800
支払利息	507	152	146	209
事業管理費	43,593	0	0	43,593
人件費	34,295			34,295
旅費交通費	2,072			2,072
事務費	942			942
業務費	248			248
諸税負担金	2,581			2,581
施設費	3,162			3,162
減価償却費	287			287
雑費	6			6
事業損益	14,560	15,922	10,634	-11,996
(事業収支)	14,847	15,922	10,634	-11709
[事業外損益の部]				
その他収益	2,093,932		3,000	2,090,932
求償権償却引当金戻入	2,070,211			2,070,211
保証責任準備金戻入	20,266			20,266
受入助成金	3,000		3,000	0
雑収入	455			455
その他費用	2,093,779			2,093,779
求償権償却費	165,275			165,275
求償権償却引当金繰入	1,903,694			1,903,694
保証責任準備金繰入	24,810			24,810
事業外損益	153	0	3,000	-2,847

(事業外収支)	3,455	0	3,000	455
当期利益	14,713	15,922	13,634	-14,843
(当期資金収支)	18,302	15,922	13,634	-11,254

(8) 修正貸借対照表の検討

これまでの検討を踏まえ、平成 17 年度（平成 18 年 3 月 31 日現在）の修正貸借対照表の検討を行った。

(単位：千円)

科目名	金額	科目名	金額
(資産の部)		(負債の部)	
(資産の部)		(負債の部)	
1 流動資産	12,174,920	1. 流動負債	9,784,393
(1) 現金	1	(1) 借入金	2,332,200
(2) 預け金	1,120,820	(2) 保証債務	2,272,073
(3) 有価証券	2,299,476	(3) 保証保険債権見返	2,272,073
(4) 保証債務見返	2,272,073	(4) 納付準備金	2,891,685
(5) 保証保険債権	2,272,073	(5) 未払金	17
(6) 求償権	4,178,430	(6) 未払費用	3,713
(7) 未収金	3,000	(7) 前受収益	10,756
(8) 未収収益	13,335	(8) 仮受金	1,874
(9) 前払費用	5,817	2. 固定負債	1,378,159
(11) 仮払金	2,931	(1) 求償権償却引当金	1,281,171
(12) 厚生資金	6,960	(2) 保証責任準備金	24,810
2. 固定資産	44,738	(3) 退職給与引当金	72,179
(1) 有形固定資産	10,070	負債の部合計	11,162,553
減価償却累計額	△ 8,974	1. 出資金	1,631,150
(2) 外部出資	42,342	2. 交付金	27,092
(3) 差入保証金	1,300	3. 繰入金	513,299
		4. 繰越欠損金	△ 1,129,149
		5. 当期利益金	14,713
		資本の部合計	1,057,105
資産の部合計	12,219,658	負債及び資本の部計	12,219,658

注) X1 漁業協同組合に係る求償権を償却すると想定し、関連科目を修正した。この修正は損益に与える影響がないため、資本の部に変動はない。

6. 役員の状況

過去 18 年間の役員の状況は、次のとおりである。

年度	役員報酬 (単位：千円)	役員数(人) (内：常勤)	内：県OB(人) 又は県派遣者
平成元年	2,997	17 (1)	1 (常勤)
平成2年	2,550	17 (1)	—
平成3年	2,550	17 (1)	—
平成4年	2,550	17 (1)	—
平成5年	5,850	17 (1)	1 (常勤)
平成6年	6,750	17 (1)	1 (常勤)
平成7年	7,000	17 (1)	1 (常勤)
平成8年	7,003	17 (1)	1 (常勤)
平成9年	7,050	17 (1)	1 (常勤)
平成10年	6,216	17 (1)	1 (常勤)
平成11年	5,200	17 (1)	1 (常勤)
平成12年	4,783	17 (1)	1 (常勤)
平成13年	4,280	17 (1)	1 (常勤)
平成14年	4,280	17 (1)	1 (常勤)
平成15年	2,607	17 (1)	1 (常勤)
平成16年	3,551	13 (1)	1 (常勤)
平成17年	2,720	13 (1)	1 (常勤)
平成18年	(年度途中)	13 (1)	1 (常勤)

86 頁に記載したように県信用保証協会に対しては、平成 16 年 5 月に金融庁が示した「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」により都道府県関係者の役員選任については、常勤役員の数以内にとどめるよう指導がなされている。これは、県信用保証協会の役員の任命権は都道府県知事にあり、県信用保証協会に対する主務大臣の権限の一部が都道府県知事に委任されており、日常監督は都道府県知事がおこなっていることから、協会役員は都道府県職員以外から選任するとともに、都道府県関係者からの役員選任数は最小限にとどめるよう指導しているものである。

県漁業信用基金協会に対しては現在このような監督指針は示されていないが、同基金協会における都道府県関係者の役員選任については、上記表の通り平成 17 年度の常勤役員 1 名は派遣県職員である。

7. まとめ(今後の方向性)(意見)

(1) 自主独立採算制による経営へ

県漁業信用基金協会は和歌山県から自立して独立採算による経営を前提に、漁業経営等に必要な資金の融通を円滑化し、中小漁業の振興を図るといふ、本来の目的を達成すべきである。そこで、県漁業信用基金協会の進むべき道を模索してみる。

①現状の採算について

(単位：千円)

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
公表当期利益金	△450,639	71,261	34,859	14,713
<修正項目>				
運営費補助	3,000	3,000	3,000	3,000
低利貸付(7億円)	628	10,603	10,610	10,634
出資金の放棄		(387,000)		
県派遣者の給与	6,500	6,500	6,500	6,500
修正後当期利益金	△460,767	51,158	14,749	△5,421

※ 出資金の放棄は、損益計算書に影響を与えてはいないが、繰越欠損金に充当されている。

※ 県派遣者の給与については、一部基金協会で負担しているが、県が負担している部分を概算で記載している。

※ 平成14年度の赤字は、求償権償却引当金繰入額537,429千円を計上した結果であり、資金の支出はない。

上記の表は、現在公表されている県漁業信用基金協会の当期利益金をスタートとして、県からの支援部分を差し引いた損益計算書である。ここでは、県からの支援がなくとも、損益計算上採算が合っているように見える。

そこで、この損益計算書の内、平成17年度分について、資金収支ではどのようなになっているかを示したのが次の表である。(第3章. III. 6. (7) 収支構造の分析を要約)

平成17年度の修正資金収支計算書

(単位：千円)

	収入及び支出	収支差額
事業収入(支援の運用益以外を含む)	39,950	
事業直接費	8,353	
事業管理費	43,306	
事業収支		△11,709
事業外収入	455	
事業外支出	0	
事業外収支		455

修正当期資金収支		(△11,254)
国からの援助借入・運用分	15,922	
県からの援助借入・運用分	10,634	
県からの受入助成金	3,000	29,556
公表当期資金収支		18,302

上記の表から言えることは、現状の資金収支である限り、国、県からの支援を受けなければ県漁業信用基金協会の経営は成り立たないということである。

②県漁業信用基金協会存続の検討

県漁業信用基金協会の場合、「第3章 II. 4. (4) X1 漁業協同組合について」で述べたように、過去の経緯より約59億円の代位弁済が実行され、多額の求償権（ほとんど回収の見込みがない。）が存在している。

この時、県漁業信用基金協会の財務基盤が危機に瀕したため、国、県等の支援により資金を調達し代位弁済を実行することは出来たが、その影響により財務状況が悪化した。国や県等としては県内中小漁業者の金融の円滑化を図るためには漁業専門の信用保証機関である県漁業信用基金協会が不可欠であり、その信頼性を回復、維持するため、財務内容を早急に改善し、その信用及び保証能力の増加を図る必要から低利貸付による支援を行い平成18年3月現在の残高は約23億円強となっている。この借入金を原資として県漁業信用基金協会は定期預金や国債等で運用し、その利息約38百万円をもって、事業費等に充当している。従って、国、県等の支援なくしては県漁業信用基金協会の経営は困難であり、以下に記すように、財務健全化のための「経営改善計画書」について中間見直しを前提に、固定化した債権の回収を中心業務とするのではなく、債務保証を中心業務とする県漁業信用基金協会として存在することが出来るのかを検討する必要がある。

(2) 事業の譲渡・合併の方向性も視野に入れて

従来、県漁業信用基金協会の役割として、会員たる中小漁業者等が、漁業近代化資金、また中小漁業者等の事業又は生活に必要な資金を金融機関から借り入れる際の債務の保証をすることや農林漁業金融公庫の委託を受けて、漁業協同組合等が中小漁業者等に貸付を行った場合の保証に寄与してきたが、昭和60年頃より代位弁済が増え、収支が悪化し、国や県等からの補助金や借入金による支援を受け、事業の経営を進めてきたのは上述のとおりである。

その結果、国、県等の支援がなければ、経営が成り立たない状況にあり、民間企業であれば、すでに倒産に至っている状態と言える。しかしながら、我が国においては「水産物の安定供給の確保」「水産業の健全な発展」を基本理念として制定された水産基本法(平成13年法律第89号)を受け、国策等による漁業の振興を考えれば、漁業者等にとって県漁業信用基金

協会は必要不可欠である。しかし、現状では「経営改善計画書」が計画通りに進んでおらず、計画の中間見直しを行っても、なお計画の達成が困難であると考えられる場合には、農林漁業信用基金や他府県の漁業信用基金協会への事業譲渡や合併を検討しなければならない。

以上のことを踏まえつつ、県漁業信用基金協会の今後を検討してみることにする。和歌山県の水産に関する資料（平成17年）によれば、漁業経営体が10年間で25%減少し、漁業就労者の減少及び高齢化による後継者問題もさることながら漁獲量の低下に加えて、現在低迷している魚価は回復する兆しもない中、この魚価を長期的に見通すことの困難さなど、漁業を取り巻く環境が一段と厳しい状況にある。そうしたことを踏まえて、県漁業信用基金協会の経営を見てみれば、国、県等の支援を受けない場合の事業活動による収支均衡を維持していくのは非常に困難と考える。

現在、県漁業信用基金協会は優良保証の拡大や財務内容の健全化を図るために、「経営改善計画書」を策定し実行してきているが、計画通り進まない現状では、先に結論を出すべき時期に来ている。

従って、ここは県漁業信用基金協会の事業譲渡・合併（もしくは、事業譲渡・合併と同様の効果をもたらす方法）を視野に入れて、県漁業信用基金協会の見直しについて具体的な内容を決めていくべきと考える。

（3）県漁業信用基金協会の見直しについて

まず、現在、進行中の「経営改善計画書」の状況を検討する必要がある。

①当初「経営改善計画書」の内容

ア．経営改善計画の期間

平成13年4月1日から平成28年3月31日

イ．経営改善計画の目標

- ・ 欠損金の解消
- ・ 基金の造成
- ・ 優良保証の拡大
- ・ 事業管理費等の経費の節減
- ・ 財務の明確化

ウ．具体的な改善策

上述したように、過去に多額の代位弁済を実行した影響で財務状況が悪化したため優良保証の拡大や財務内容の健全化を目標とした平成13年4月1日から平成28年3月31日までの15カ年を期間とする経営改善計画を策定した。

当初計画では、15年間で繰越欠損金を解消することを目標とし、そのための具体策（支援策）が盛り込まれている。

	計画（期間満了時まで）	備考
基金等造成	この計画期間 15 年間で 997,936 千円を見込む	その内、県からの 9 億円を見込む。
減資	この計画期間 15 年間で 526,200 千円を依頼する	その内、県に 3.67 億円を依頼。
保証引受	この計画期間 15 年間で 23,466,788 千円を見込む	毎年約 16 億円を予定。
代位弁済	この計画期間 15 年間で 149,707 千円に抑える	
求償権回収	平成 12 年度末の求償権残高 67 億円及び 1.49 億円に対してこの計画期間中に 1,720,741 千円の回収見込	計画期間中に生じる 1.49 億円の代位弁済を含め、平成 28 年度以降も回収するとして、その回収率 38%を見込む。
基金運用	この計画期間 15 年間で 738,303 千円を見込む	毎年約 5 千万円を見込む。
経費の節減	人件費他諸経費の見直し	事業直接費、事業管理費を合わせて毎年約 5 千万円を見込む。
当期利益金	この計画期間 15 年間で 291,619 千円を見込む	平成 17 年度以降、毎年約 5 千万円を見込む。
次期繰越欠損金	この計画期間 15 年間で 1,244,733 千円の欠損金を 解消	当期利益（約 3 億円）、減資（約 5 億円）、繰入金戻入れ（約 5 億円）などにより解消

②経営改善計画と実績との比較

平成 13 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 15 ヶ年計画のうち、既に 5 年経過したので、5 年間（平成 17 年度まで）の計画と実績を比較したのが次の表である。

（単位：千円）

	計画	実績	対比	備考
基金等造成	983,634	107,535	△876,099	14 年度県 9 億円増資は低利融資 7 億円に変更 実績が上回った年は保証に伴う出資増
減資	487,300	537,900	50,600	14 年度県 367 百万円は 15 年度 387 百万円で実施

				金融機関 B の減資は、14 年度開始を 19 年度以降に変更
保証引受	10,129,975	7,061,591	△3,068,384	近代化資金の需要減少 漁協への保証見込減少
代位弁済	149,707	203,523	53,816	計画外の代位弁済が発生
求償権回収	943,696	400,374	△543,322	担保物件の時価の低下、求償債務者の償還能力の低下により減少
基金運用	226,112	336,524	110,412	債券の売買等により計画を上回っている
経費の節減	271,788	265,606	△6,182	直接事業費、事業管理費対象 保証減少に伴う保険料の減少 13 年度は退職給与引当金の適正化に伴い増加
当期利益金	△61,293	△444,486	△383,193	
次期繰越欠損金	△516,790	△1,114,436	△597,646	繰入金 513,300 千円、金融機関 B の減資先延ばし 26,000 千円、農林漁業信用基金への減資協力 12,537 千円を考慮すると、17 年度で実質 45,809 千円の下振れ

※ 次期繰越欠損金は、平成 17 年度末時点の計画と実績の金額であるが、それ以外は、平成 13 年度から平成 17 年度まで（5 年間）の計画と実績の累計金額である。

上記の表からは、大幅に計画と実績の数値が違っているのは、保証引受、次期繰越欠損金そして求償権回収である。保証引受の大幅な減少は、事業収入である保証料収入の減少を意味し県漁業信用基金協会独自の収入の確保が難しくなる。又、次期繰越欠損金の大幅な未解消は、会員にとって、大きな負担を強いる原因となる。これは、間接的ではあるが優良保証の縮小に繋がる。

さらに、求償権回収の減少は予定していた繰越欠損金解消の達成が困難になることに繋がる。既に、計画と実績が乖離してきている状態では、このまま計画通りに進むことは期待出来ず、計画の中間見直しが必要と考える。

県漁業信用基金協会は、上記「2」事業の譲渡・合併の方向性も視野に入れて」でも述べたように、中小漁業者等が必要とする資金の融通を円滑にし、中小漁業の振興を図るという目的から、経営改善を図らなければならない組織であるが、現状は国、県等の支援なくしては、経営が成り立たない状態に陥っている。このことを考え併せれば、当初計画の見直しも

期間を延長するような先送りとなるようなものではなく、抜本的な見直しが必要である。

そもそも、漁業者や漁業協同組合が金融機関から融資を受けるにあたり、保証することにより、漁業者等の信用補完を通じてその経営を支えてきたが、漁業経営の悪化等により県漁業信用基金協会の財務状況は極めて厳しい状況である。

現在、和歌山県から7億円の低利融資を受け、県漁業信用基金協会は定期預金等として運用し、利ざやを稼ぐという支援方法となっているが（この利ざやにより県漁業信用基金協会の運営費の一部を賄っている。）、経営改善計画の中間見直しの1つとして貸付金を出資金に切り替えて、その後減資を行い、債務超過を解消する方法を検討する必要があるが、その場合は次のような条件も検討しなければならない。

(i) 県からの助成金3,000千円の廃止

(ii) 県職員派遣の廃止

一方、上記の見直しと並行して、県をはじめとする関係機関で協議を行いながら県漁業信用基金協会の組織等について次のような抜本的な見直しをしなければならない。

(i) 早期退職制度も含めた適正人員及び適正給与への見直し

県漁業信用基金協会はすでに経営改善計画の達成のために、関係機関から様々な支援を受けており、今後の計画達成のためには更なる自助努力が必要であると考えます。具体的には給与水準の見直しと仕事量に応じた適正人員を決める必要がある。

そこで、県漁業信用基金協会の職員数と人件費及び1人当たり平均の人件費を表したのが、次の表である。

年度	人件費 (単位：千円)	常勤役職員数 (単位：人)	内：県OB 又は県派遣者	職員 人件費/人(千円)
平成元年	17,729	5	2	4,432
平成2年	21,235	5	1	5,309
平成3年	22,220	5	1	5,555
平成4年	23,521	5	1	5,880
平成5年	25,126	6	2	6,282
平成6年	25,099	5	1	6,275
平成7年	26,643	5	1	6,661
平成8年	26,671	5	1	6,668
平成9年	27,099	5	1	6,775
平成10年	29,444	5	1	7,361
平成11年	24,318	5	1	6,080
平成12年	24,220	5	1	6,055
平成13年	27,237	5	1	6,809

平成 14 年	26,056	5	1	6,514
平成 15 年	27,550	5	1	6,888
平成 16 年	28,822	5	1	7,206
平成 17 年	29,148	5	1	7,287
平成 18 年	(年度途中)	5	1	

※ 人件費は給料手当、法定福利費、当年度退職給与分、厚生費からなる。

このような見直しを行う場合、まず現状分析が必要である。

しかしながら、平成元年からの仕事量と今の仕事量が同じであるかどうか、人員が変わっていないことについての言及など、人員配置の適格化を図るには、県をはじめとする関係機関の主導でもって見直しをする必要がある。というのは、本来の中心業務である保証承諾が昭和 51 年から 60 年までは平均して 250 件であったのが、平成元年から平成 17 年までを見ると平均 70 件と約 4 分の 1 に減少しているが、職員の数は同じである。たしかに、求償権の増加に伴う回収業務の煩雑化や多様化なども考慮する必要はあるが、求償権の回収実績は低下してきており仕事量は相対的に減少してきているといえる。そこで、人員を削減できるのかを検討し、業務量に見合った人員配置をすることが必要である。又、いわゆる借り得を防ぐためにも法令等が改正され実施できるようになれば、求償権の回収業務をサービサーに委託することも検討すべきである。

それとともに、給与水準の見直しも行う必要がある。現在（平成 17 年度）、一人当たり約 7,287 千円（年間、県漁業信用基金協会が負担する社会保険料等を含む）の給与であるが、果たして、適正な水準かどうか検討する必要がある。これに関しては、金融機関や他府県の漁業信用基金協会、水産関係団体における職員（正社員やパートなどの構成も含めて）などを参考に給与水準を決めるのも 1 つの方法であろう。

具体的には、例えば、早期退職（現時点では、退職金に関しては 100% 積立てしている。）を募る一方で、嘱託やこれからの県漁業信用基金協会の将来も見据えて人材育成という観点からも若い職員に切り替えていくことを検討の 1 つに付け加える必要があるのではないかと考える。

しかし、見直した経営改善計画が予定通りに進まない場合は、県漁業信用基金協会の事業譲渡・合併への移行を検討する必要がある。なお、県漁業信用基金協会の指導監督権限は国にあるので、国と協議を行う必要がある。

諸条件が整い県漁業信用基金協会の事業譲渡や合併が決定しても、具体的な手続終了に至るまでは、相当の期間を要することになると思われる。しかし、早い時期に手続を結了しないと、いつまでも県の負担が続くとともに、漁業者等にも負担を強いることにもなり、結果として、県漁業信用基金協会離れの恐れが出てくる。

(4) 県漁業信用基金協会の事業譲渡や合併までの改善事項

県漁業信用基金協会の事業譲渡・合併を進めていっても、直ちに実行するのは困難であり、その間、県漁業信用基金協会において将来に生じるであろう収入・支出の見直しをしておく必要がある。即ち、収入の確保（アップ）と支出の削減である。その収入の確保（アップ）の1つとして、保証料の継続的な確保であり、支出の削減の1つとして、人件費の見直しである。以下、それについて見ていくことにする。

① 保証料の継続的な確保

法令等の改正により、保証分野の拡大が可能になれば対応するとともに、財務内容及び経営成績に応じて保証先を分類し、財務内容の良くない保証先の管理を重点的に実施することにより、代位弁済が生じないようにすることが必要となる。

② 人件費の見直し

県漁業信用基金協会の事業譲渡・合併を進めても、相当な期間を要するであろうから、その間に、いつでも移行が可能となる体制を整えることが必要である。

それは、上記「3」②(i) 早期退職制度も含めた適正人員及び適正給与への見直し」で述べたように、県漁業信用基金協会の職員の適正な人員、即ち、業務量に見合った人員配置をすることが必要である。又、それとともに、給与水準の見直しも行う必要がある。

具体的には、例えば、早期退職を募る一方で、嘱託やこれからの県漁業信用基金協会の将来も見据えて人材育成という観点からも若い職員に切り替えていくことを検討の1つに付け加える必要があるのではないかと考える。

第4章 利害関係

包括外部監査の対象となった事件につき、私は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。